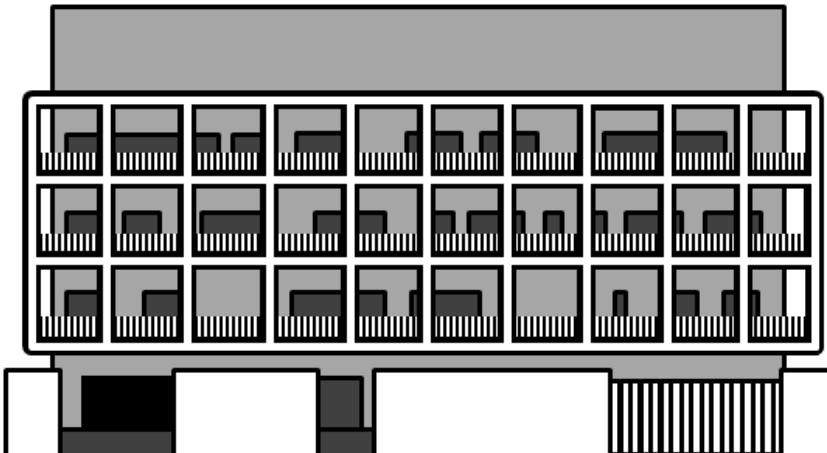


西宮市立こども未来センター

令和5年度 事業概要

Nishinomiya Children's Support Center
Annual Report 2023

We believe in potential,
not limits.



目 次

I	こども未来センターの理念としくみ	
1	こども未来センターの役割と理念	1
(1)	基本理念	1
(2)	命名の由来	2
(3)	4つの支援コンセプト	2
2	こども未来センターにおける支援の構造	3
3	こども未来センターの支援のサイクル	3
II	こども未来センターの概要	
1	組織運営	4
(1)	組織と事務分掌（令和5年度）	4
(2)	職員数	5
(3)	チーム編成	6
(4)	こども未来センター運営審議会	7
2	施設案内	10
(1)	施設概要	10
(2)	各室・設備等の紹介	11
(3)	アクセス	21
3	沿革	22
(1)	こども未来センター開所までの経緯	22
(2)	こども未来センター前史	23
(3)	こども未来センター設立までの経緯	35
(4)	開所式・記念イベント	43
4	広報・周知	45
(1)	こども未来センター開所時の市政ニュース紙面	45
(2)	こども未来センター公式ツイッター	46
III	事業概要	
1	相談支援	47
(1)	電話相談・来所相談	4
7		
(2)	保護者支援	48
(3)	かおテレビ（視線計測装置）	49
2	計画相談支援（本人中心支援計画）	50
3	診察・小児リハビリテーション	51
(1)	診療所	51
(2)	理学療法（PT）	54
(3)	作業療法（OT）	55
(4)	言語聴覚療法（ST）	56
(5)	心理療法・発達検査	57
	[団み記事] 一時預かり事業	58

4 通所支援	59
(1) 通園療育（福祉型児童発達支援センター「わかば園」）	59
5 発達支援	68
(1) 親子療育教室	68
(2) 個別保育	70
(3) 体験保育	70
(4) ほっこり広場（療育前親子教室）	71
(5) 保育所等訪問支援事業	71
6 スクーリングサポート	72
(1) あすなろ学級みらい	73
(2) 学校生活支援教室（のびのび教室）	74
7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援	75
8 地域との連携	77
9 講座・研修・人材育成	78
(1) 一般向け	79
(2) 専門職向け	79
(3) 教職員研修企画	80
(4) 実習生受入	81

IV 西宮市立北山学園（福祉型児童発達支援センター）

1 北山学園の概要	82
(1) 保育時間等	82
(2) アクセス	82
(3) 施設概要	83
(4) 沿革	83
(5) 事業実績	83

付録

1 前年実績比較と分析について	86
2 事務事業評価表	87
3 関連事業費	97
4 条例・規則・要綱	101
5 用語集	125

I こども未来センターの理念としくみ

1 「こども未来センター」の役割と理念

こども未来センターは、発達面や生活面などさまざまな課題や不安をもつ子供がその可能性を最大限に伸ばすことができるよう、福祉・教育・医療が連携し、子供と保護者に対する切れ目のない支援を行うための西宮市の中核施設として、これまでの児童発達支援センター「わかば園」とスクーリングサポートセンターを統合して、平成27年9月に開設しました。

まず、① こども未来センターの相談窓口では、18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、教育や不登校、情緒不安定、性格に関することなど、さまざまな悩みや不安について相談に応じ、的確にさまざまな支援につなげています。

また、こども未来センターでは、② 身体・知的・発達に関する診察や小児リハビリテーションを行う診療所、③ 保護者からの依頼を受け障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援事業所、④ 2歳児から就学前の子供に対して療育の支援をする福祉型児童発達支援センター「わかば園」、⑤ 不登校の小・中学生の社会復帰をめざす「あすなろ みらい」を施設内で運営しているほか、⑥ 学校園など子供が生活する場所に出向き、子供への支援方法や学校園の支援体制について助言を行うアウトリーチを行っています。このアウトリーチについては、民間の幼稚園や保育所、留守家庭児童育成センター、放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所に対象を拡大しています。

今後、これらの事業をより発展させていくことはもちろんのこと、子供と保護者が地域で安心して生活していくように、⑦ 保護者に対する支援の充実をはじめ、⑧ 学校園や障害児通所支援事業所、医療機関、保健福祉センター、児童相談所など関係機関との連携の推進を図り、また、⑨ 市民一般の理解を深めていくことが、西宮市の中核施設としての役割であり、課題となっています。

(1) 基本理念

わたしたちは	⇒ こども未来センターに在籍するすべてのスタッフが、それぞれの専門性を相互に活かしあうことをめざします。
こども自身の 自分らしい	⇒ こども自身が、自分自身の人生のあり方について、他人任せや他人に依存せずに自ら選択し、自ら形づくっていくような、本当の意味での、子どもの「自立」をめざします。
豊かな人生を	⇒ いろいろな価値観を持つ他人を尊重、信頼しながら、自分らしくいられる、自分の居場所を見出し、「社会」の中で、豊かに暮らしていくことをめざします。
実現するための	⇒ 過去や現在の状況はどうあれ、これから(未来)の「自分らしい豊かな人生」を、子どもが自ら実現していくことをめざします。
支援をめざします	⇒ こども未来センターは、子どもの力を信じて共に考え、寄り添っていく「支援」をめざします。

(2) 命名の由来

こども	⇒	さまざまな課題をかかえる こどもたちが
未来	⇒	「これからのこと」 「今後、どうしていくか」 について
センター	⇒	共に考え、支援していくための 中心拠点

(3) 4つの支援コンセプト

基本理念を実現するための次の4つの支援コンセプトを設定しました。

① 必要に応じた支援の実施

発達面、生活面、学習面で課題のある子供の状態はさまざまであり、それぞれにあつた支援のありようを考えていきます。

② 「つなぎ」の強化

市直営というメリットを最大限に生かして、行政組織内や関係機関との連携、情報共有を積極的に行い、子供の支援のための連携拠点として活動することをめざします。

「つなぎ」を強化することは、早期発見・早期支援のために必要であり、効果的な地域支援を行っていくうえでも不可欠な取り組みです。

③ 「専門性」の強化

専門性を強化することにより、早期支援の効果を高めます。

また、専門性を強化することはこども未来センターの魅力を高め、外部の関係機関等としても連携するメリットを高めることにつながります。

④ 学校園・地域の支援力の育成

こども未来センターでは、地域、とりわけ学校園に対する支援を重点的に行い、学校園において生じた問題や課題などについて、学校園自らが対処していくことのできる環境づくりをめざします。

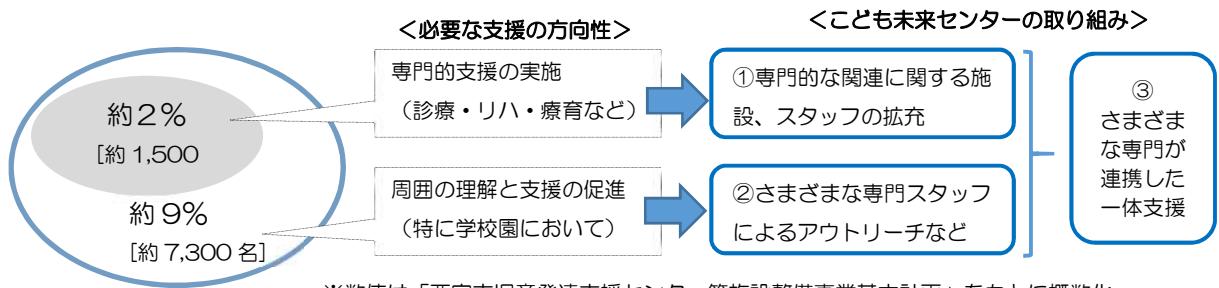
また、共に生きる地域社会を形成するための支援を行います。

2 こども未来センターにおける支援の構造

こども未来センター設立における基本計画で行った推計では、何らかの支援を必要とする子供は、人口比率で約 11%程度存在すると見込みましたが、必要な支援のありかたを考えたとき、大きく二つの方向性があると考えました。

ひとつは、診療・リハビリ・療育など、子供に対して直接実施する専門的な支援であり、もうひとつは、普段の生活場面における理解促進、環境設定を進めるために、学校・幼稚園・保育所などに対して行う、アウトリーチなどの支援です。

こども未来センターの開設にあたっては、この構造を念頭におきつつ、それぞれの層ごとに、必要な支援を実施していくけるようなしくみをつくり、取り組むこととしています。

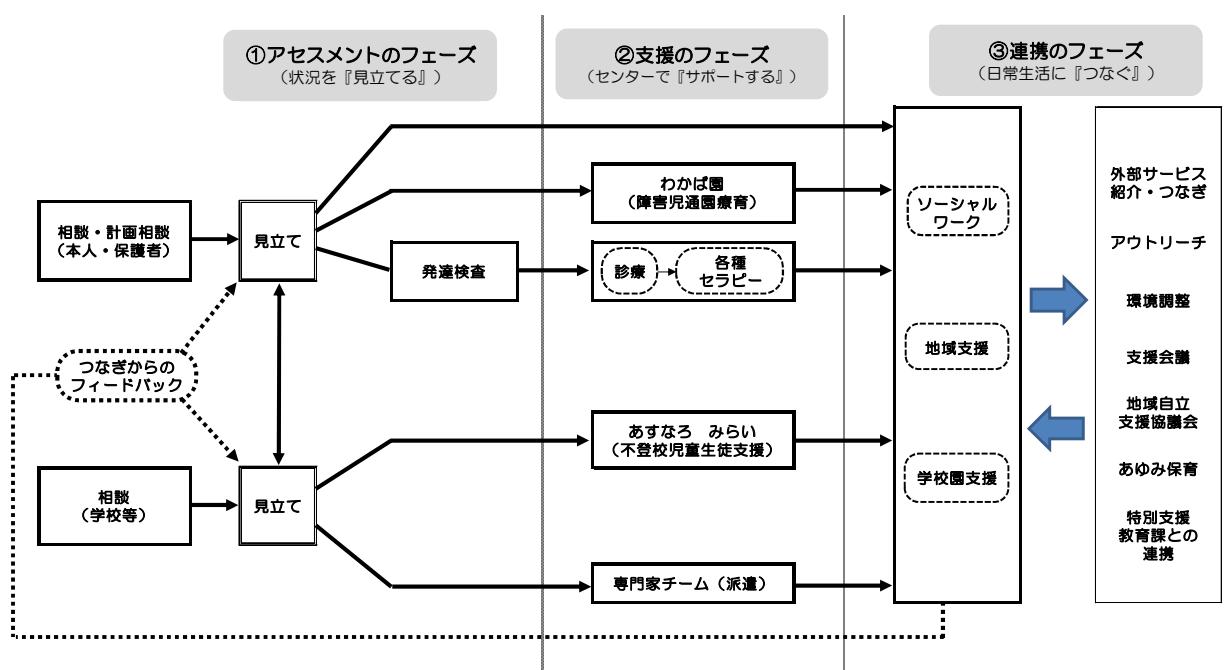


3 こども未来センターの支援サイクル

こども未来センターは、福祉・教育・医療の枠組みを越え、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていくため、3つのフェーズからなる「支援のサイクル」を構築しています。

最初のフェーズでは相談窓口が、相談内容に応じて必要な支援の「見立て」を行うものです。次のフェーズでは（必要性に応じて）専門的な支援を提供するものです。そして最後のフェーズは日常生活に関わる関係者との連携を形作る、というものです。

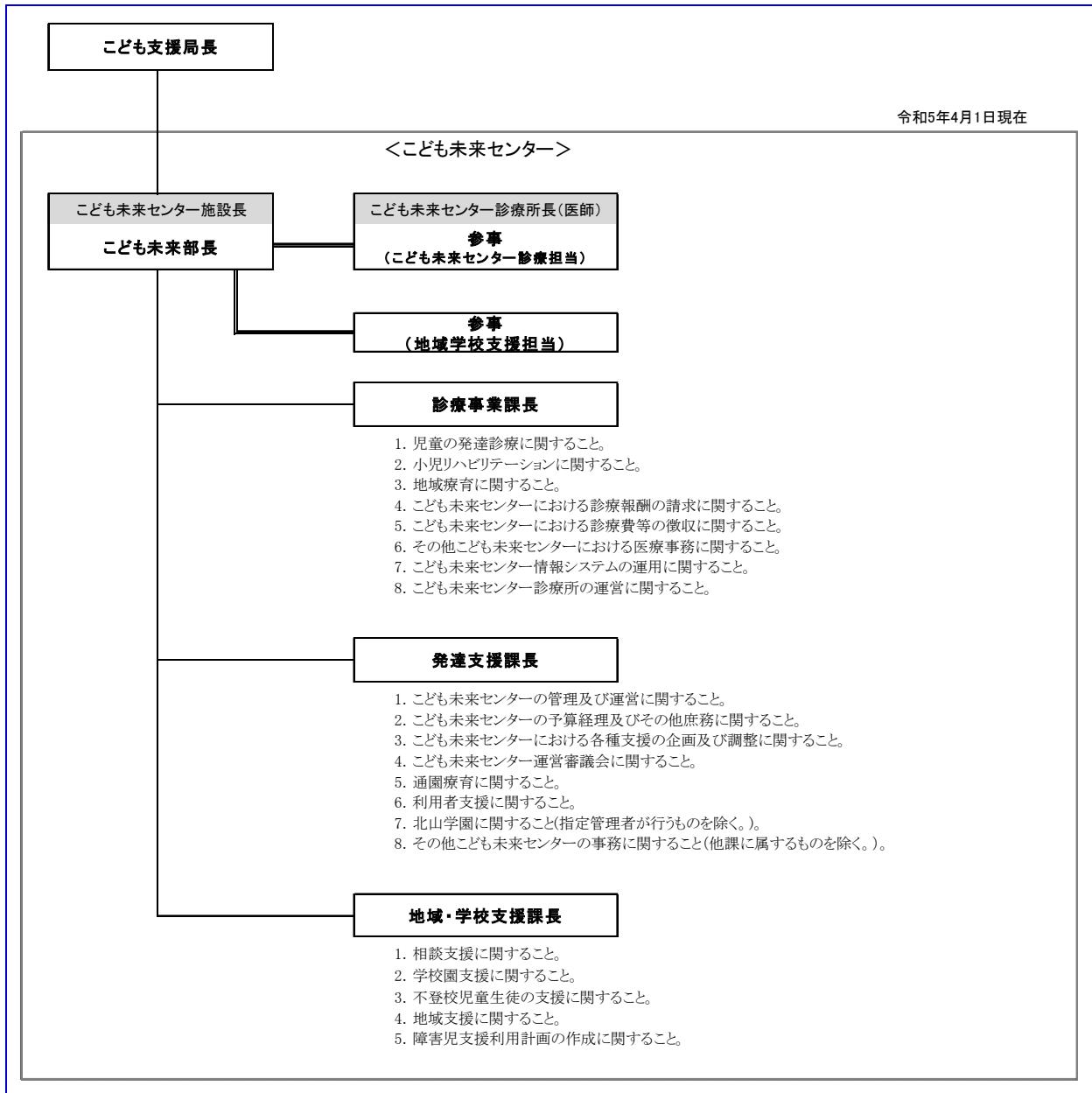
3つのフェーズは、1回流して終わりではなく、『③連携』のあとにそのフィードバックを再び『①アセスメント』に戻し、“支援のサイクル”を形成し、回しながら、支援の精度を高めつつ、関係者による支援ネットワークを構築することを企図しています。



II こども未来センターの概要

1 組織運営

(1) 組織と事務分掌（令和5年度）



(2) 職員数

	職員数	(内訳)			令和5年5月1日現在 【再掲】部門別職員数			
		正規 (*1)	会計A	会計B (*2)	部長級・ 参事	診療 事業課 (*3)	発達 支援課	地域・ 学校 支援課
医師	14	1	3	10	1	13		
看護師	7	2	3	2		7		
理学療法士(PT)	7	4	2	1		7		
作業療法士(OT)	6	3	3			6		
言語聴覚士(ST)	9	4	4	1		9		
心理療法士	14	4	10			3		11
保健師	1	1						1
保育士	17	9	4	4				17
栄養士	1		1					1
調理師	2		1	1				2
指導主事	5	5			1			4
相談員(社会福祉士等)	3	1	2					3
計画相談支援専門員	4		4					4
ソーシャルワーカー	1		1					1
指導員	1		1					1
教育支援員	5		5					5
事務	13	10	1	2	1	5	7	
自動車運転手	1	1						1
計	111	45	45	21	3	50	28	30

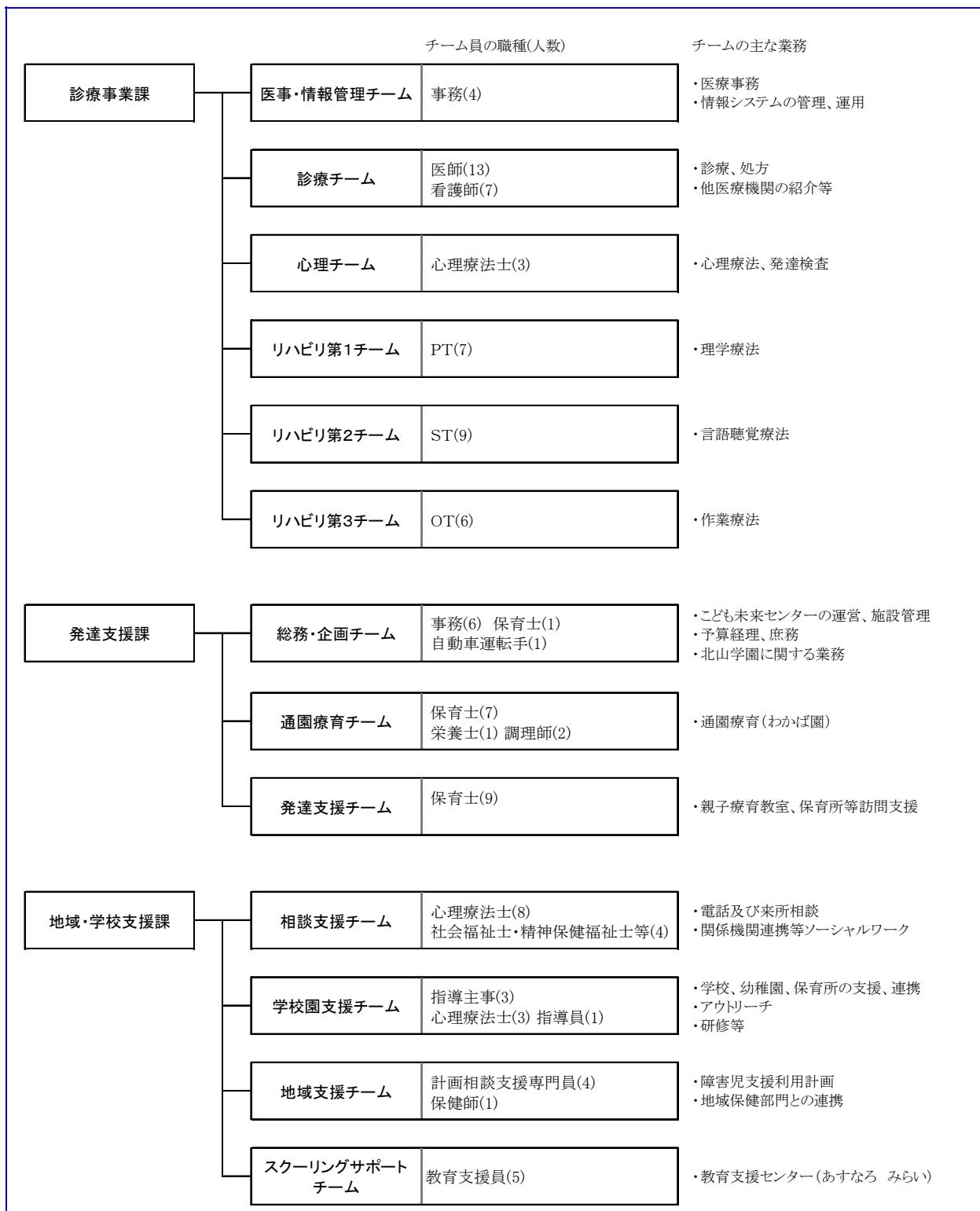
*1) 正規の人数には、併任の指導主事(参事級)1名を含む

*2) 会計Bの人数には、臨時医師10名を含む

*3) 地域・学校支援課の相談員1名(正規)は、有資格者採用の事務職として相談業務に従事(相談員としてカウント)。

(3) チーム編成

令和5年5月1日現在



(4) こども未来センター運営審議会

ア 担任事務

西宮市立こども未来センターの運営に関する調査及び審議

イ 根拠規定

西宮市附属機関条例

ウ 委員名簿

任期 令和6年7月31日まで

選任区分	委員氏名	職業等
学識経験者(会長)	新澤 伸子	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
学識経験者(副会長)	松井 学洋	関西学院大学 教育学部准教授
医療関係者	折山 文子	西宮市医師会
福祉又は教育に関わる者	金高 玲子	元西宮市立特別支援学校長
福祉又は教育に関わる者	畠本 秀希	西宮市肢体不自由児者父母の会 会長
福祉又は教育に関わる者	田村 三佳子	元西宮市地域自立支援協議会
福祉又は教育に関わる者	武山 正樹	西宮市社会福祉協議会 事務局次長
福祉又は教育に関わる者	若松 周平	西宮市児童通所支援事業所連絡会 会長
福祉又は教育に関わる者	原田 憲一	西宮市民生委員・児童委員会
市民	出路 賢之介	公募市民

Ⅰ 開催情報

①運営審議会

年度	回	日時	議題
平成 28	第1回	平成 28 年 5 月 24 日 (火) 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出、 ・今後の審議のあり方について 等
	第2回	平成 28 年 11 月 8 日 (火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度上半期各種事業の進捗状況について ・前回審議会での意見・要望について ・西宮市立こども未来センターの課題について
平成 29	第1回	平成 29 年 5 月 29 日 (月) 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度各種事業の実績について ・平成 29 年度新規事業について ・前回審議会での意見・要望について ・こども未来センターの課題について ・こども未来センターの役割について
	第2回	平成 29 年 11 月 16 日 (木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・前回運営審議会 審議等のまとめ ・平成 29 年度業務実施の概要について ・平成 29 年度新規・拡充事業について ・こども未来センターへの意見・提案について
平成 30	第1回	平成 30 年 7 月 12 日 (木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任について ・西宮市立こども未来センターの概要について ・平成 29 年度各種事業の実績について ・平成 30 年度主要な事業について
	第2回	平成 30 年 11 月 7 日 (水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・前回運営審議会 審議等のまとめ ・平成 30 年度新規事業について ・こども未来センターの課題について
令和 元	第1回	令和元年 7 月 31 日 (水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度各種事業の実績について ・令和元年度主要な事業について
	第2回	令和元年 11 月 18 日 (月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来センターの防災体制について ・こども未来センターの課題について
令和 2	第1回	新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任について ・令和元年度西宮市立こども未来センター実績について ・令和 2 年度主要な事業について
	第2回	令和 3 年 3 月 16 日 (火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市発達障害診療ネットワークについて ・こども未来センターにおける各事業について
令和 3	第1回	令和 3 年 8 月 23 日 (月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度こども未来センター実績について ・令和 3 年度主要な事業について ・運営審議会ワーキングにおける審議内容について
	第2回	令和 3 年 11 月 29 日 (月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度事業内容について ・自己評価結果と分析について ・利用者向けアンケートについて ・関係施設向けアンケートについて

年度	回	日時	議題
令和 4	第1回	令和4年7月26日（火） 10：00～12：00	・こども未来センター運営審議会提言案について
	第2回	令和4年11月1日（火） 10：00～12：00	・会長及び副会長の選任について ・こども未来センターの概要について ・令和3年度こども未来センター実績について ・令和4年度主要な事業について ・こども未来センターの課題について ・運営審議会ワーキングの設置について
	第3回	令和5年3月27日（月） 14：00～16：00	・こども未来センターのあり方（提言案）について
令和 5	第1回	令和5年7月25日（火） 10：00～12：00	・こども未来センターのあり方（提言案）について

②ワーキング

年度	回	日時	議題
令和 3	第1回	令和3年7月15日（木） 10：00～12：00	・運営審議会ワーキングの目的と流れ等について ・令和3年度市民意識調査について ・こども未来センター自己評価の実施について
	第2回	令和3年10月26日（火） 14：00～15：30	・こども未来センター自己評価について ・こども未来センター利用者向けアンケートについて
	第3回	令和4年3月29日（火） 14：00～15：35	・関係施設向けアンケート結果について ・利用者向けアンケート結果について ・市民意識調査について ・こども未来センターへの意見・提案について
令和 4	第1回	令和4年12月22日（木） 10：00～12：00	・西宮市立こども未来センターのあり方にかかる提言案について
	第2回	令和5年2月6日（月） 14：00～16：00	・西宮市立こども未来センターのあり方にかかる提言案について
令和 5	第1回	令和5年5月31日（水） 14：00～16：00	・西宮市立こども未来センターのあり方にかかる提言案について

2 施設案内

(1) 施設概要

所在地	西宮市高畠町 2 番 77 号		
竣工年月日	平成 27 年 7 月 31 日		
開所年月日	平成 27 年 9 月 1 日		
建設費	1,093,600 千円(設計施工一括発注方式)		
構造	鉄骨造 (地上 5 階建)		
敷地面積	2,327.25 m ²		
容積対象床面積 4,112.58 m ²	4,112.58 m ²	5階	157.19 m ²
		4階	699.59 m ²
		3階	1,125.73 m ²
		2階	1,280.12 m ²
		1階	849.95 m ²
		旧わかば園 床面積 990 m ²	旧スクーリングサポートセンター 床面積 1,100 m ²
(参考)			



(2) 各室・設備等の紹介

<1階>



エントランス (玄関)	エントランスは、施設全体の主な出入り口となります。混雑を避けるため十分なスペースを設けるとともに、屋外用バギー置場も設けています。 なお、こども未来センターでは、主に衛生上の観点から玄関で靴を脱ぎ、スリッパに履き替えていただいているが、そのための来所者用の靴箱を設置するとともに、靴の着脱をゆったりとおこなっていただけるよう、腰掛けを設置しています。（なお、車椅子、バギーで来られた方のためには、泥落としマットを設置しているほか、清拭用具を備えております。）
総合受付 サロン	エントランスから入ってすぐに、総合受付を設け、施設全体の案内を行っています。総合受付の後ろには、保護者や利用者が休憩や語らいに利用いただけるサロンを配置しています。サロンには掲示板、情報コーナーを設けているほか、授乳室やプレイエリアも設け、おもちゃ、絵本なども備えています。
授乳室	保護者が授乳をするスペースです。
通園療育 「わかば園」 ・保育室 ・遊戲室 ・医務室 ・バギー置場	保育室を6室、遊戯室を1室設け、安全に配慮するとともに、明るい雰囲気で安心して過ごせるように設計されています。保育室2と3、保育室4と5、遊戯室には可動式間仕切り（パーテーション）を設置しており、利用形態にあわせてフレキシブルな活用ができる仕様になっています。 また、保育室4・5・6の前にはデッキを設け、保育室のすぐ近くに屋外でも遊べる空間をつくりています。
こどもトイレ 2箇所	こどもトイレは各保育室に隣接して設けられており、子供の利用しやすさに配慮して、各種の衛生機器や便器等を配置しています。
調理室	わかば園での給食の提供を行うために、動線を考慮し、保育室と同じフロアに配置し、すぐに配膳できるようにしています。調理室の機器類はオール電化となっています。また、調理室専用の搬入口を設けています。
園庭	園庭は園児の遊び場として特に重要であり、南側の日当たりの良い位置に設けています。基本的に芝生敷の園児にやさしい園庭としているほか、多様な植栽、築山の造成など、豊かな緑空間の形成をめざしています。 園庭の周囲には、花や実のなる木や常緑樹を中心に、季節を感じられる樹木を植樹しています。園庭には、ブランコ、滑り台などの遊具のほか、遮光ネット設置用のポール、ミストシャワー、災害時用の井戸などを設置しています。
駐車場	利用者のための駐車場を設けています。駐車が少ない時間帯には、エントランス前スペースをロータリーとして使用できる設計としており、車寄せ部分には、庇を設け、雨の日でも、スムーズに乗降が可能となっています。



サロン



わかば園廊下

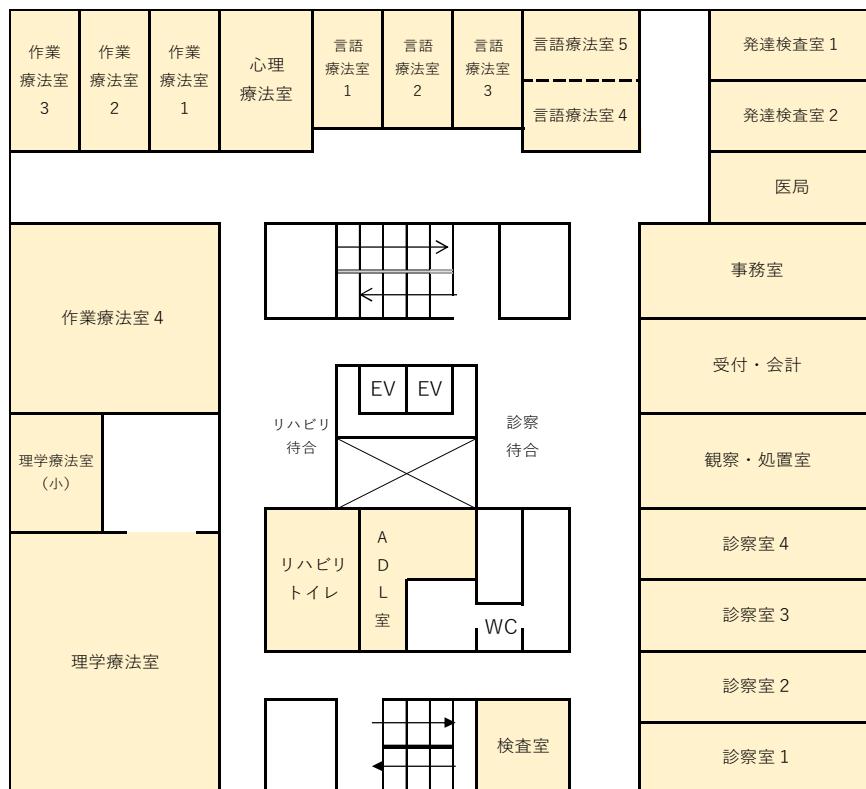


保育室 4・5



こどもトイレ

<2階>



受付・会計 診察待合 リハビリ待合	診療部門は2階に集約しています。エレベーターホール近くに受付・会計（業務委託）を設け、利用者の誘導、案内を行っています。 待合スペースは落ち着いた色調でまとめるとともに、診察部門とリハビリ部門にはそれぞれの待合を設けることで、各室へのスムーズな動線計画を図っています。
診察室	通常の病院などと比較すると、色調など落ち着いた雰囲気になっていますが、これは気軽に、安心して来所していただけるようにという考え方に基づいて設計されました。診察室は4室で同時診察が可能となっています。また、診察室の裏に専用通路を設け、医療スタッフの迅速な移動や対応ができる設計となっています。
観察・処置室	リハビリ前の診察や身体計測、急変時の処置などを行なう部屋です。
医局	医師の執務室として利用する部屋です。
理学療法室 (PT室)	理学療法室では粗大運動（座位、歩行など）の獲得や、姿勢の保持・変換の練習を行います。広いスペースを使い、歩行器や階段など移動や姿勢保持のための様々な機器を使用しています。理学療法室には大と小を設けており、利用者の状況に応じて使い分けすることができます。
作業療法室 (OT室)	作業療法室は4室設けています。作業療法室1～3では将来の自立や社会生活への適応につながる各種の支援を行います。また、可動式間仕切り（パーテーション）を設置している部屋もあり、利用形態にあわせてフレキシブルな活用が可能です。 作業療法室4は、スwingやボールプールなど、各種の器具が備えられています。
言語聴覚療法室 (ST室)	言語聴覚療法室は5室設けていて、ことばやコミュニケーション、食事に関する支援を行います。
ADL室 リハビリトイレ	ADL (Activities of Daily Living) 室には普段の生活に近い環境の部屋（キッチン、風呂など）を設けています。また、ADL室の隣には、リハビリトイレを設けており、これらの部屋で日常生活の動作練習を行います。
発達検査室	子供の発達検査を行うための部屋を2室設けています。
検査室	各種検査などをを行う部屋です。



診療受付・待合



理学療法室（PT室）



作業療法室（OT室4）

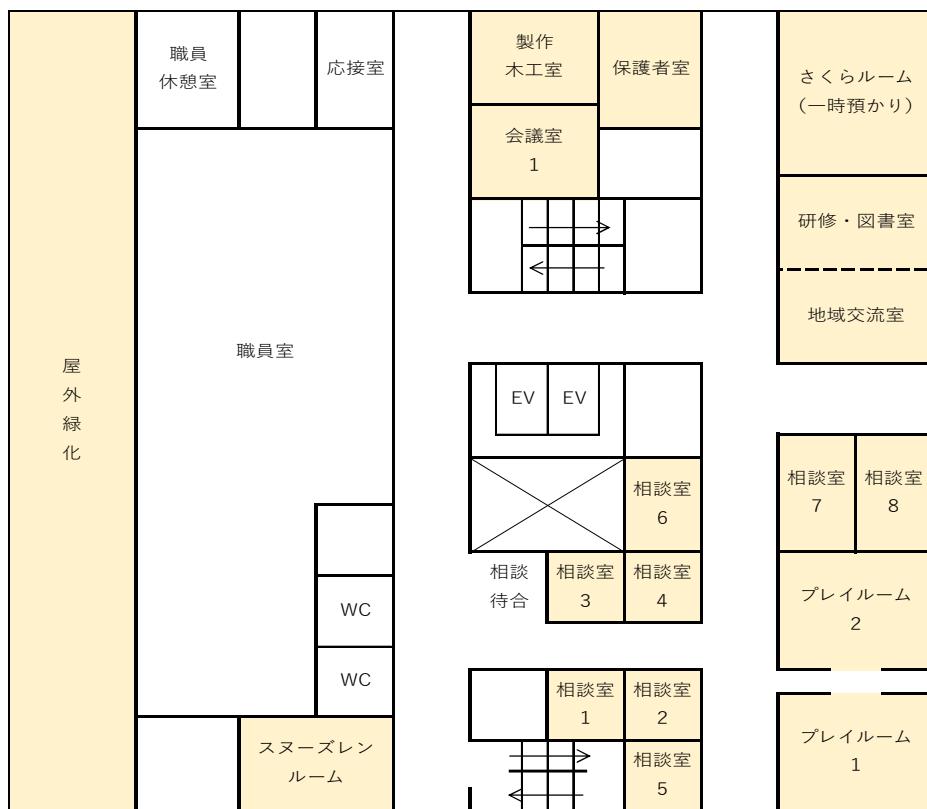


言語療法室（ST室4・5）

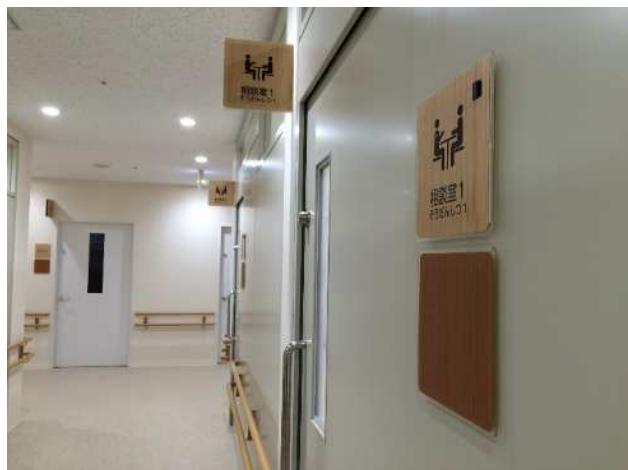


ADL室

<3階>



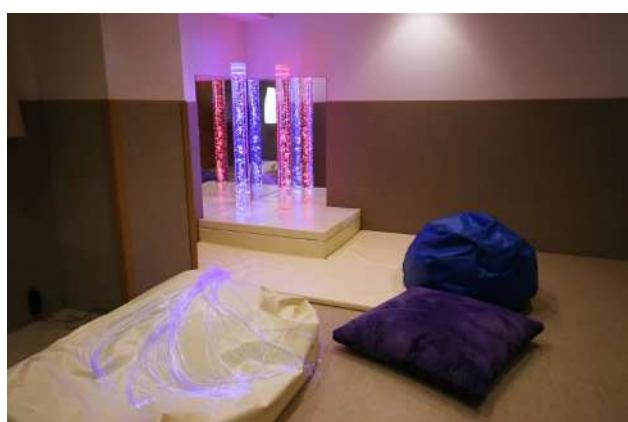
事務室	職員間の相互連携を円滑に行うことをめざし、3階北側に全部門共通の職員室を配置しています。職員室では個人情報の管理等を考慮し、セキュアなエリア設計を行い、来客者の対応などは、受付カウンターで行う設計となっています（夜間はドアの施錠の他、カウンターをシャッターで閉鎖）。 空調・放送・防災などの施設の総合的な管理も職員室で行うことができます。
職員休憩室	職員が昼食等の休憩時に使用する部屋です（流し台・給湯スペースを含む）。
応接室	来客対応などに使用します。
会議室 1	内部の会議・作業等に利用します。
地域交流室 研修・図書室	地域交流・地域団体の活動、職員研修、症例検討、支援会議、専門図書室として使用しています。
相談室 プレイルーム	プライバシーにも配慮して、落ち着いた空間で相談等ができるよう、相談エリアを区画する設計とっています。 相談エリア内に大小の相談室を8室、プレイルームを2室設置しています。プレイルームでは、遊びを通じて子供のアセスメントや関係づくりを行っています。
さくらルーム (一時預かり)	診療・リハビリ中に、きょうだい（未就学）を預けることができるスペースを設けています（要申込・有料）。
スヌーズレンルーム	光や音、触覚等を伝える道具を組み合わせ、ありのままの自分が受け止められ、自分で選び、自分のペースで楽しむことができるようリラクゼーション活動を提供する空間として設計されています。 ※スヌーズレンの語源は2つのオランダ語、スニッフレン<クンクンとあたりを探索する>、ドゥースレン<ウトウトくつろぐ>から造られた造語であり、「自由に探索したり、くつろぐ」様子を表しています。
製作木工室	作業時の騒音に考慮し、下階のリハビリ部門の訓練室とは、離れた位置に設けられています。各種の木工機械や関連器具などを設置しています。



相談エリア廊下



相談室 5

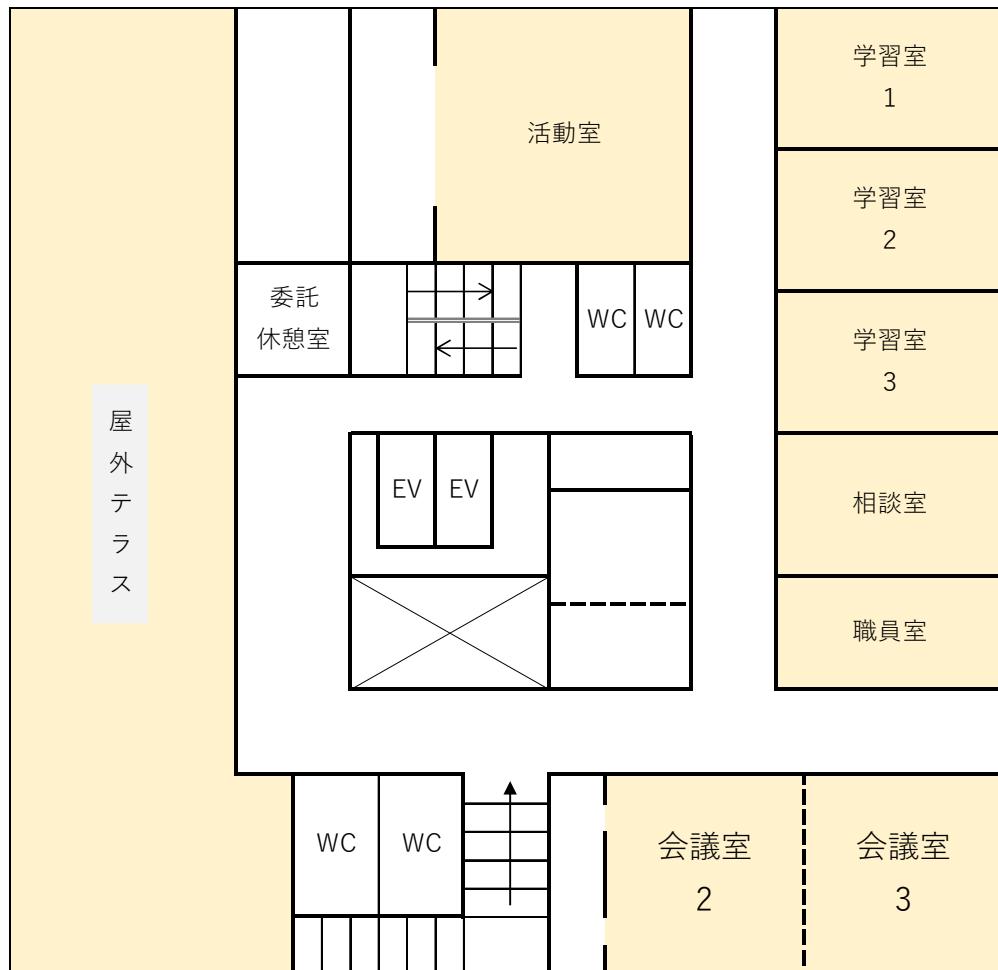


スヌーズルーム



さくらルーム（一時預かり）

<4階>



学習室 (あすなろ みらい)	あすなろ みらいが用いる教室です。少人数で学習できる部屋が設置されています。
活動室 (あすなろ みらい)	学習室では行えない、音楽やレクリエーション活動をする際に利用します。
相談室 (あすなろ みらい)	子供、保護者、学校関係者との面談室として使用しています。
職員室 (あすなろ みらい)	あすなろ みらいのための職員室は、子供の居場所のすぐ近くに設置されています。
委託業者休憩室	清掃、受付・会計業務委託業者職員の休憩用のスペースです。
会議室 2・3	プロジェクター・音響設備を備え、大人数が集まる講演会や会議などが開催可能です。また、パーテーションを備えており、区分して使用することも可能です。災害時には福祉避難所として活用することを想定しています。
屋外テラス	屋上緑化を行い、リラックスできる空間です。まとまったスペースが確保されており、体を動かしたり軽い運動をしたりすることができます。また、児童等による施設内菜園の設備も設置されています。 災害時には焼き出し等を行えるようかまどベンチを設置しています。



学習室（あすなろ みらい）

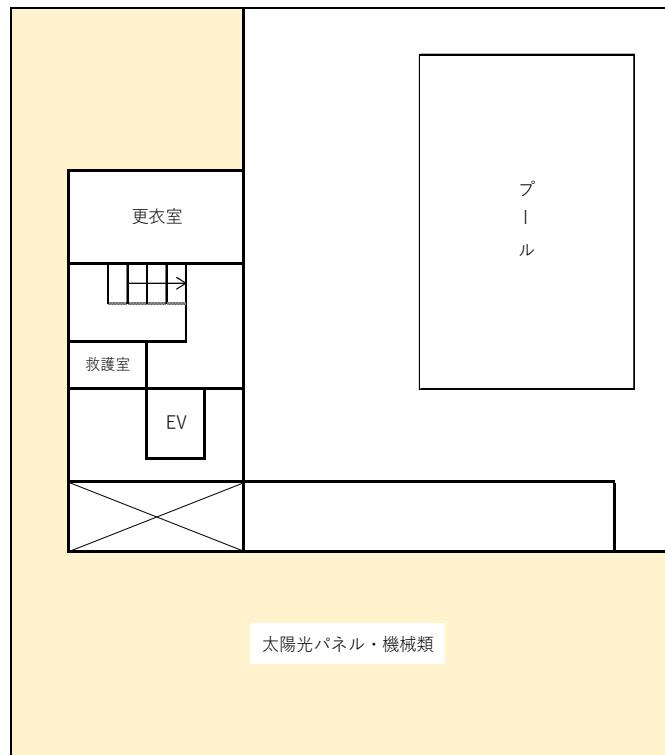


会議室 2・3



屋外テラス

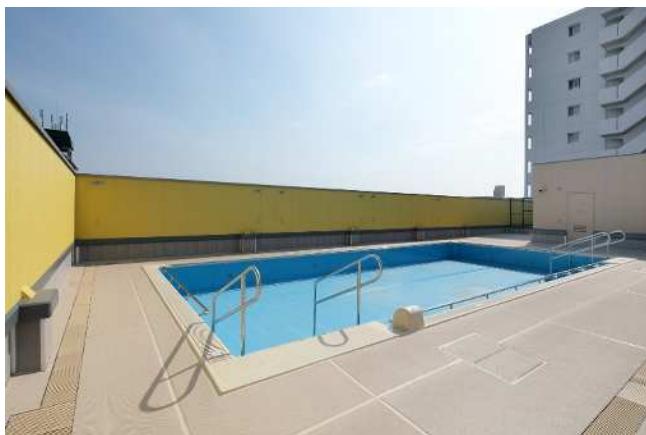
<5階・屋上>



プール	わかば園（通園療育部門）が夏に使用するプールです。屋上に設置されており、大きさは水深 0.7m、幅 6m、長さ 12m となっています。プールサイドは防滑性の床とし周囲は壁を立ち上げる、手摺を設ける等、安全に配慮しています。
救護室	遊泳中に気分が悪くなったり、けがをしたりした場合の応急処置を行う部屋です。
更衣室・倉庫	その他、プールに付随する諸室として、園児及び保護者の更衣室、プール利用時に用いる遊具、補助具等を収納するための倉庫を設置しています。
洗濯室	通園・リハビリ等に使用する子供用タオルや汚物洗いに使用します。
屋上	屋上は、空調室外機、キュービクル等の設備機械置場となっています。振動や騒音対策を行い周辺に配慮します。また、太陽光発電パネルを設置しており、平均 2.5kwh 程度の発電が可能です。

<各階共通・その他設備>

ライトコート (光庭、吹き抜け)	正方形平面でも無窓居室を避けるため中央にライトコート（吹抜）を配置しています。ライトコートは採光を満たすと同時に、施設の性格上長くなりがちな廊下の自然排煙口としても機能するしくみです。
トイレ	各階に男女別および多目的トイレを設置しています。 1階 (1)、2階 (1)、3階 (1)、4階 (2)
倉庫	施設の特性上、収納物品が多くなるため、倉庫を各階に配置しています。 1階 (4)、2階 (7)、3階 (5)、4階 (3)、5階 (1)
防災設備	自家発電機、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難用滑り台、救助袋 非常警報設備、放送設備、県警ホットライン、誘導灯 など



プール



更衣室



太陽光発電パネル



多目的トイレ

(3) アクセス



来館時は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
(駐車場の台数には限りがありますので、身体の不自由な方、車椅子をご利用の方への優先利用にご協力をお願いします。)

- 電 車： 阪急電鉄 「西宮北口駅」 から南東へ 850m
- バ ス： 阪急バス 「高畠町」 から南西へ 360m
 阪急バス 「西宮営業所前」 から東へ 250m
- 自動車： 近隣に有料駐車場あり

3 沿革

(1) こども未来センター開所までの経緯

西宮市立こども未来センターには、福祉・医療分野の「西宮市立わかば園」と、教育分野の「西宮市スクーリングサポートセンター」という2つの前身となった施設がありました。

さまざまな理由で悩み、不安になっているこどもたちや保護者に対して、適切な支援を行っていくためには、福祉・教育・医療などを総合した視点に立った支援が必要と本市は考えました。

そこで、わかば園とスクーリングサポートセンターの移転・再編による新しい施設「西宮市立こども未来センター」を平成27年（2015年）9月に開所し、福祉・教育・医療が連携し、一貫した支援を行うための拠点として事業を開始することとなりました。



(2) こども未来センター前史

ア (旧) わかば園

西宮市内において、就学前肢体不自由児の通園訓練施設が必要との保護者の声を受け、昭和42年（1967年）6月に、津門川町の福祉会館1階に「肢体不自由児母子通園療育センター 西宮市立わかば園」が開設されました（市単独事業。初代園長は早川 義真理学療法士）。



開設当時のものと思われる（旧）わかば園の看板。
「しふて不自由児療育センター 西宮市立わかば園」
の文字が読み取れる。

当時の市議会議事録によれば、設立予定の施設について「生後大体6カ月から就学前のお子さんを対象にいたしまして、訓練士を常置いたしまして、午前に大体20人、午後に20人、1回約2時間程度、総対象人員150名程度と見ております。これはいずれも通園制になっております。」という説明がされています。



開設当時のものと思われる（旧）わかば園の療育風景

昭和44年（1969年）12月1日には、厚生省より認可を受け、児童福祉法に基づく児童福祉施設（肢体不自由児通園施設）に移行することとなりました。

その後昭和 45 年に、施設の増築が行われ、福祉会館の 1 階と接続した形での（旧）わかば園施設が整備され、プールなども新設されるなどの施設整備が行われました。



1階平面図

(旧) わかば園の施設平面図（平成 27 年 8 月時点）



2階平面図



(旧) わかば園門柱

昭和 56 年（1981 年）は、国際連合が「完全参加と平等」をテーマとして、1981 年を国際障害者年として指定し、その後も国連・障害者の十年（1983～1992）などをきっかけに、日本の福祉においても、ノーマライゼーションの理念が普及するとともに、地域福祉への取り組みが進められる契機となりました。

そんな中、（旧）わかば園では、昭和 59 年（1984 年）5 月より専門医師が常駐化され、園長に就任しました（岩越 美恵 医師）。それと同時に、通園療育利用者以外にも、知的障害・発達障害なども含め 15 歳までの障害児の外来診療を行うこととなり、子供と保護者に対する支援という考え方に基づく取り組みを深めていくこととなりました。

そのころ（正確な時期は不明）に定められた（旧）わかば園の基本理念には、そのような考え方方が強く反映されています。

（旧）わかば園 基本理念

わかば園では、国連およびわが国の障害者施策の理念であるリハビリテーションとノーマライゼーション、さらに利用者との相互関係を大切にすることを理念として、さまざまな障害児及びその保護者に対して、各種療育を提供しています。

具体的には、障害児の自立や自律、そして自尊心ある堂々たる社会参加に向けた発達支援と保護者に対する回復援助と育児支援です。

その後も福祉会館の改築等とあわせ、わかば園の施設及び設備の整備（昭和 60～61 年ごろ）が行われました。また、平成 6 年（1994 年）3 月にはわかば園診療所が、身体障害者福祉法に基づく更正（育成）医療機関に指定され、同年 4 月には、外来診療で実施する小児リハビリテーションの対象を養護学校生徒まで拡大するなど、支援の充実に向けた取り組みを継続的に実施してきました。

しかし平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に阪神大震災が発生、幸いにも（旧）わかば園の施設自体は若干の被害にとどまりましたが、平常業務再開できたのは 2 月 27 日となりました。



震災直後の（旧）わかば園の診察室
(平成 7 年 1 月 17 日撮影)

下記は、平成 8 年（1996 年）に西宮市が製作した震災復興記念誌（1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－）からの（旧）わかば園関連部分の抜粋です。

第 2 章 被害状況（前掲書 p. 60）

建物の被害は、訓練室への渡り廊下と倉庫壁に計 3 カ所のクラックが入り、補修額 169,950 円。内部備品修理合計額 30,200 円であった。

園児 34 人は全員無事であり、同居家族も大事なし。ただし家屋の全・半壊の方が 7 人あり、又ライフラインの寸断から、計 15 人が市外に疎開。

職員は 24 人全員無事であったが、家屋の全・半壊の者は 5 人であった。（p60）

第 4 章 復旧事業（前掲書 p. 252）

○救助救援活動および復旧のプロセス

当日は実質上休園となつたが、向かいの総合福祉センターと隣の福祉会館が 90 人の避難所となつたため、出勤してきた看護婦と近くに住む職員 4 人とで地域の応急救護所としての活動に入った。同時に園児の安否確認を行つた。

2 日目以降は毎朝ミーティングを行い、当日の仕事を決定していった。2 月 5 日までの休園期間に行った業務は、

- 1) 園児・外来児の被害実態調査
- 2) 肢体不自由児通園施設の持つ診療所をオープンしての障害児者・周辺住民のため 24 時間救護診療業務（入院を含む）
- 3) 全壊した園児家族や乳児をかかえた周辺住民家族の収容
- 4) 園児・外来児の一時預かり
- 5) 自主登園・自主療育のための施設開放
- 6) 本庁福祉関係業務

であった。

上記のうち、3) 4) 5) の利用者は少なかつたが、2) の救護活動の方はこの間に当園の年間初診者数の約 2 倍にあたる 275 人の患者が訪れ、外傷やインフルエンザなどの対応に、休むひまもない忙しさであった。医師、看護婦のボランティアも計 6 人おり、代行していただいた。また、6) の本庁福祉総務課応援業務も残りの職員で、毎日被災者証明発行業務など市民対応を、これまた休むひまなく行った。

2 月 6 日からは、地域救護活動も少し落ちつき、在宅園児の希望もつたり、交通事情を考え、園児を地域別に 3 班に分けて週 1 回登園を開始。来園できない児童には訪問療育を、疎開児童には近隣の療育施設の紹介を行つた。

2 月 27 日からは平常療育を開始、これに伴い、診療所も本来の障害児者対象にもどし、1) ~ 5) の業務は終了。ただし 6) の業務だけは 3 月中旬まで続けた。

ライフラインの復旧に伴い、疎開した園児達もしだいにもどり、3 月 26 日の卒園式までには全員がそろうことができた。

療育再開後、最も苦労したのは園児の給食であった。電気の復旧は 1 月 17 日であったが、水道は 2 月 7 日、ガスは 2 月 28 日であったため、当初は給食なしの午前中だけのプログラムで行った。2 月 20 日からは、保育所の給食にヒントを得、当園でもいつもの給食材料委託先から、調理済みのものを取り寄せ、使い捨て食器に盛つては配膳した。

3 月 20 日、委託業者からの材料調達が可能になった時点で自園調理に切り換えた。

震災後も、訪問療育の開始（平成 8 年）、通園部門における音楽療法導入（平成 11 年）、ボランティア制度の導入（平成 11 年）など、療育の充実に取り組んできました。

そして、（旧）わかば園にとって、大きな転機となったのは平成 12 年（2000 年）10 月からの「障害児（者）地域療育等支援事業 わかばエール」の開始でした。

「わかばエール」は、わかば園が通園や通院している子供たちだけでなく、障害のある子供たちの地域での暮らしを支援することを目的に設立された部門ですが、その後、各種の相談業務や関係機関との連携などのさまざまな支援業務を行っていくこととなりました。



（旧）わかば園の玄関看板の下に設けられた
「西宮市障害者あんしん相談窓口 わかばエール」の表示
(平成 27 年 7 月頃撮影)

平成 18 年（2006 年）10 月、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、わかば園診療所は障害者自立支援法に基づく自立支援医療機関の指定を受けることとなりました。

また、同法施行にともない、児童福祉法も改正されることとなり、（旧）わかば園においても、通園の利用形態が措置から契約に変更され、利用料の徴収等が開始されることとなりました。「わかばエール」についても、療育相談事業（市単独事業）と障害児等療育支援事業（県委託事業）として継続されることとなりました（その後、平成 20 年の中核市移行に伴い、障害児等療育支援事業も市の事業に移行）。



（旧）わかば園玄関



園庭（保育室3から）



保育室2（1階）



廊下（1階）



作業療法室（2階）

平成 19 年（2007 年）10 月、西宮市地域自立支援協議会が設立され、その部会のひとつとして「こども部会」が設置されました。この「こども部会」には（旧）わかば園も当初から参画（岩越園長が部会長を務める）し、現在もこども未来センターとして継続して、事務局を担っています。

平成 22 年（2010 年）6 月の議会において、当時の市長が「肢体不自由児通園施設わかば園については、老朽化が著しく、早急な対策を迫られている中で、近年増加しつつある発達障害児も対象とする総合療育センターとして、新たに施設整備することを検討してまいります。」と行政方針で述べ、（旧）わかば園の移転・建替に関する検討が開始されました。

その後、平成 23 年（2011 年）4 月に、第 3 代園長として山城 國暉医師が就任、また同年通園部門に知的障害児クラスが設置されました。



大関 琴 欧州 関 来園（平成 23 年 12 月 21 日・保育室 1）

平成 24 年（2012 年）年 4 月には、児童福祉法改正（現行の障害種別ごとに分かれた施設体系を一元化する）に伴い、法的な位置づけが肢体不自由児通園施設から、医療型児童発達支援センターへと移行することになりました。

平成 25 年（2013 年）4 月に、第 4 代園長として山岡 小百合医師が就任しました。

平成 27 年（2015 年）こども未来センターの開所を控え、医療型児童発達支援センターとしての（旧）わかば園は、その幕を閉じることとなりました。

8 月 14 日には通園部門において、市長を来賓として迎え、わかば園の閉園セレモニーが開催されました。また、8 月 19 日をもって、最後の外来診療及びリハビリテーションを終了し、（旧）わかば園における業務を完全に終了し、同年 9 月から「福祉型児童発達支援センター」として業務を開始する「こども未来センター」に移転しました。



わかば園閉園式（平成 27 年 8 月 14 日）

①年表

1967(S42)年	6月	肢体不自由児療育センター「西宮市立わかば園」が市単独事業として開園、事業を開始。
1969(S44)年	8月	厚生省より児童福祉法に基づく肢体不自由児通園設として認可。
1974(S49)年	8月	介助制度発足。
1984(S59)年	5月	常勤医師の園長就任。「わかば園診療所」のオープン化。
1991(H3)年	4月	5歳児単独通園制度発足。
1994(H6)年	3月	身体障害者福祉法に基づく更正(育成)医療機関に指定。
	4月	外来児を養護学校生徒まで拡大。
1996(H8)年	4月	訪問療育開始。
1999(H11)年	10月	ボランティア制度導入。
2000(H12)年	10月	障害児(者)地域療育等支援事業「わかばエール」開始。
2006(H18)年	10月	障害者自立支援法の施行に伴う、児童福祉法改正により、「わかば園」の契約形態が措置から契約に移行する。
		診療所は更生(育成)医療機関から自立支援医療機関へ移行。 「わかばエール」は療育相談事業(市単独事業)と障害児等療育支援事業(県委託事業)として継続。
2008(H20)年	4月	西宮市の中核市移行に伴い、「わかばエール」の障害児等療育支援事業が県委託事業から市の事業へと移行。
2011(H23)年	4月	相互通園制度による知的障害児の通園を一部開始
2012(H24)年	4月	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターへ移行
2014(H26)年	4月	県の指定を受け「障害児相談支援」及び「計画相談支援」を開始
2015(H27)年	8月	こども未来センター開所にともない、(旧)わかば園の業務終了

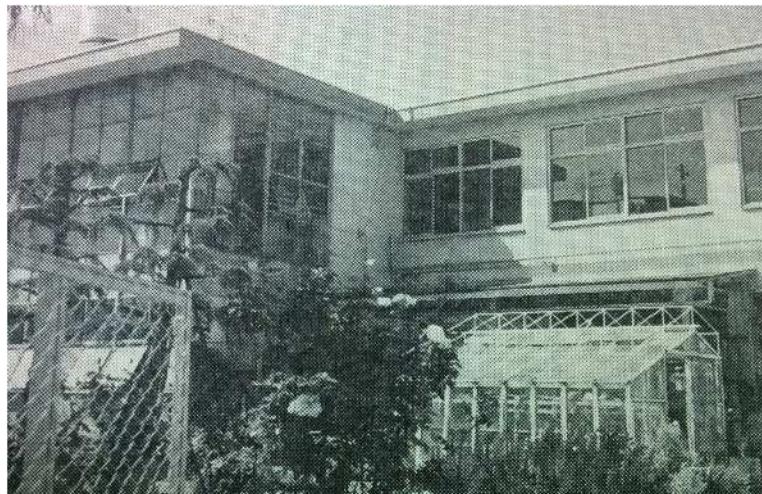
②施設概要

所在地	西宮市津門川町2番28号		
構造	鉄骨造 (地上2階建)		
敷地面積	2,248 m ² (福祉会館含む)		
容積対象床面積 990 m ²	990 m ²	1階ロビー廻り共用	20 m ²
		保育ゾーン	290 m ²
		診療ゾーン	50 m ²
		リハビリゾーン	300 m ²
		職員・共用ゾーン	240 m ²
		一時預り (福祉会館)	90 m ²

イ (旧)スクーリングサポートセンター

昭和 27 年 4 月 1 日、西宮市教育研究所が開設されました。教育相談所は、さまざまな教育に関する研究等を行う目的で設立されましたが、その業務の一環で教育相談が開始されたものと思われます。

当時は、西宮市教育委員会指導課内に置かれており、独立した施設ではなかったようです。



西宮市教育研究所

西宮市教育委員会が刊行した「続西宮市戦後教育史」では、教育相談について、次のような記述がみられます。

西宮市教育委員会における教育相談業務は、昭和 27 年（1952 年）に教育研究所が開設した当時から、学校や保護者の要請に応じて、その都度実施してきた。当時の教育研究所は指導課内にあり、所長、所員は指導課長、指導主事の兼務であった。したがって、教育相談も指導行政の一環として付随的に行われていた。

昭和 33 年 3 月に、津門呉羽町に独立施設としての教育研究所が竣工し、教育研究所も移転、5 月から業務を開始しましたが、この際に「教育相談室」が新設されました。当時の教育研究所条例においても、その事業内容としての教育相談が明記されています。

(条例第 3 条 事業)

(3)児童生徒の教育相談に関すること。

前掲書によれば、当時の状況について次のような説明がされています。

昭和 33 年 3 月、教育研究所は独立して移転し、「教育相談室」が新設された。しかし、それは名前だけで、設備は整っていなかった。その後から相談希望者の数は増加した。そして、翌年度には担当所員が増員されて 2 人の相談員になっている。34 年度末、間仕切りながら、8.5 平方メートルの教育相談室兼観察室と、マジックミラーをはさんで 22.5 平方メートルのプレールームが確保でき、遊戯療法が実施できるようになった。

その後も教育相談は、利用の増加と内容の多様化がみられるようになったことが前掲書には記載されています（なお、下記引用文中カッコ書きの部分は、昭和42年度の「西宮市立教育研究所概要」からの引用部分となることに注意）。

「教育相談の内容は年々多様化している。本年度も家庭、学校との緊密な連携を保ちながら、市民の子弟、子女の教育上の問題、悩みについて、毎週5日間、教育相談を実施し」とあるように、学習や生活上の問題をもつ子供たちのためにどのような指導法が最適であるかについて、家庭や学校の期待にこたえて相談業務を遂行してきたのであった。

昭和60年3月に西宮市立総合教育センターが開設され、教育相談室は同センターにおいて業務を継続することとなりました。

その際に制定された総合教育センター条例をみると、教育相談に関する規定は、
（条例第3条 事業） (3)教育に係る相談に関すること。
と記載されており、従来の教育研究所条例と文言が若干変更されています。

これについて、「続西宮市戦後教育史」には、次のように説明されています。

教育研究所は従来、主として学校教育を対象とした教育・研修の機関であったが、この改正により、「社会教育の充実と振興」の内容が明文化された。したがって、「教育に係る相談」についても幼児、児童生徒から父母までを対象と（中略）したのである。



西宮市立総合教育センター

また、時を同じくして昭和60年4月、総合教育センターの教育相談室の分室（建石町）として、「あすなろ学級」が設けられました。前掲書には次のように説明されています。

通級は週4回で1人の教育相談指導員が指導した。「あすなろ学級」と呼び、「生徒にうるおいと心のゆとりを持たせ、再出発のため」の援助をするのである。指導内容は、学習、作業、運動、読書、ゲーム、実習、校外学習などで、必要に応じてカウンセリングを行っている。

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神大震災では、総合教育センターは、1 階廊下部分やブロック塀などに被害があったものの、全体としてみればダメージは比較的少ないものでした。

しかし、総合教育センターは、避難所として多くの被災者の生活の場となりました。



避難所となった西宮市立総合教育センター（平成 7 年）

教育相談およびあすなろ学級関連についての、震災後の業務復旧は、次のような形で進められました（当時はあすなろ学級は建石町にあり、別の施設であることに注意）。

1 月 20 日	教育相談業務を再開（来所と電話相談）
2 月 20 日	適応指導教室「あすなろ学級」再開

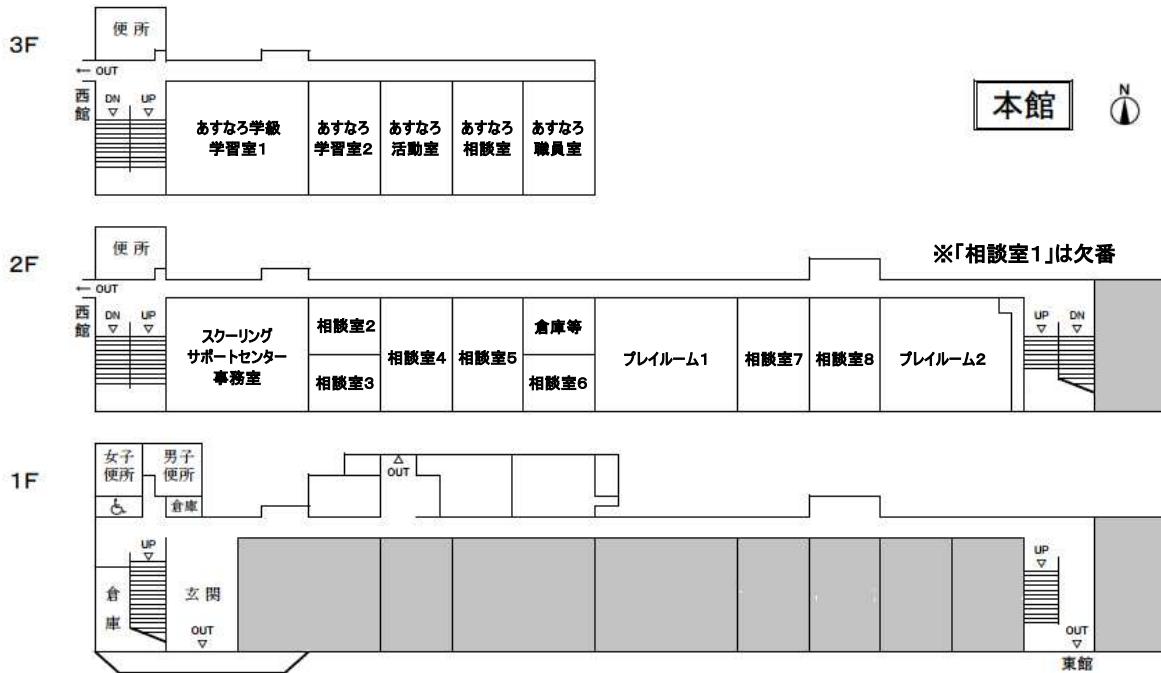
また、震災に関連して次のような「教育相談研修」が開催された記録が残っています。

- | | |
|------|--|
| 5/25 | 「震災にあった子どもたちの心のケアについて」
(講師 神戸大学医学部 白瀧貞昭助教授) |
| 6/29 | 「震災体験後の子どもへのかかわり」
(講師 近畿大学医学部 人見一彦助教授) |
| 7/24 | 「震災後の心のケアについて」
(講師 近畿大学医学部 花田雅憲教授) |

平成 13 年にあすなろ学級は総合教育センターに移転し、教育相談と同じ施設で業務を行うこととなりました。

平成 18 年には「西宮市スクーリングサポートセンター」が総合教育センター内に設けられ、教育相談とあすなろ学級の機能が再編されることとなりました。

平成 27 年のこども未来センター開所とともに、業務の引継ぎ、再編が行われ、スクーリングサポートセンターとしての業務は幕をおろすこととなりました。



① 年表

1952(S27)年	4月	教育研究所(西宮市教育委員会指導課内)の創設。西宮市教育委員会における教育相談業務を、学校や保護者の要請に応じて実施。
1958(S33)年	3月	教育研修所の独立、移転。「教育相談室」の新設。
1959(S34)年	3月	教育相談室兼観察室、プレイルームの確保。 これにより、遊戯療法が可能となる。
1985(S60)年	4月	総合教育センター開設。センター内に「教育相談室」を移設。 教育相談の分室として適応指導教室「あすなろ学級」設置 (旧西宮西高等学校内) 「学校教育相談」推進のため、教職員研修や研究委託の実施。
2001(H13)年	4月	適応指導教室「あすなろ学級」を総合教育センター内に移転。
2006(H18)年	4月	「西宮市スクリーニングサポートセンター」開設 来所相談・電話相談事業、教育相談員派遣事業、学校復帰支援事業
2015(H27)年	8月	こども未来センター開所にともない、(旧)スクリーニングサポートセンターとしての業務終了

②施設概要

所在地	西宮市神祇官町2番6号		
構造	鉄筋コンクリート造（地上3階建）の2・3階		
敷地面積	3,957 m ²		
容積対象床面積	3,884 m ² のうち 1,100 m ²	教育相談	475 m ²
		専門家チーム	75 m ²
		適応指導教室	240 m ²
		職員・共用ゾーン	310 m ²

(3) こども未来センター設立までの経緯

ア 基本構想策定経緯

老朽化・狭隘化が進む（旧）わかば園について、平成22年度より移転・建替についての検討が開始されることとなりました。あわせて、新施設の移転予定地としては高畠町の市有地を活用することも決まりました。

①基本構想（策定期間：平成22年10月～平成24年2月）

まず、新しい施設の基本的な方向性について定めることが最初の作業となりました。

それは、新しい施設をつくるにあたっては、単に（旧）わかば園を移転するだけにとどまらず、これから子供の支援というもののあり方という視点から、改めて新たな構想を練る必要があつたためです。

基本構想の策定を開始するにあたっては、庁内だけでの検討とはせず、広く希望や意見などをいただき、構想に生かしていくこととなり、利用者（保護者）、関係機関、学識経験者などから構成される「基本構想検討委員会」が設置されました。

この委員会では計7回にわたり、活発な意見交換が行われ、取りまとめられた意見が平成23年6月に市長への答申が行われました。

この答申について、庁内での最終調整を行い、平成23年9月に市議会常任委員会にて所管事務報告を行いました。その後、構想案についてパブリックコメント手続を通していただいた市民の意見の反映なども行い、平成24年2月に基本構想として策定されました。

この基本構想では、新しい施設がどのようなものであるべきかという基本的な方向性が固まったわけですが、主なポイントは次のようなものでした。

- ・新しい施設は子供の発達支援の中心的な拠点となるべき
- ・関係機関と連携しながら支援を展開していくべき
- ・相談しやすい開かれた施設であるべき
- ・子供の育ちのためには、福祉・教育・医療が連携して一貫した支援を行う必要があり、そのためには（旧）わかば園と、スクーリングサポートセンターの機能を再編して、一体的な支援を行っていくべき
- ・新しい施設においては、前述のさまざまな機能を展開することを踏まえ、必要な設計が行われるべき

基本構想のとりまとめ後、早急な新施設の実現に向け、大きく2つの流れの検討および準備作業が同時に進行させていくこととなりました。

ひとつは施設の支援のあり方や内容に関する検討で、これは後述の「基本計画」という形でとりまとめが行われることとなりました。もうひとつは施設の設計・建築に関わる検討で、こちらについては導入可能性調査から始まる一連のプロセスとして検討と作業が行われることとなりました。

両者の検討は同時並行的に行われましたが、支援のあり方と施設の設計とは密接に関連したものであり、双方の作業は相互参照しながら、順次行われていきました。

②基本計画（策定期間：平成 24 年 2 月～平成 24 年 12 月）

基本計画では、基本構想で定められた方向性をさらに深め、新施設の基本理念、支援コンセプト、利用者数及び必要な支援ニーズの推計などについての検討を深めていくこととなりました。

この段階では、専門的かつ詳細な作業が必要となるため、基本的な検討作業は主として府内で行われる形となりましたが、外部の意見や検証も必要となるため、利用者（保護者）、関係者、有識者などからなる「運営準備委員会」を立ち上げ、検討作業の区切りごとに説明を行い、意見の聴取も行いつつ、検討作業がすすめられ、最終的に平成 24 年 12 月に基本計画として策定されました。

基本計画においては、まず基本理念がさだめられましたが、これは現在のこども未来センターの基本理念にそのまま引き継がれています。

そして、支援コンセプトとして、以下の 4 点が掲げられ、このコンセプトはこども未来センターの業務のあり方にも反映されることとなりました（下表参照）。

コンセプト	基本的な考え方	こども未来センターにおける反映
必要に応じた支援の実施	すべての子供に画一的な支援を行うのではなく、その子供ごとに必要性に応じた適切な支援のあり方を考え、実施していく。	こども未来センターの利用にあたっては、すべて「相談」を行い、その内容を踏まえて適切な支援を行っていく。
「つなぎ」の強化	適切な支援を適切な時期に実施するために、関係機関との連携、情報共有を積極的に行い、子供の支援のための連携拠点として活動していく。	センター内では情報システムを構築するとともに、福祉・教育・医療にわたる幅広い関係者や機関との連携を行い、早期発見の取り組みや適切な支援の実施にむけて取り組む。
「専門性」の強化	こども未来センターはその専門性を高めながら、センター内での支援に生かすとともに、子供の支援の中心拠点として関係機関との連携にその専門性を生かしていく。	センター内での研修や専門スタッフによる意見交換や協議を行い、よりよい支援をめざす。また、専門職による関係機関の支援や研修なども実施していく。
学校園・地域の支援力の育成	子供たちが普段の多くの時間を過ごす学校園や地域における環境整備や支援力を向上させていくよう、連携や支援などを行っていく。	地域・学校支援課を設置し、支援会議やアウトリーチを行うほか、一般向けの研修、教職員向けの専門研修などを行っていく。

また、基本計画においては、新しい施設の利用者数や必要な支援ニーズ量の推計なども行われ、その結果は、設計などにも順次反映させていくとともに、こども未来センターにおける組織編成や専門職の配置などにも生かしていくことになりました。

イ 設計から完成まで

①導入可能性調査（平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）

公募型プロポーザル方式で決定した受託業者（株式会社日本経済研究所）が、こども未来センターの整備事業を効率的・効果的に推進するための事業手法や事業スキームを比較検討した上で、民間活力の導入可能性を調査して、最適な事業手法を導き出すことになりました。

まずは、整備事業を行う上での、法令などの前提条件の整理や部屋のゾーニングを決めるための設計案を作成しました。次に、民間事業者（設計業・建設業・メンテナンス業）に対して、センターの整備事業への関心や参画しやすい事業手法を調査しました。その結果、市の意向を設計に十分に反映させ、民間事業者のノウハウや創意工夫を得ることができ得る事業手法として、基本設計先行 VE 提案型が最適となりました。さらに、財政負担の比較（VFM 試算）を検討した結果、本事業においては「基本設計先行 VE 提案型 DB（デザインビルド）方式」が最適な事業スキームとなりました。

②アドバイザリー（平成 24 年 7 月～平成 25 年 12 月）

導入可能性調査で決定した「基本設計先行 VE 提案型 DB（デザインビルド）方式」により整備を進めるための一連の手続きにおいて、専門的な知識を有する受託業者（株式会社日本経済研究所）からの支援・助言を受けて、業務を円滑に進めました。

まずは、基本構想や導入可能性調査の結果を参考として、センターの基本理念や目標、支援コンセプトとセンター整備の基本方針などを合わせた基本計画書を作成しました。次に、入札公告資料（入札説明書・要求水準書など）の作成を行い、入札における民間事業者の公平な競争環境を整えました。

VE 提案に関しては、基本設計で固めた平面計画や配置計画に影響のない範囲としました。

また、選定委員会で決定された事業者との契約交渉を行いました。

③基本設計（平成 24 年 6 月～11 月）

導入可能性調査で検討した設計案をもとに、基本設計受託業者（株式会社石本建築事務所）が設計をし、市とアドバイザリー（株式会社日本経済研究所）を合わせた 3 者で合同の会議を行い、設計書をまとめることになりました。

基本設計の検討にあたっては、利用者や職員からヒアリングを行いました。職員室を 3 階、診察・リハビリ関係の部屋を 2 階にまとめることで、利用者にとって分かりやすい導線になるように部屋を配置しました。部屋の配置や大きさを決定する上では、廊下幅を安易に狭くしないで、部屋内の家具や備品の形や大きさなども同時に考えました。駐車場は園庭面積を確保した上で、ロータリー部分を設けて、タクシー通園に配慮した形としました。

また、避難所としての設備（非常用発電設備など）や不審者対策としての防犯設備（防犯カメラなど）、屋上には太陽光発電設備を設置するものとしました。

④選定委員会（平成 24 年 1 月～7 月）

センターの整備事業に参画意向を示した事業者の提案内容の審査に際して、公平性・競争性・透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とする目的に委員会を設置しました。入札公告によって 3 者が参画意向を示し、提出された提案書（VE 提案など）の評価点と価格点を合計した総合評価点によって、事業者（東レ建設株式会社）が決定しました。

提案書では、暖色系の色彩をベースとした明るく温かみのある雰囲気、遮音性を確保することでプライバシーを守りながらも、閉塞感を解消できるような安心感のある空間づくりを計画しており、基本計画で示した施設のコンセプトを十分理解した内容でした。また、その他にも廊下、遊具、トイレを始め、障害児施設という視点に立って細部が設計され、利用者（児童、保護者、職員）へのきめ細やかな配慮が各所に感じられるほか、環境に配慮した提案や長寿命化のための提案が幅広くかつ具体的になされている点が評価されました。

⑤実施設計（平成 25 年 10 月～平成 26 年 5 月）

基本設計書をもとに、実施設計業者（株式会社アール・アイ・エー／平田建築設計株式会社）が設計書をまとめました。

実施設計の検討にあたっては、利用者や職員からヒアリングを行いました。廊下の補助手すりは使い勝手の良い高さと必要箇所を整理しました。家具詳細図、建具（外部・内部）の仕様は各部屋の利用方法や指詰め防止対策などを整理して決定しました。衛生設備（便器、洗面台など）は利用者が使いやすい配置や高さにして、多目的トイレ内にベッドを配置しました。また、センター前の通学路へ配慮するために、回転灯を設置することとしました。

⑥工事（平成 26 年 7 月～平成 27 年 7 月）

実施設計書をもとに、建設業者（東レ建設株式会社／株式会社松田組）が工事を始めました。設計・施行一括発注のため、施工中で再検討が必要な内容については、実施設計業者と再検討することができました。

実施設計書の仕様から建設業者が壁クロス・床材・建具などを選択し、そこから施設のコンセプトにあった色彩のものを市が選択しました。また、部屋内の家具などを配置したことによる問題（床暖房の範囲、天井にある鉄格子の範囲など）は隔週で実施される定例会議の場において解決しました。

また、近隣協議において要望された交通量調査を実施し、その結果から通学時間帯に配慮した警備員の配置、工事車輌の乗り入れを行いました。

西宮市立こども未来センター 工事概略工程表

工種名	年・月 平成26年(2014年)					平成27年(2015年)						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
新築工事	土工事	すきとり・地盤改良										
	杭工事		杭工事									
	山留工事			山留打設				山留引抜き				
	躯体工事				基礎工事	ビット底版工事 ～1階スラブ工事			1階土間～デッキ床 バルコニー床工事			
	鉄骨工事											
	鉄骨工事						鉄骨建方～デッキ敷き					
	外装工事							外部足場組	外装工事		足場解体	
	内装工事								内装工事			
	屋上プール工事								屋上防水工事～屋上プール工事～プールサイド工事			
	設備工事							電気・機械設備工事				
	外構工事					防火水槽工事				外構工事		

ウ 各種検討会議

①基本構想検討委員会（外部委員）

＜委員名簿＞

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	武庫川女子大学文学部非常勤講師 西宮専門家チーム相談員（元西宮養護学校長） 西宮市幼児期の教育・保育審議会委員	酒井 修一郎	
副委員長	西宮市立わかば園園長 西宮市立地域自立支援協議会こども部会会長 西宮市立わかば園園長	岩越 美恵 山城 國暉	H23.3まで委員 H23.4から委員
	武庫川女子大学教授 (教育研究所 子ども発達科学研究センター)	河合 優年	
	大阪教育大学名誉教授 青葉園療育指導医	小西 正三	
	わかば会父母の会会长 (西宮市立わかば園通園児父母の会)	西村 祥子	H23.3までの所属名 (委員は継続)
委員	西宮市肢体不自由児者父母の会会长 社団法人 西宮市手をつなぐ育成会会长	吉田 知英 山本 加津美	
	ゆうきっこクラブ代表	野草 美千代	
	西宮すなご医療福祉センター院長	服部 英司	
	社会福祉法人 ほっとスマイル理事長	赤石 貞子	
	西宮市健康福祉局長	片桐 茂	H23.3まで委員
	西宮市健康福祉局担当理事	山本 晶子	H23.4から委員

＜開催履歴＞

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 22 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば園の歴史と理念 ・国の動向等の背景 ・西宮市における障害児教育の現状と課題 ・具体化への主たる検討課題
第2回	平成 22 年 12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいわかば園の基本理念(総論) ・新しいわかば園の基本的機能について ・総合化について ・センター的役割について
第3回	平成 23 年 1 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいわかば園の基本理念についての確認 ・新しいわかば園基本機能(総合化) ・市内のネットワーク(センター的機能)について
第4回	平成 23 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市の福祉行政について ・他機関との関係を整理し、検討、解決すべき問題 ・西宮市立北山学園および西宮すなご医療福祉センターとの関係性 ・新しいわかば園(総合療育センター)の役割の整理
第5回	平成 23 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間まとめ(報告書)案について ・第 5 章 新しいわかば園(総合療育センター)の役割の整理
第6回	平成 23 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想報告書(案)について ・教育委員会特別支援教育グループとの合築案について
第7回	平成 23 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想のまとめについて

②基本構想検討会議（庁内）

<委員名簿>

	役職	役職	氏名	備考
委員長	副市長		藤田 邦夫	H26.6まで委員
	副市長		松永 博	H26.6から委員
副委員長	副市長		本井 敏雄	H23.12からH26.6まで委員
	健康福祉局理事(こども・子育て担当) *H25.3まで こども支援局長 *H25.4から		山本 晶子	H27.3まで委員
	こども支援局長 *H27.4から		坂田 和隆	H27.4から委員
	総合企画局長 *H24.3まで 政策局長 *H24.4から		田原 幸夫	
	総務局長		松永 博	H26.3まで委員
委員	総務局長		佐竹 令次	H26.4から委員
	健康福祉局長		中尾 敬一	H26.3まで委員
	健康福祉局長		田中 厚弘	H26.4からH27.3まで委員
	健康福祉局長		土井 和彦	H27.4から委員
	教育次長(学校教育部担当)		伊藤 博章	H25.3まで委員
	教育次長(学校教育部担当)		田近 敏之	H25.4からH26.3まで委員
	教育次長(学校教育部担当)		前川 豊	H26.4から委員

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
H23・第1回	平成 23年 7月 19日	・基本構想の検討課題について
H23・第 2回	平成 23年 7月 28日	・拡充する機能について ・教育委員会との合築について
H23・第 3回	平成 23年 8月 25日	・施設面の再検討 ・施設規模について
H23・第 4回	平成 23年 8月 31日	・基本構想のまとめについて
H23・第 5回	平成 23年 12月 2日	・パブリックコメントの結果と基本構想の修正について
H24・第 1回	平成 24年 7月 25日	・基本計画について ・基本設計について ・その他の関連議題
H24・第 2回	平成 24年 10月 18日	・基本計画について ・基本設計について ・その他の関連議題
H24・第 3回	平成 24年 11月 28日	・入札に係る諸条件(選定方法等)について ・今後のスケジュールについて
H24・第 4回	平成 24年 3月 28日	・入札公告資料について ・施設整備費について ・選定スケジュールについて
H25・第 1回	平成 25年 8月 6日	・落札者決定について ・運営に関するスケジュールについて
H25・第 2回	平成 25年 11月 28日	・検討会議ロードマップ ・事業分野毎の現状分析と課題について ・事業運営の考え方 ・新センターの組織体制
H25・第 3回	平成 26年 2月 18日	・教育と福祉の連携のあり方について ・情報管理について ・新センター開業に向けた準備について
H26・第 1回	平成 26年 5月 9日	・児童発達支援センター等施設組織体制について ・児童発達支援センター等施設名称について
H26・第 2回	平成 26年 11月 14日	・新センター開業に向けた整理事項について ・所管事務報告について ・新センターの組織について
H26・第 3回	平成 27年 5月 20日	・こども未来センター設置条例について ・こども未来センターアドバイザリーボード(仮)の設置について ・こども未来センター開所式典について

③運営準備委員会（外部委員）

＜委員名簿＞

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	武庫川女子大学文学部非常勤講師 西宮専門家チーム相談員(元西宮養護学校長) 西宮市幼児期の教育・保育審議会委員	酒井 修一郎	
副委員長	武庫川女子大学教授 西宮専門家チーム相談員	石川 道子	
	関西女子短期大学講師	太田 顕子	
	西宮市地域自立支援協議会会长	玉木 幸則	
	ゆうきっこクラブ代表	野草 美千代	
委員	東山ぼぽ保育園園長 西宮市地域自立支援協議会こども部会部会長	東野 弘美	
	社団法人 西宮市手をつなぐ育成会会長	山本 加津美	
	西宮市肢体不自由児者父母の会会長	吉田 知英	
	わかば会父母の会会长 (西宮市立わかば園通園児父母の会)	分部 春代	

＜開催履歴＞

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 24 年 8 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営準備委員会について ・児童発達支援センター等施設整備事業の経緯等について ・施設整備の基本方針について ・支援の方向性について
第2回	平成 24 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば園、西宮市スクーリングサポートセンターの現状と課題について ・新センターで実施する支援について
第3回	平成 24 年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援の現状と課題について ・新センターでの地域支援のあり方について
第4回	平成 24 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画について

④PFI等検討委員会（庁内）

<委員名簿>

役職	役職	氏名	備考
委員長	副市長	藤田 邦夫	
副委員長	副市長	本井 敏雄	
	総合企画局長	田原 幸夫	
	総務局長	松永 博	
	健康福祉局長	中尾 敬一	
	健康福祉局理事(こども・子育て担当)	山本 晶子	
	教育次長(学校教育部担当)	伊藤 博章	
	企画総括室長	太田 聖子	
委員	総務総括室長	田中 厚弘	
	財務部長	須山 誠	
	施設部長	小林 英夫	
	福祉総括室長	廣田 克也	
	こども部長	多田 祥治	
	教育総括室長	戎野 良雄	
	学校教育部長	田近 敏之	

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 23年 8月 31日	・事業概要について ・整備手法の検討について ・整備スケジュールについて ・導入可能性調査の実施について
第2回	平成 24年 1月 10日	・導入可能性調査の中間報告と事業スキームの方向性について
第3回	平成 24年 2月 22日	・PFI等導入可能性調査の最終報告について

⑤事業者選定委員会（外部委員）

<委員名簿>

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	関西大学准教授	木下 光	
副委員長	大阪大学准教授	吉岡 聰司	
	武庫川女子大学教授	石川 道子	
委員	武庫川女子大学非常勤講師	酒井 修一郎	
	西宮市健康福祉局参与	津田 哲司	

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 25年 1月 22日	・落札者決定基準の検討
第2回	平成 25年 6月 4日	・一次審査までの流れの確認 ・具体的な採点方法の検討 ・スケジュール等の確認
第3回	平成 25年 7月 31日	・第2回選定委員会後の経過報告 ・入札及び開札

(4) 開所式・記念イベント

業務開始に先立ち、8月27日午前に開所式を午後からは内覧会を開催しました。開所式では、今村岳司市長の式辞や来賓の方々からの祝辞をはじめ建設に携わっていただいた施工業者に感謝状の贈呈等を行いました。また、内覧会では、子供たちによる演奏や合唱、絵本画家の武内祐人さんによるライブペインティングを行い、約200名の方々が来場されました。

開所式・内覧会の模様は、新聞など多くのマスコミに取り上げられたほか、市の広報番組「出会いのまち西宮『こども未来センターってどんなとこ?』」としてサンテレビで放映されました。



第一部 開所記念式典 10:40~11:30 於：4階会議室

1. 開式の辞
2. 市長式辞 市長
3. 来賓祝辞 市議会議長
兵庫県関係者
4. 来賓紹介
5. 未来センター説明（施設長）
6. 感謝状贈呈（施工業者）
7. 障害者団体による演奏（和太鼓「ふたば」）
8. くす玉割
9. 閉会の辞

※終了後 施設案内（午前10時40分～午前11時30分）

第二部 施設内覧会 13:00~16:30

[施設案内]

[アトラクション] 於：4階会議室、1階遊戯室・多目的室

- ・ライブペインティング イラストレーター・絵本作家 武内 祐人 氏
- ・合唱 西宮市少年合唱団
- ・歌と踊り ゆうきっこエンジェル
- ・吹奏楽 深津中学校吹奏楽部



武内 祐人氏によるライブペインティング作品(サロン横に展示)

開所直後の9月10日には、阪神タイガースのマスコット「トラッキー」が、通園療育「わかば園」を訪問してくれました。また、11月10日には西宮阪急で開催されたアートイベントに招待いただき、わかば園とあすなろ学級からもアーティスト JUNICHI さんの作品づくりに参加することができました。また3月には、こども未来センターからの初めての巣立となる立志式(あすなろ学級)、卒園・退園式(わかば園)がそれぞれ開催されました。



4 広報・周知

こども未来センターを市民に周知し、必要な支援につなげていく上で広報は重要な意味を有しています。広報の基本メッセージは「子供の発達や育ちに関する不安や悩みがあるならば、こども未来センターに相談してほしい」というものとなっています。

(1) こども未来センター開所時の市政ニュース紙面

西宮市政ニュース 8/25
Nishinomiya City News
平成27年(2015年)
今号の主な記事 1464号

9/1 こども未来センター開所

こども未来センターは、「西宮市立わかば園」と「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転・再編し、**福祉・教育・医療が連携して、さまざまな悩みや不安のある子供に対し、切れ目ない一貫した支援を行っていきます。**

問 発達支援課(0798-65-1936)

こんな

**子供に関する不安や悩み
何でも相談してください**

心身の発達や育ちが心配です…
・言葉がなかなか出でこない
・身体の発達に遅れがあるような気がする

学校に行きたがらないんです…
・友達とうまく遊べない
・学習のつまずきや遅れが心配

障害のある子の子育てについて
相談したい
・福祉サービスについて聞きたい

まずは気軽に
お電話ください
(0798-65-1881)

専門の相談員が
さまざまな悩みや不
安に対して、相談に
応じます。
必要に応じて、来
所相談（予約制）を
行います。

▲子供も保護者もくつろげるサロン

● ● ● ● Q & A センターについて知ろう ● ● ● ●

Q : どんなサポートが受けられるの ??

A① : 専門的なリハビリテーション
・18歳までの子供の運動発達の遅れや言葉の発達の遅れがある場合、必要に応じて医師が診察を行います。診察の結果、医療的サポートが必要である場合は、医師、理学療法士、言語療法士、作業療法士などによる専門的なリハビリテーションなどを受けることができます。

A② : 通園による障害児保育（療育）
・小学校入学前の子で発達に課題がある場合、基本的な生活習慣を身に付けて、豊かな人間関係を築くことなどを目標とした通園療育を受けることができます。

A③ : 学校復帰へ向けた支援
・不登校などの場合、適応指導教室「あすなろ学級」で、長期間学校に登校できない状態にある西宮市立の小、中学校を対象に、学習活動や体験的な活動を行い、学校への復帰を目指した支援を行います。

A④ : 学校や幼稚園、保育所などと連携
必要に応じて、相談者の同意を得たうえで、学校園や保育所、関係機関等と連携し、つながりある支援を行います。

Q : いつ相談できるの ??

A : 土曜でも大丈夫 !

相談 受付時間 月曜～土曜の午前9時～午後7時
(土曜は5時まで)

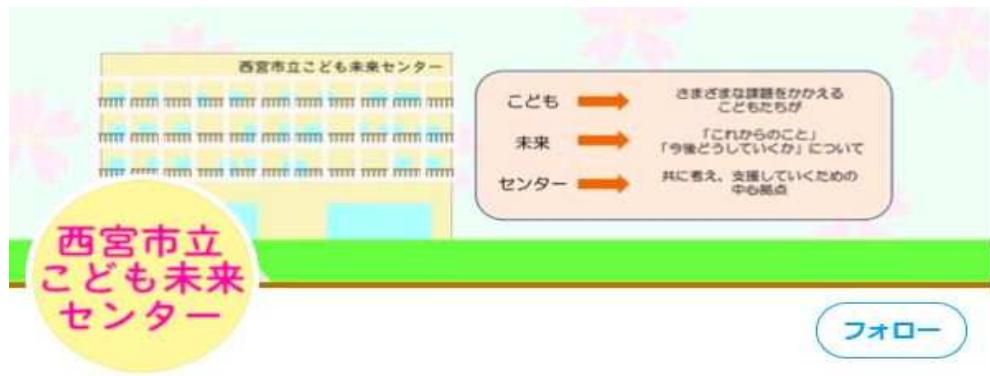
Q : どこにあるの ??

西宮市立こども未来センター
高畑町2-77

アクセス：阪急西宮北口駅から南東へ850m。阪急バス「高畠町」から南西へ360m。「西宮営業所前」から東へ250m。

(2) こども未来センター公式ツイッター (@nishinomiya_KMC)

こども未来センターの取り組みやイベントなどの情報をはじめ、災害時には利用者の方に必要な情報を素早く発信しています。



III 事業概要

1 相談支援

1 8歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関することなど、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じます。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
電話相談	こども未来センター利用のすべての入口となるのが電話相談です。悩みや不安、今の状況などを伺い、対応の方向性を一緒に考えます。(月～金曜日の 9:00～19:00、土曜日の 9:00～17:00 に受付。 日曜・祝日・年末年始を除く)	3,517 件 (3,336 件)
来所相談	センターのさまざまな支援サービスを利用したり、関係機関との連携を検討する場合は、相談員が面談をさせていただき、詳しくお話を伺います。 相談内容を踏まえ、センター内の各種支援や、関係機関との連携などによる支援につないでいきます。	2,833 件 (2,332 件)
訪問・その他	相談支援は原則的に電話、来所で実施しますが、必要な場合に相談員が訪問したり、各種支援会議を主催あるいは参加したりします。	47 件 (43 件)

(1) 電話相談・来所相談

<電話相談・来所相談等実績>

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	6,593	7,000	6,661	5,920	5,820	5,413	5,711	6,397
電話	2,635	3,529	3,727	3,538	3,567	3,568	3,336	3,517
来所	3,028	2,914	2,625	2,062	2,041	1,813	2,332	2,833
訪問	136	416	222	281	194	26	37	43
メール・その他	794	141	87	39	18	6	6	4

<令和4年度相談内容別集計>

内容	電話	来所	訪問	メール	その他	計
いじめ	6	10	0	0	0	16
不登校	509	1,023	1	0	0	1,533
学業・進路	158	148	0	0	0	306
友人関係	20	22	0	0	0	42
家庭・子育て	761	653	3	0	0	1,417
心身の健康・保健	904	520	6	0	0	1,430
発達障害等	1,026	351	31	2	2	1,412
非行・不良行為	10	14	0	0	0	24
暴力行為	25	21	0	0	0	46
虐待	46	57	0	0	0	103
体罰	0	0	0	0	0	0
学校・教職員との関係	48	10	1	0	0	59
その他	4	4	1	0	0	9

※兵庫県「ひょうごつ子悩み相談センター」への報告内容

(2) 保護者支援

ア 保護者の交流の場の提供

保護者同士が気軽に話せる交流の場として定期的に、暖・暖↑（ダウン症児の保護者の会）の企画や、その他保護者からのご希望に応じて交流の場を設定しています（人数は延べ数）。

<交流の場の提供の実績>

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
暖・暖↑	0回 (0人)	1回 (10人)	2回 (13人)	1回 (4人)	0回 (0人)	1回 (2人)	2回 (15人)

※令和2年度は2回の実施を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

イ みやっこファイル

「みやっこファイル」は発達支援などが必要な方が、適切で一貫した支援や配慮が得られるために作成された、個人情報を集積したものです。“生育歴”や“わが子の紹介”のように保護者が記入するページの他、関係機関の記録や情報を自由にはさんでいく形式にしています。

「みやっこファイルかき方教室」を開催し、普及に努めています。

<みやっこファイルかき方教室実績>

	H30	R1	R2	R3	R4
かきかた 教室	1回 (2人)	1回 (2人)	1回 (3人)	1回 (4人)	4回 (7人)

(※)H29は準備会を実施

ウ ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信を

つけることや子育ての仲間を見つけることを目的として、平成29年度からペアレント・プログラムを行っています。

なお、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響により開催を中止しました。

＜ペアレント・プログラム実績＞（実人数・延人数）（各グループ7回シリーズ）

こども未来センター	H30	R1	R2	R3	R4
3歳児～未就学児の子供をもつ保護者	9人・49人	10人・55人	—	9人・45人	10人・63人
小学生の子供をもつ保護者	10人・52人	7人・31人	—	8人・51人	6人・40人
計	19人 ・101人	17人 ・86人	—	17人 ・96人	16人 ・103人

エ 発達障害の学習会

発達特性について理解を深める話の後、具体的な対応方法についてグループで考えます。同じような悩みをもつ保護者同士で意見交換を行い、共感し合える交流の場にもなっています。

平成29年度までは3回シリーズで年に2セットの開催でしたが、平成30年度からは対象児の年齢で区分し、年4回程度開催しています。

令和4年度は6月（就学児）、9月と3月（未就学児）の全3回開催しました。

講師はこども未来センター医師等のスタッフで、センター利用後児童の保護者が対象です。

プログラム内容

- ・こども未来センター診療所長からのお話
- ・家庭での困りごとの具体例と各家庭での対応の紹介
- ・グループでの話し合い
- ・話し合いの共有と明日からできる具体策のまとめ

＜発達障害の学習会実績＞

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
学習会	42人	55人	22人	7人	17人	23人	28人

（3）かおテレビ（視線計測装置）

子供の社会性（人への興味や指さしへの反応等）の発達について、保護者と客観的な結果を共有し、子供の発達の理解を深めてもらうためのツールとして、かおテレビを使用しています。

子供を大人の膝の上に乗せてテレビ画面に映る動画（全23画面）を約2分間見てもらいます。

子供の視線の軌跡が表示された動画を保護者と一緒に振り返り、その結果から読み取れる子供の傾向等を説明しています。

＜かおテレビ実績＞

（実施回数・延人数）

	H30	R1	R2	R3	R4
塩瀬公民館	6回・51人	3回・14人	2回・5人	2回・0人	2回・3人
山口保健福祉センター	6回・48人	3回・16人	4回・12人	4回・18人	2回・8人
鳴尾中央センター	24回・225人	20回・165人	14回・78人	18回・113人	21回・129人
子育て総合センター	12回・79人	11回・69人	9回・29人	11回・23人	12回・31人
こども未来センター	12回・70人	12回・50人	10回・27人	12回・31人	12回・23人
計	60回・473人	49回・314人	39回・151人	47回・185人	49回・194人

2 計画相談支援（本人中心支援計画）

障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」（障害児支援利用計画、サービス等利用計画の西宮市における呼称）の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて、支援関係者間での認識共有を図ります。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
新規作成	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する際に、子供の保護者からの依頼を受け、その子供が最も適切なサービスを受けられるよう、相談支援専門員が関係機関との連絡調整及び共通理解を図るための計画書を作成します。	新規作成件数 12 件 (27 件)
モニタリング	支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行い、計画の見直しを行います。	モニタリング件数 540 件 (535 件)
支援会議	本人を中心とした計画作成について、本人（保護者）、関係施設（学校園、児童ディ等）の関係者、担当相談支援専門員が協議します。	開催件数 245 件 (245 件)
訪問	相談支援専門員が、本人の自宅を訪問して日常生活全般の状況を伺い、課題等の把握を行います。	訪問件数 120 件 (54 件)

＜計画相談支援実績＞

(単位:件)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規作成	158	26	38	40	20	27	12
モニタリング	251	329	439	505	534	535	540

3 診察・小児リハビリテーション

(1) 診療所

こども未来センター診療所は、センター内における医療的な側面からの支援を行うのが主な業務

です。診療所では、単に診療を行うだけではなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取り組みを行っています。

診療所内で、さまざまな小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）や発達検査などを行うだけでなく、センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した、各種の支援などにも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援を目指しています。

増加する発達面での診察希望者に対応し、早期支援実現のために、令和3年4月より地域医療機関との連携を開始するとともに、診察申込には医療機関、健診担当医師、所属の学校園所のいずれかからの紹介を必要とする紹介制を導入しました。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)	
診察 (小児科・整形外科・児童精神科)	18歳までの身体・知的・発達に関する診療を行います。	利用者数 (2,952人)	2,944人
小児リハビリテーション (理学療法・作業療法・言語聴覚療法)	医師の処方に基づき、各種の小児リハビリテーションを実施します。	延利用件数 (6,780件)	6,438件
心理療法・発達検査	医師の処方に基づき、心理士がカウンセリングや発達検査を行います。	延利用件数 (907件)	905件
わかば園園児の健康管理・療育支援	わかば園(通園療育部門)園児の健康管理のほか、療育支援を行います。		
各種の技術指導等 (障害児等療育支援事業)	必要に応じて、利用者や学校園等に対する技術指導などを行います。		
関係医療機関との連携	市内で発達障害専門診療を行う医療機関(Aチーム)、および発達障害の相談・助言が可能な一般小児科(Bチーム)との連携を中心紹介等を行います。		

①診察実績

(単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
外来診療者数	2,115	2,685	2,931	3,037	2,980	2,952	2,944
外来初診者数	650	789	607	537	445	386	421
外来再診者数	1,465	1,896	2,324	2,500	2,535	2,566	2,523

②初診者数の状況

(単位:人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
初診数	789	607	537	445	386	421
運動発達障害(①+②)	76	71	78	52	43	41
①脳性麻痺 うち低体重出生(内数)	6 (3)	6 (2)	5 (2)	2 (1)	1 (0)	2 (1)
②その他の運動障害 うち低体重出生(内数)	70 (11)	65 (16)	73 (9)	50 (11)	42 (4)	39 (11)
精神発達障害(③+④+⑤)	535	418	356	341	279	335
③知的障害	91	52	43	71	39	39
④自閉性障害	334	262	228	242	203	243
⑤LD/ADHD 等	110	104	85	28	37	53
言語性発達遅滞	114	82	75	29	38	25
その他	64	36	28	23	26	20

<年齢別内訳>

(単位:人)

	H30	R1	R2	R3	R4	紹介元	H30	R1	R2	R3	R4
0歳代	27	32	26	17	14	保健福祉センター (地域保健)	130	131	81	63	68
1歳代	47	38	20	23	25	医療機関(病院・開業医)	87	61	89	131	138
2歳代	74	67	51	55	36	紹介以外(利用者 関係・直接)	140	156	122	74	0
3歳代	79	70	62	64	64	療育機関 (転入ケース含む)	25	15	14	12	16
4歳代	51	51	72	55	61	小学校・中学校	101	74	66	53	130
5歳代	50	47	39	32	34	幼稚園・保育所	59	59	55	42	69
6歳代	39	33	36	28	24	子ども家庭センター	8	6	2	1	-
7歳代	47	40	35	29	37	市役所	13	8	6	1	-
8歳代	50	36	39	16	29	子育て総合センター	9	12	2	7	-
9歳代	37	24	16	24	22	総合教育センター	3	0	0	1	-
10歳代	34	22	21	14	20	その他	32	15	8	1	-
11歳代	23	25	15	11	20	計	607	537	445	386	421
12歳代	11	18	8	6	13	・R3.4月から診察申し込みが紹介制となり、医療機関、乳幼児健診担当医師、所属学校園所のいずれかの紹介が必要となりました。					
13歳代	19	15	3	4	9	・R3年度の初診の約2/3がR2年度中の申込のため、R3年度は紹介制と紹介制以前の申し込みが混在しています。					
14歳代	16	13	2	3	9						
15歳代	2	4	0	1	3						
16歳代	0	2	0	4	1						
17歳代	1	0	0	0	0						
18歳代	0	0	0	0	0						
計	607	537	445	386	421						

③リハビリ（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）利用者数推移

(単位:人)

	H30			R1			R2			R3			R4		
	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST
脳性麻痺	109	73	44	99	78	46	87	67	44	84	62	44	82	54	42
中枢神経疾患後遺症	19	5	10	19	4	10	17	5	7	17	3	5	14	3	7
先天性脳形成不全	5	4	3	4	3	4	2	2	4	2	2	4	3	2	3
難治性てんかん	4	3	3	6	4	1	5	2	0	6	2	2	8	2	2
染色体遺伝子疾患	63	51	57	59	56	63	55	51	61	50	48	55	55	45	56
神経筋疾患	9	8	2	8	9	3	9	8	3	8	8	3	10	6	3
筋・骨格・運動器疾患	10	8	1	13	7	1	10	7	2	15	7	2	12	7	2
精神運動発達遅滞	16	23	19	12	22	17	11	18	17	10	21	17	9	16	12
運動発達遅滞	119	27	35	106	43	36	89	45	38	88	37	33	78	38	34
その他の運動障害	4	3	0	4	3	2	2	3	2	1	1	1	1	3	2
協調運動障害	7	32	7	7	43	7	7	31	7	4	25	7	4	18	4
自閉症スペクトラム障害(ASD)	9	535	614	9	553	597	5	486	555	4	496	557	4	487	554
学習障害(LD)	1	28	22	1	35	19	1	26	20	0	20	16	0	21	16
注意欠陥・多動性障害(ADH)	0	36	21	0	45	21	0	51	18	0	46	16	0	55	12
知的障害	2	83	129	4	101	118	3	87	112	2	77	121	2	71	115
DAMP症候群				0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0
その他	18	39	177	27	48	180	34	48	144	24	47	152	13	39	108
計	395	958	1,144	378	1,054	1,126	337	937	1,035	315	902	1,036	295	867	972

(2) 理学療法 (PT : Physical Therapy)

小児理学療法は、先天性または後天性の疾患や外傷などによって、運動発達の遅れや運動機能に困難さがある子供に対し、運動機能の維持・改善を目的に、主に運動などの手段を用いて指導、援助を行います。運動機能の改善や生活環境への支援を行うことで、日常生活活動(ADL)の改善を図り、生活の質(QOL)の向上を目指します。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
理学療法	何らかの原因で運動発達の遅れや運動機能に困難さがある乳幼児から18歳までの児童	子供の持っている潜在能力や発達の力を育て、様々な日常生活の活動性や自立度の向上に取り組み、子供(とその家族)が住んでいる地域の中で現在や将来にわたり、少しでも心身ともに健やかに、豊かな生活が送れるように支援します。	利用者数 295人 (315人) 延利用件数 4,081件 (4,545件)

<PT外来実人数(令和4年度)>

(単位:人)

診断名	年齢						年齢						年齢						合計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
脳性麻痺	1	3	1	3	3	4	1	1	8	6	6	6	5	6	9	3	6	7	3	82
中枢神経疾患後遺症	0	0	0	0	0	3	2	1	0	2	1	1	1	1	1	0	1	0	0	14
先天性脳形成不全	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
難治性てんかん	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	8
染色体遺伝子疾患	1	6	4	6	7	3	2	2	4	4	4	0	3	5	0	1	1	1	1	55
神経筋疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	1	2	2	0	0	0	10
筋・骨格・運動器疾患	0	0	0	0	4	0	2	2	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	12
精神運動発達遅滞	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	1	1	0	9
運動発達遅滞	2	15	11	15	9	8	6	3	3	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0	78
その他の運動障害	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
協調運動障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	4
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4
学習障害(LD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
DAMP症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	2	3	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13
計	5	25	20	28	28	18	15	12	16	20	15	12	14	16	15	9	13	9	5	295

<補装具・福祉用具(車いす、座位保持装置など)の製作支援・相談>

補装具・福祉用具を作製する際には、理学療法士が子供の特性等を配慮して製作支援、相談に応じています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
製作支援・相談	107	144	131	112	123	79

(3) 作業療法 (OT : Occupational Therapy)

さまざまな作業活動（遊び、学習、日常の活動など）を用いて、生活動作、運動、学習、人と交流する力の発達を支援します。個別で行う作業療法のほかに、2～3人で行う小集団の作業療法も実施しています。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
作業療法	運動、遊び、日常生活動作、学習、社会生活などで、発達のつまづきが生じている乳幼児から 18 歳までの児童	子供一人ひとりの状態に合わせた作業活動（遊び、学習、日常生活動作など）を用いて、成功体験を積み重ねながら、生活動作、運動、学習、人と交流する力の発達を支援します。	利用者数 867 人 (902 人)
		◆遊び 感覚運動遊び（遊具など）、構成遊び（ブロック、パズルなど）、社会的遊び（ごっこ遊びなど）を通して、運動・情緒・社会性の発達を支援します。 ◆学習 姿勢を保つ、道具を使う、複数の手順を組み立てるなどを通して、学習や学校生活の土台となる力を育みます。 ◆日常生活動作 食事、排泄、着替え、入浴などの生活動作が、家庭や学校園所で安定して行えるように支援します。	延利用件数 4,301 件 (4,665 件)

<OT外来実人数（令和4年度）>

（単位：人）

診断名	年齢	0 1 2 3 4 5 6						7 8 9 10 11 12						13 14 15						計			
		小	小	小	小	小	小	中	中	中	高	高	高	1	2	3	1	2	3				
脳性麻痺	0 0 0 2 3 3 5	1	9	5	5	3	3	3	2	2	4	3	1	54									
中枢神経疾患後遺症	0 0 0 0 0 1 0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3									
先天性脳形成不全	0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2									2
難治性てんかん	0 0 1 0 0 0 0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
染色体遺伝子疾患	0 1 0 0 7 3 4	2	5	5	7	2	2	3	1	1	2	0	0	45									
神経筋疾患	0 0 0 0 0 0 0	1	1	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	6									
筋・骨格・運動器疾患	0 0 0 0 1 0 1	1	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	7									
精神運動発達遅滞	0 0 1 1 2 2 1	0	1	1	1	0	1	1	2	1	1	0	0	16									
運動発達遅滞	0 0 0 1 3 5 11	8	4	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	38									
その他の運動障害	0 0 0 0 1 1 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3									
協調運動障害	0 0 0 0 0 0 1	3	2	6	3	1	2	0	0	0	0	0	0	18									
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0 0 0 8 33 60 79	58	58	45	34	39	13	16	14	8	11	7	4	487									
学習障害(LD)	0 0 0 0 0 0 1	2	4	3	3	2	1	2	2	0	1	0	0	21									
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0 0 0 0 3 4 5	6	5	13	5	4	3	2	3	0	1	1	0	55									
知的障害	0 0 0 1 5 6 24	10	6	7	3	5	1	0	1	0	1	1	0	71									
DAMP 症候群	0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0
その他	0 0 0 2 1 6 6	6	3	2	2	3	3	1	1	2	1	0	0	39									
計	0 1 2 15 59 91 139	99	98	92	64	62	31	31	28	14	24	12	5	867									

(4) 言語聴覚療法 (S T : Speech-Language-Hearing Therapy)

言語聴覚療法とは、発声発語機能、言語機能、聴覚機能、高次脳機能、摂食・嚥下機能、コミュニケーション機能に障害のある人などに対して、言語聴覚士が検査、訓練および助言、指導その他の援助などの専門的関わりによって、対象者の機能の獲得や維持・向上を図り、生活の質の向上を支援します。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
言語聴覚 療法	音声や言 語、嚥下・ 摂食等に遅 れや問題の ある乳幼児 から 18 歳ま での児童	<p>子供の発達段階に応じて、遊びを取り入れながら個々の目標とする課題に取り組み、保護者にもその目的を説明し、家庭での具体的な関わりにつながるよう指導します。また、センター内の他職種との連携だけでなく、必要に応じ保護者の承諾を得て子供が所属する関係機関の先生方とも連携をとりながら支援します。</p> <p>◆コミュニケーションの問題 個々の発達段階に応じた遊びを通して、コミュニケーションの力を身につけられるよう支援します。</p> <p>ことばの理解を深め、人と相互にやりとりする力を身につけていくよう支援します。</p> <p>また保護者にも家庭での具体的なことばかけや対応方法について指導、支援します。</p> <p>◆摂食や嚥下の問題 摂食・嚥下機能を向上させることや、安全に効率よく食事ができることを目的に支援します。保護者に対しても適切な食形態や食事介助の方法を指導します。</p>	<p>利用者数 972 人 (1,036 人)</p> <p>延利用件数 4,091 件 (4,548 件)</p>
集団 言語療法	学齢児	<p>小集団の中で友達との関わり方や、集団生活に必要なコミュニケーションスキルの学習を促します。友達とのやりとりの経験を積み、自信をつけ集団生活につなげます。</p> <p>また、保護者にも支援方法を伝え、社会生活に活かしていけるように学校と連携をはかります。</p>	<p>1 グループ(1 グループ) 計 4 名(4 名) 延 11 回(11 回)</p>

< S T 外来実人数 (令和 4 年度) >

(単位:人)

診断名	年齢						年齢						年齢						計		
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
脳性麻痺	0	0	0	0	3	1	4	1	5	7	4	2	3	3	1	1	5	2	0	42	
中枢神経疾患後遺症	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7
先天性脳形成不全	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
難治性てんかん	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
染色体遺伝子疾患	0	1	0	2	7	5	7	2	3	6	8	1	4	3	5	1	1	0	0	0	56
神経筋疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
筋・骨格・運動器疾患	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
精神運動発達遅滞	0	0	0	0	1	2	0	2	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	12
運動発達遅滞	0	1	3	3	8	4	6	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
その他の運動障害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
協調運動障害	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	2	19	48	77	98	81	60	46	36	29	20	14	7	7	3	3	4	554	
学習障害(LD)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	1	4	2	2	0	0	0	0	0	1	16
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	0	0	1	0	3	3	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	12
知的障害	0	0	1	9	9	10	22	14	18	12	3	6	3	4	2	0	1	1	0	115	
DAMP 症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	3	6	7	17	21	22	13	6	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	108
計	0	3	9	40	83	123	159	131	117	86	60	50	35	28	16	11	10	6	5	972	

(5) 心理療法・発達検査

心理士が、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、問題解決のサポートを行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
--------	----	-----------

心理療法

子供を対象として、「遊戯療法」「カウンセリング」を行い、心の安定に努めています。

現在、新規ケースは受け付けておらず、継続ケースのみ実施しています。

利用者数
(12人)

延べ利用件数
(112件)

発達検査

子供の発達状況や発達のバランスを客観的に知るために必要に応じて行います。診断の際に利用したり、今後の療育方針を立てる上でも役立てていきます。

利用者数
(793人)

延べ利用件数
(795件)

<心理療法・発達検査実績>

(単位:件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
心理療法	305	245	180	69	112	89
発達検査	1,071	947	874	751	795	816

<一時預かり事業>

より集中しやすい環境で、こども未来センターを利用してもらうことを目的に、リハビリ・相談等対象児童のきょうだいの一時預かりを業務委託により行っています。

【対象】 生後8か月以上の就学前児童

【費用】 1時間300円

【委託先】 社会福祉法人 桜谷福祉会

	H30	R1	R2	R3	R4
新規登録者数	148人	109人	86人	85人	81人
利用実績(キャンセルは含まない)	2,068枠	1,838枠	1,122枠	1,077枠	977枠
60分(1枠)	1,812件	1,628件	982件	941件	847件
120分(2枠)	128件	105件	70件	68件	65件
(参考)キャンセル数	456件	418件	263件	240件	282件

4 通所支援

就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、保育士による療育を行っています。子供の日常生活を大切にし、子供と保護者を支えること、親子で遊ぶことが楽しいと思えるような豊かな親子関係を大切にしています。

取り組み内容	対象	概要	利用実績(前年度)
通園療育 「わかば園」	2歳児(4月1日で満1歳の子供)から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児	<p>基本的生活習慣を大切にし、一人一人に応じた安定した身体づくりをしていきます。</p> <p>安心して遊べる環境をつくり、さまざまな遊びの提供をしていき、親子で楽しく遊ぶ中で、豊かな親子関係を築いていきます。</p> <p>一人一人の持っている力を生活や遊びの具体的な場で發揮出来るよう援助していき、毎日の生活がより広がり、充実したものになるよう、いろいろな経験を積み重ねていきます。</p>	<p>在籍者数 35人 (34人)</p> <p>延保育回数 2,503回 (2,220回)</p>

(1) 通園療育（福祉型児童発達支援センター「わかば園」）

ア わかば園の概要

2歳児（4月1日で満1歳の子供）から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談（育児相談、栄養相談、進路相談など）その他、近隣の保育所児との交流保育、季節ごとの行事なども行います。

日々の保育場面にこども未来センター診療所のセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報を共有することで、支援の充実に向けた連携を図っています。

わかば園では、保護者の方に具体的な療育・育児方法を身につけていただくため、親子一緒に参加していただくこととしています（親子通園）。

＜親子通園のキーワード＞

たのしむ	親子で一緒に遊んで、楽しさを共感しましょう
つながる	いろいろな人と出会って、つながりを豊かにしていきましょう
まなぶ	他の親子や先輩からも、たくさん学びましょう
きづく	子供の姿や移り変わりから、うれしい気づきをみつけましょう

イ わかば園のクラス編成と保育の流れ（令和5年4月1日現在）

通園対象			組	保育日数 (予定)	通園日				
障害種別	年齢	在籍人数			月	火	水	木	金
肢体不自由	2歳	1	ゆき	70		○			9月より
	3歳	1	はな	88		○			○
	4歳	3	つき	132		○		○	○
	5歳	5	ほし	133		○		○	○
知的・発達	2歳	6	うさぎ	130	○	○		○	
	3歳	9	ぞう	167	○	○	○		○
計		25		720					

時間	活動
9:40	順次タクシー登園、診察、検温
	出席ノート、身辺整理
10:00	集まり、名前呼び、歌、ふれあい遊び
	各クラスに応じた保育
	季節の遊び、製作
	身体を使った遊び、感触遊び
11:50	給食
12:35	ゆったり保育(保護者が食事をする間の分離保育)
13:00	各クラスに応じた保育
13:50	おかいり
14:00	タクシー降園

※保育は1限 50 分、一日3限で実施しています。

1限目 (10:00 ~10:50)

2限目 (11:00 ~11:50)

3限目 (13:00 ~13:50)

※毎週木曜日 年長、年中クラスで音楽療法(どれみクラブ)を実施。

ウ 年間行事・給食・保護者支援

①年間行事

月	行事
4月	療育説明会・一学期開始・クラス懇談会
5月	クラス進路勉強会(クラス毎)・手洗い講習会
6月	歯科検診・保護者参加デー・救急法講習
7月	療育公開日・支援学校見学(4歳児親子) プール開き・夏のお楽しみ会
8月	家族参加デー・一学期終了・夏休み・二学期開始
9月	
10月	わかばっこ広場・遠足(肢体)・園外保育(発達)
11月	療育公開日
12月	クリスマス会・二学期終了・冬休み
1月	三学期開始
2月	
3月	卒園式

※誕生会はクラス毎に実施

※その他開催予定

公立保育所交流 など

②給食

わかば園の給食は公立保育所の献立に基づいて実施するとともに、衛生管理を徹底し、安全な給食提供が出来るよう努めています。

また、園児の摂食機能に応じた食事形態（普通食、刻み食、ミキサー食）やアレルギー食、ケトン食、注入食などの特別食にも対応した給食提供や偏食改善のための調理方法の工夫やクッキング保育を行います。必要に応じて、栄養指導を行います。

＜園児の食事形態＞

ごはん	おかず	特別食		
普通	26	普通	26	アレルギー普通食 (卵・乳)
軟飯	1	ミキサー	2	アレルギー普通食 (乳)
お粥	1	ミキサー (ムース)	2	経管栄養 (エネーボ)
ミキサー粥	2	刻み食	1	
ミキサー粥 (ムース)	1			
計	31	計	31	計
				3

③保護者支援

【クラス懇談・個人懇談】

保護者一人一人のニーズや評価会議、本人中心支援会議等で検討した援助内容をもとに懇談を行います。

学期に一回のクラス懇談に加え、必要に応じて随時個人懇談等を行います。

【保護者研修】

公立の幼稚園・特別支援学校・北山学園などの見学、卒園児の保護者による子育てや進路についての経験談を聞く機会を設けています。

【家族参観】

保護者及び家族に日頃の療育内容について知ってもらい、理解を深めてもらうと共にきょうだい支援も行っています。

エ 通園方法

わかば園への通園方法は、原則として利用者1～2組を1グループとして、各家庭と園をタクシーで送迎します（グループの組み合わせは園が指定）。

また、医療的ケアの必要な園児とその保護者の通園手段の確保のため、一定の条件のもと福祉タクシーでの送迎を実施しています。

【分離保育プログラム】

子供たちの自立・自律に向けて、就学1年前の利用児（5歳児）を対象に、分離保育で療育を実施しています。

【並行通園プログラム】

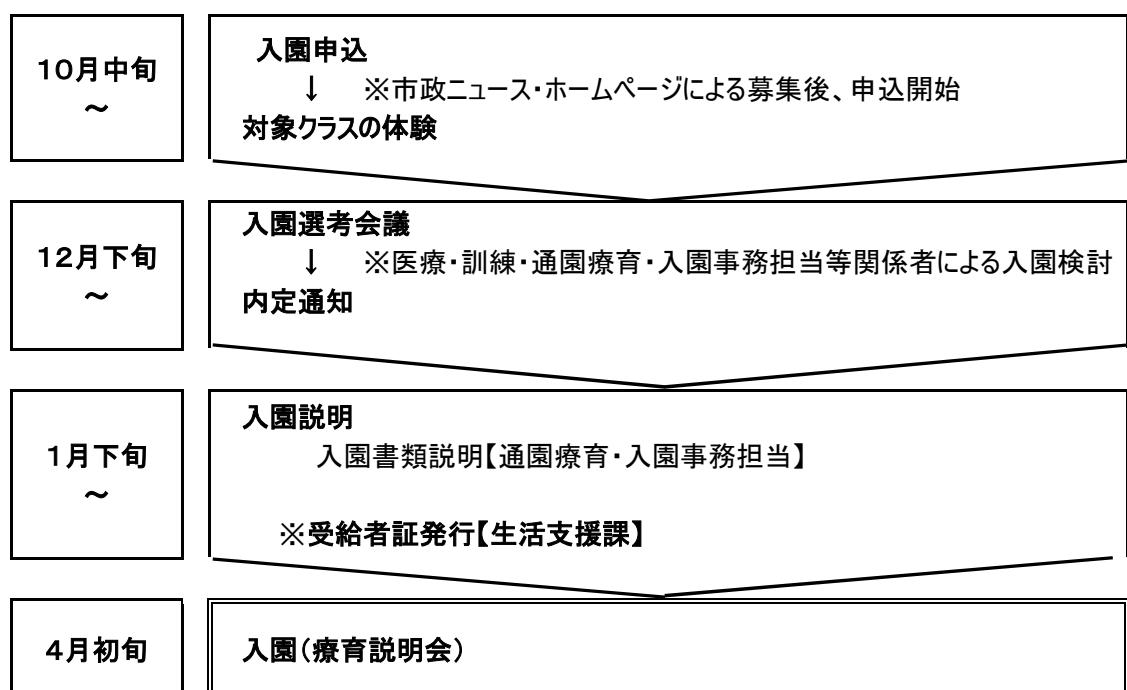
子供が地域の保育所や幼稚園を利用しながら、わかば園通園療育を受ける並行通園プログラムを実施しています。

【介助通園制度】

園児の保護者が病気、出産などのために親子通園が困難な場合、センター職員が介助を行うことにより、療育を継続することのできる制度があります。

場合	期間
保護者が病気、家族の介護のため2週間以上通園が困難になった場合	上限3か月
保護者が妊娠のため通園が困難となった場合	産前8週間、産後12週間 多胎の場合 産前14週間 32週未満の早産の場合は、予定日から12週まで

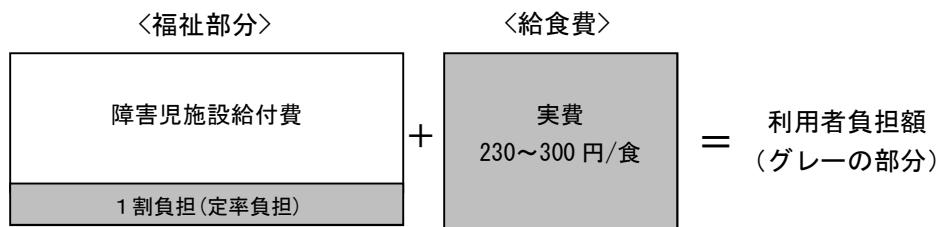
才 入園の流れ



力 利用料・利用者負担

①利用料のしくみ

利用者負担額は、福祉部分の各定率負担分と給食費（実費）の合計。



- * 1日の福祉部分の利用料は、タクシー通園制度により配車したタクシーに乗車した時点で支払い義務が発生し、各自で登園（自力登園）される方については、登園した時点で支払い義務が発生する。
- * 食費は、当日午前9時30分までに連絡がなければ、キャンセル料（実費分）を徴収する。
- * 障害児施設給付費は、保護者に代わり代理請求、代理受領する。

(月額)	通園使用料	給食費(1食)	所得区分の認定方法
生活保護	0円	230円	生活保護受給世帯
低所得	0円	230円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
所得1	4,600円	250円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円未満の場合
所得2	37,200円	300円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円以上の場合

②利用者負担額の支払方法

利用者負担額は、1ヶ月ごとに口座振替により徴収する。

③利用者負担の軽減措置等

- ・「通園療育」の月毎の利用者負担の額（福祉部分）は、児童福祉法により上限が定められている。
- ・「通園療育」の利用状況により、当施設への月々の利用者負担は変わる。
- ・福祉部分には多子軽減措置があり、幼稚園・保育所又は障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う制度。
(利用者負担額 第2子：半額 第3子以降：0円)
- ・福祉部分の実費負担に対し、毎月の利用者負担額から9,600円を控除した額を補助する制度がある。
- ・児童デイ等を利用した場合、福祉部分について、利用者負担上限額管理が適用される場合があり、利用する場合は、要連絡。
- ・世帯内で介護・福祉サービスを複数受けている場合、高額障害児施設給付費の制度がある。
- ・「児童教育・保育の無償化」実施により、満3歳～満5歳児については、通園使用料の自己負担はない（給食費等の実費負担分は必要）。

④サービスの利用に関する留意事項

<受給者証>

- ・入園時には必ず受給者証「障害児施設受給者証」を提示し、記載事項等に変更があった場合は要連絡。

<児童発達支援提供実績記録票>

- ・利用者は、当日提供された通園内容を記載した『児童発達支援提供実績記録票』の内容を確認、サインする。

<わかば園の事業実績>

①通園児の在籍者数

		(単位:人)									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
通園在籍者数(人)		31	32	38	38	35	34	42	35	34	35
保育回数(延べ)	3,126	3,603	3,798	3,682	3,075	3,182	2,761	2,166	2,220	2,503	
	保育のみ	2,903	3,399	3,569	3,541	2,969	3,037	2,626	2,039	2,127	2,312
	保育・音楽療法	223	204	220	141	106	145	135	127	93	191

②通園児の疾患別表

疾患区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
脳性まひ	7	8	10	11	9	6	10	7	7	6
中枢神経疾患後遺症	1	2	2	0	0	1	1	2	3	3
精神運動発達遅滞	5	4	5	3	9	6	4	5	8	6
染色体・遺伝子異常	8	10	11	10	12	9	10	8	3	4
多奇形症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
難治性てんかん	0	1	2	4	1	2	2	0	0	1
末梢神経・筋疾患	2	1	0	1	0	0	1	2	2	2
二分脊椎	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
その他(自閉症スペクトラム等)	7	6	8	9	4	9	13	11	11	12
計	31	32	38	38	35	34	42	35	34	35

③通園児の移動能力別

移動能力別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
移動不可	7	8	5	6	6	6	3	5
寝返り	5	3	4	1	6	2	2	1
這う	6	3	1	0	4	2	3	1
つたい歩き	1	1	1	0	1	0	0	0
器具による歩行	2	4	4	6	4	5	5	6
独歩	17	19	20	21	21	20	21	22
計	38	38	35	34	42	35	34	35

④通園児の言語能力別

言語能力別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発声なし	0	2	1	1	2	1	2	0
発声のみ	15	7	14	10	11	12	9	15
喃語	7	12	5	11	8	1	4	2
単語	5	5	3	5	7	4	4	7
二語文	6	5	3	3	7	12	5	4
会話	5	7	9	4	7	5	10	7
計	38	38	35	34	42	35	34	35

⑤通園児の日常生活能力別

(単位:人)

	H30				R1				R2				R3				R4								
	0 歳	2 歳	4 歳	6 歳																					
	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~					
食事	34	0	9	24	1	42	0	16	19	7	35	0	13	16	6	34	0	28	6	0	35	0	10	20	5
全介助	18	0	2	15	1	16	0	6	4	6	14	0	3	7	4	13	0	7	6	0	11	0	0	6	5
一部介助	13	0	7	6	0	22	0	9	12	1	14	0	8	4	2	14	0	14	0	0	21	0	10	11	0
自立	3	0	0	3	0	4	0	1	3	0	7	0	2	5	0	7	0	7	0	0	3	0	0	3	0
着脱衣	34	0	9	24	1	42	0	16	19	7	35	0	13	16	6	34	0	28	6	0	35	0	10	20	5
全介助	17	0	2	14	1	18	0	8	4	6	19	0	5	8	6	15	0	9	6	0	13	0	0	9	4
一部介助	15	0	7	8	0	21	0	8	12	1	16	0	8	8	0	15	0	15	0	0	22	0	10	11	1
自立	2	0	0	2	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
排泄	34	0	9	24	1	42	0	16	19	7	35	0	13	16	6	34	0	28	6	0	35	0	10	20	5
全介助予告無	24	0	4	19	1	22	0	11	5	6	16	0	5	7	4	17	0	11	6	0	16	0	1	11	4
全介助予告有	6	0	4	2	0	5	0	1	3	1	4	0	0	2	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1
一部介助	1	0	1	0	0	7	0	3	4	0	10	0	8	2	0	11	0	11	0	0	13	0	9	4	0
自立	3	0	0	3	0	8	0	1	7	0	5	0	0	5	0	5	0	5	0	0	5	0	0	5	0

⑥卒退園児の就園・就学先

(単位:人)

進路	H30	R1	R2	R3	R4
特別支援学校	西宮養護 芦屋特別	1 西宮養護 1 芦屋特別	3 西宮養護 1 芦屋特別	1	西宮支援 むこがわ
その他の施設等	北山学園	6 北山学園	7 北山学園	6 北山学園	7 北山学園
普通校		甲東小 高木北小 甲子園浜小	1 生瀬小 1 用海小 1 津門小	1	大社
				1 安井小	1
公立保育所	浜脇	1			芦原むつみ 鳴尾北
私立保育所					
公立幼稚園	あおぞら 春風 南甲子園	1 大社 2 あおぞら 1	1 春風 1 鳴尾東 あおぞら 門戸	1 高木 1 鳴尾東 1 鳴尾東 2	高木 鳴尾東 大社 夙川
私立幼稚園	こばと 和光 芦大附属 武庫川 芦屋みどり 香櫞園	3 こばと 1 松秀 1 西宮甲武 1 甲子園二葉 1 関西学院 1 一里山	1 こばと 1 甲子園二葉 2 関西学院 1 1 1	1 こばと 1 甲子園二葉 1 段上 芦大附属 武庫川女 子大学付属 神戸海星女 子学院マリ ア 西宮公同	1 甲子園二葉 1 むこがわ 1 1 1 1 1 1 1 1
児童発達支援事業所	西宮たんぽ ぱ	1	1 1	1	おひさまサン サン さくらっこ園
転居		1		2	
計		25	24	21	19 21

キ 療育公開

市内の幼稚園や保育所、通所支援事業所等、わかば園の園児と関わりのある関係諸機関の職員に
対して、療育公開を行っています。

わかば園の現状や日常の療育の様子を見てもらうことで、わかば園についての理解を深めて頂
きながら、関係諸機関との連携をはかっています。

<療育公開実績>

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	2回	2回	2回	—	—	15回
延べ参加人数	84人	78人	80人	—	—	149人

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しましたが、令和4年
度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み開催日数を増やすことで、参加者の人数が分
散するように実施しました。

5 発達支援

取り組み内容	対象	概要	利用実績(前年度)
親子療育教室	通園療育を行っていない0～3歳児	<p>診察後に親子で遊びながら子供の発達を促し、保護者にとっては子供の関わり方を具体的に学びながら子育てを支援していくことを目的としています。</p> <p>親子で楽しくいろいろな遊びをしながら、コミュニケーションを深めていきます。</p> <p>子育て相談や情報提供などを行うなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。</p>	延べ在籍人数 155人 (251人) 保育日数 76日 (94日) 延べ保育日数 315日 (459日) ※親子療育教室の実績を合計
個別保育	満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供	<p>対象の子供に対して、個別保育を提供しています。</p> <p>保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋げます。</p>	計16回 (30回)
体験保育	通園や親子療育教室に入る予定の子供	通園療育や親子療育教室に入るにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、利用児にとっての必要性を確認してもらうことを目的に実施します。	計61回 (59回)
ほっこり広場	療育待機中の子供	こども未来センターの相談を受けられた後、療育につながるまでの間の待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う保育です。	延べ出席人数 計71人 (56人)
保育所等訪問 支援事業	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童	スタッフが保育所・幼稚園・学校等に訪問し、子供が園や学校での生活を楽しく送れるように、個々の特性に配慮し、集団生活における工夫やアドバイスを先生や保護者に行います。	計248件 (64件)

(1) 親子療育教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象に親子教室（集団保育）を実施しています。

診察後に親子で遊びながら子供の発達を促し、保護者にとっては子供の関わり方を具体的に学びながら子育てを支援していくことを目的としています。

また、満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供には個別保育を実施しています。

(本事業は「在宅支援外来療育等指導事業」として実施)。

※親子療育教室のクラス編成は、年度により変更になる場合があります。

令和4年度 クラス編成					令和4年度実績		
クラス名	対象年齢	時間	回数	1クール回数	実人数	保育日数	延べ保育日数
わくわく	2・3歳児	9:20～10:20	週1回	16回	18	48	177
ありんこ	0・1歳児	9:20～10:00	月2回	—	20	28	119
つぼみ	1歳児～	9:45～10:25	月2回	—	0	0	0
計					38	76	296

ア わくわく（2～3歳児の保護者参加によるグループ保育）

【目的】 親子で楽しく遊ぶことにより、コミュニケーションを深めながら色々な遊びを経験します。また、子育て相談や情報提供を行なうなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。

【回数】 週1回 9時20分～10時20分 1クール16回（概ね3ヶ月間）

【対象】 2・3歳児

＜わくわく参加状況＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	延べ在籍人数	6	6	6	13	13	18	23	18	16	11	11	152
	保育日数	1	0	4	8	6	10	13	9	9	6	8	80
令和3年度	延べ保育日数	6	0	19	35	30	47	53	36	43	30	34	367
	延べ在籍人数	6	12	12	11	17	6	6	12	12	6	6	106
令和4年度	保育日数	3	7	9	8	7	4	5	9	4	4	4	64
	延べ保育日数	14	40	44	40	31	18	27	43	21	16	16	310
	延べ在籍人数	0	6	6	6	6	12	7	13	11	11	6	84
	保育日数	0	3	4	2	4	7	4	9	6	5	4	48
	延べ保育日数	0	11	20	10	12	29	19	25	23	15	13	177

イ あらんこ（0～1歳児の保護者参加による、グループ保育）

【目的】 小さな集団の中で、親子で楽しく遊ぶことにより、母子関係を深め、子供の発達を促します。

【回数】 月2回（隔週） 9時20分～10時00分

【対象】 0・1歳児

＜あらんこ参加状況＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	延べ在籍人数	8	8	8	12	13	14	13	16	14	17	19	162
	保育日数	0	0	2	4	2	4	4	4	4	3	2	33
令和2年度	延べ保育日数	0	0	5	15	8	17	15	22	28	21	11	167
	延べ在籍人数	5	6	6	6	9	9	11	14	17	20	20	145
令和4年度	保育日数	2	2	2	1	1	2	2	2	4	4	4	30
	延べ保育日数	7	8	9	2	4	12	11	16	20	19	21	149
	延べ在籍人数	5	5	5	7	7	9	12	13	14	14	16	124
	保育日数	2	1	2	2	1	2	2	2	4	3	3	28
	延べ保育日数	4	3	7	9	3	10	12	8	18	12	14	119

ウ つぼみ（園児対象児ではあるが体力がなく、コンスタントに登園できない子供のクラス）

【目的】 わかば園入園前に、親子遊びの経験や、個々にあわせて生活リズムを整えることを目的に小集団の保育を提供しています。保護者の子育て相談に応じ、保護者同士の交流場にもしています。

(園児に向け、コンスタントに来園し体力をつけ、色々な遊びを経験します。)

【回数】 月2回 9時45分～10時25分

【対象】 肢体不自由児 1歳児～

＜つぼみ参加状況＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	延べ在籍人数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	17
	保育日数	0	0	2	2	2	1	2	1	2	2	1	15
	延べ保育日数	0	0	3	4	4	1	1	1	2	2	1	19
令和3年度	延べ在籍人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ保育日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	延べ在籍人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ保育日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（2）個別保育

ありんこに入るまでの8ヶ月未満の子供について個別保育を提供しています。

保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋げていきます。

＜個別保育参加状況＞

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10	11	12	1月	2月	3月	計
平成30年度	2	2	1	2	2	3	4	3	2	4	2	1	28
平成元年度	0	1	1	1	2	2	4	0	1	1	1	0	14
令和2年度	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	1	6
令和3年度	1	0	2	1	3	4	4	4	3	5	3	0	30
令和4年度	0	0	2	3	0	4	3	1	1	1	1	0	16

（3）体験保育

通園療育「わかば園」や親子療育教室に入るにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、利用児にとっての必要性を確認してもらうために、体験保育を行っています。

＜体験保育参加状況＞

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10	11	12	1月	2月	3月	計
平成30年度	13	21	16	13	6	16	33	21	5	4	7	1	156
平成元年度	0	0	0	0	1	15	11	22	2	1	4	0	56
令和2年度	0	0	3	9	5	24	15	18	3	3	2	4	86
令和3年度	1	4	4	3	2	7	14	11	5	2	2	4	59
令和4年度	0	0	3	3	8	9	11	7	5	8	4	3	61

(4) ほっこり広場（療育前親子教室）

こども未来センターの相談を受けられた後、療育開始までの間の待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う教室です。

親子の様子を見ながら、必要な支援につなげていきます。

【目的】 療育開始までの待機期間において、保護者の不安を和らげ、集団で手遊びやふれあい遊び、紙芝居など遊びを通して親と子の関わりを深めることにより、子供の発達を促す。

【回数】 月2回 9時45分～10時45分

【対象】 0～2歳児で、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所などに通っていない子供

<ほっこり広場参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10	11	12	1月	2月	3月	計
令和2年度	延べ在籍人数	4	2	2	3	3	5	6	6	6	6	6	4	53
	保育日数	1	0	1	3	2	3	2	2	2	1	2	2	21
	延べ出席数	1	0	1	4	3	7	5	9	9	6	10	7	62
令和3年度	延べ在籍人数	3	2	3	3	5	6	5	3	5	3	5	5	48
	保育日数	2	1	3	2	2	3	2	1	2	1	2	3	24
	延べ出席数	6	2	4	1	1	11	8	1	5	2	5	10	56
令和4年度	延べ在籍人数	3	4	5	5	5	4	5	5	1	3	3	3	46
	保育日数	1	1	3	2	2	2	2	2	2	1	2	3	23
	延べ出席数	3	4	14	8	8	4	8	7	2	3	4	6	71

(5) 保育所等訪問支援事業

保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）、訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）を行います。（有料。世帯の所得に応じた負担）

<保育所等訪問支援事業>

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保育所等訪問支援	契約者数	2	2	5	13	10	11	18
	支援回数(*1)	1	4	11	11	27	32	124
	対応件数(*2)	16	14	26	33	47	64	248

(*1) 支援回数とは、訪問により支援を行った回数

(*2) 対応件数とは、アセスメントや保護者との面談及び報告の対応件数

※わかば園卒園児への支援

わかば園を卒園した園児に対しては、地域の所属先（幼稚園・保育所等）を訪問し、地域での集団生活の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行っています。

（「わかば園卒園児アウトリーチ」として「7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援」に記載。）

6 スクーリングサポート

不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、社会的自立に向けたさまざまな支援を行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
不登校児童生徒 支援	あすなろ学級みらいは、長期欠席をしている不登校の小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒を対象に、学習等の援助を行なながら、社会的自立を目標に運営している教室です。	児童生徒数 (体験中も含む) 37人 (36人)
学校生活支援	あすなろ学級みらいでは、単に学習の援助だけでなく、通ってくるこどもたちの力を広く育むために、こども未来センターのさまざまなスタッフが連携して、支援等にあたります。	登校日数 142日 (140日)
学校生活支援教室 (のびのび教室)	あすなろ学級みらいでは、児童・生徒ひとりひとりの状況にあわせ、学校や保護者と相談しながら、支援を行い、社会的自立をめざして学習支援や心理支援を行います。	<前期> 低学年 18人(12人) 高学年 1人(10人) <後期> 低学年 22人(9人) 高学年 16人(7人)

(1) あすなろ学級みらい

通級児童生徒一人ひとりの集団への適応力を高めることで、当該児童生徒が社会的自立を果たすことを目的としています。そのため、保護者会を開催する等、保護者や学校と綿密に連携を図っています。

あすなろ学級みらいの通級日は月曜日から木曜日で、人とのふれあいを通して、生きる力をはぐくむことを目標に諸活動を実施しています。

【主な活動内容】

マイスタディタイム 交流 セレクトタイム

令和4年度 あすなろ学級未来 週自程表

		月	火	水	木	金
午前	1	9:30~9:35	はじめの会			
	2	9:35~10:20	マイスタディタイム			
		10:20~10:35	休み時間			
	3	10:35~11:20	マイスタデ ィタイム	交流（ソー シャルスキ ル）	マイスタデ ィタイム	マイスタデ ィタイム
	4	11:20~11:30	おわりの会			

		月	火	水	木	金
午後	1	13:00~13:05	はじめの会			
	2	13:05~13:50	マイスタディタイム			
		13:50~14:05	休み時間			
	3	14:05~14:50	マイスタデ ィタイム	交流（ソー シャルスキ ル）	マイスタデ ィタイム	マイスタデ ィタイム
	4	14:50~15:00	おわりの会			

＜あすなろ学級みらいの児童生徒数＞

	R1	R2	R3	R4
児童生徒数	36	40	36	37

令和4年度内訳

小学生	14
中学1年生	1
中学2年生	5
中学3年生	17
計	37

(2) 学校生活支援教室（のびのび教室）

【講師】 大東 和子 氏 (上級教育カウンセラー)
三宅 麻希 氏 (四天王寺大学人文社会学部准教授)

【保護者教室講師】 稲富 真彦 氏 (高知大学名誉教授)

【対象】 西宮市立小学校通常学級在籍児童

【開催回数】 高学年・低学年 各6回、保護者教室 前期各1回 後期各1回

- 【内容】
- ・ ライフスキルの習得 (ソーシャルスキルやコーピングスキルなど)
 - ・ 感情の整理及び心の安定 (フォーカシング)
 - ・ 自己表現の喜び体験と自己肯定感の向上 (アートセラピー)

【参加者数】

	のびのび教室			保護者教室		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
前期	18	1	19	11	1	12
後期	22	16	38	10	7	7
計	40	17	57	28	15	43

【参考】令和4年度 実施内容

前期

回	タイトル	概略	ねらい
1	こころもからだも リラックス	からだで感じる気持ち 呼吸法とからだほぐし	こころとからだのつながりに気づき、リラックスできる。
2	今日のこころの天 気は？	こころの天気 こころの声をきいて！	自分の気持ちを表現することができる。相手の気持ちを聞くことができる。
3	こころスッキリ、か らだほっこり	こころの整理箱 わたしの安全なところ	自分の気持ちに気づき、マネジメントできる。
4	わたしを知ろう	今の私は? 感情パズル	木のまわりの人型をみて、今の自分と重ね合わせる。人にはさまざまな感情があることを知り、「感情」に感心を向ける。
5	わたしと仲良くな ろう	わたしの木	わたしの木を作ることを通して、自分を振り返り、自分の多様な側面に気づく。
6	ありがとう、また会 いたいな	イメージあそび	用意された図から自由にイメージして絵を完成させる。

後期

回	タイトル	概略	ねらい
1	わたしを知ろう	今の私は? 感情パズル	木のまわりの人型をみて、今の自分と重ね合わせる。人にはさまざまな感情があることを知り、「感情」に感心を向ける。
2	こころもからだも リラックス	からだで感じる気持ち 呼吸法とからだほぐし	こころとからだのつながりに気づき、リラックスできる。
3	わたしと仲良くな ろう	わたしの木	わたしの木を作ることを通して、自分を振り返り、自分の多様な側面に気づく。
4	今日のこころの天 気は？	こころの天気 こころの声をきいて！	自分の気持ちを表現することができる。相手の気持ちを聞くことができる。
5	こころスッキリ、か らだほっこり	こころの整理箱 わたしの安全なところ	自分の気持ちに気づき、マネジメントできる。
6	ありがとう、また会 いたいな	イメージあそび	用意された図から自由にイメージして絵を完成させる。

7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援

さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供をとりまく環境や状況を整え、関係者が連携することは大きな意味を持っています。こども未来センターは、子供が普段の生活で最も長い時間をすごす学校・幼稚園・保育所等と連携し、必要な支援を行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
相談 電話等による相談	<p>学校園、保育所、関係機関からの相談に対して、内容を伺い今後の対策と共に考えます。必要に応じてその後面談等行なながらニーズの整理についてお手伝いします。</p> <p>その上で支援ツールについて紹介したり、当センター内外と協働しながら支援策について提案しています。</p>	総派遣回数 272回(267回) 校種別派遣回数 保育所 31回(25回) 幼稚園 85回(92回) 小学校 81回(74回) 中学校 21回(26回) 高等学校 39回(37回) あゆみ面接、あゆみ審査 15回(13回) 育成センター 0回(0回) 研修講師 0回(0回)
学校園支援 アウトリーチ	<p>学校からの要請はもとより定期的に学校園諸施設を訪問(アウトリーチ)し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不適応を起こしている幼児児童生徒に関すること、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関することなど、心理療法士がその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画しています。</p> <p>平成29年度からは公私立保育所や私立幼稚園、障害児通所支援事業所、平成30年度からは留守家庭児童育成センターにも対象を広げています。</p>	総派遣回数 197回(161回) 校種別派遣回数 幼稚園 4回(9回) 小学校 168回(108回) 中学校 17回(20回) 高等学校 0回(0回) 研修等 8回(24回)
西宮専門家チーム(*) の派遣 アウトリーチ	<p>発達障害等による生活や学習上の困難を改善または克服するための教育的支援を求めている学校園及び保育所等、あるいは幼児児童生徒及びその保護者に対して、早期の実態把握や望ましい対応について専門的な意見を示してもらいます。</p>	総派遣回数 22回(21回) 校種別派遣回数 幼稚園 0回(2回) 小学校 17回(12回) 中学校 2回(4回) アイ・あいスクール 3回(3回)
巡回相談員 (特別支援学校専任 コーディネーター) の派遣調整	<p>特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の中核的な役割(センター的機能)が求められており、専任のコーディネーターが配置されています。</p> <p>高い専門性のある特別支援学校専任コーディネーターと連携を図り、必要に応じて支援を求めている学校の実情を伝えるとともに、派遣の依頼をしています。</p>	総派遣回数 70回(62回) 校種別派遣回数 保育所 9回(8回) 幼稚園 19回(15回) 小学校 39回(33回) 中学校 3回(4回) 高等学校 0回(2回)
セラピスト訪問	<p>センター診療所利用児が通う保育所、幼稚園、学校、施設へ診療所のスタッフが訪問し、集団の様子を観察し、子供の特性を踏まえた支援方法を提案しています。</p>	

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)	
本人中心支援会議 への出席	障害福祉サービス等を利用する際に作成する「本人中心支援計画」作成の会議に診療所のスタッフが出席し、本人(保護者)、関係施設(学校園所等)の関係者、担当相談支援専門員と協議します。	17回(32回)	
アウトリーチ			
わかば園卒園児 アウトリーチ	わかば園を卒退園した園児が、地域の所属先(幼稚園・保育所等)での集団生活へ円滑に移行できるよう、所属先の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行います。	総派遣回数 3回(0回) 幼稚園 2回(0回) 保育所 0回(0回) 小学校 0回(0回) その他 1回(0回)	
Dr. 支援会議	医療専門職等によるもの	主に学齢期の児童生徒に対して、医療と教育が連携し、発達に沿った支援を検討します。学校関係者とこども未来センターの医師・関係職員が参加します。	
セラピー見学	PT・OT・ST見学	学校園所等の担当者に担当児童の療育の様子を見学してもらい、セラピストと担当者の間で情報共有を行います。	総会議回数 52回(50回) 校種別会議回数 保育所 0回(1回) 幼稚園 0回(3回) 小学校 40回(30回) 中学校 8回(13回) 高校 4回(3回)
判定支援	あゆみ面接	現在保育所に通所していたり、今後入所予定の乳幼児のうち、加配保育士による支援が必要かどうかの判定支援をするための医師を派遣しています。	154回 (173回)

*)西宮専門家チーム:医学、心理、教育等の各分野において、発達障害等に関する専門的知識を有する医学関係者、心理関係者、教育関係者により構成しています。

<学校・幼稚園・保育所等への支援>

	H30	R1	R2	R3	R4
学校園支援アウトリーチ	811回	252回	240回	267回	272回
西宮専門家チームの派遣	188回	196回	170回	161回	197回
巡回相談員の派遣調整	58回	31回	45回	21回	22回
セラピスト訪問	72回	101回	50回	62回	70回
わかば園卒園児アウトリーチ	11回	14回	5回	0回	3回
Dr. 支援会議	86回	100回	54回	50回	52回
PT・OT・ST見学	165回	165回	164回	173回	154回

8 地域との連携

さまざまな課題のある子供に対して、より広い協力や連携が必要な場合に、関係機関などとの連携をとりながら支援を行います。また、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行っています。

種別	区分	概要
西宮市地域 自立支援協議会 (みやっこ会議)	こども部会 あんしん相談 窓口連絡会	事務局として運営を担っています。 ・部会:毎月第4火曜日 ・事務局会議:毎月第3金曜日 ・児童フォーラム: 「みやっこ会議兼特別支援教育ネットワーク会議」
関係機関 ・団体等	運営委員会 障害者総合相談 支援センター にしのみや 地域保健課 (西宮市保健所)	相談支援専門員等が参加しています。 ・部会:毎月第2火曜日 ・事務局会議:毎月第4水曜日 ・運営委員会:奇数月第1木曜日
所属関係 団体等	子育て総合 センター 近畿肢体不自由児 療育施設 連絡協議会 (近肢連)	みやっこ会議や障害児相談支援・計画相談支援等の相談支援事業の他、当センターの利用者が成人に向うにあたり、つなぎ先としても連携しています。 乳幼児健康診査等を契機に支援の必要な子供に関して当センターへの紹介元として、及びその後の支援についても連携しています。 また、乳幼児発達相談に、医師・理学療法士・言語聴覚士・心理療法士が出勤し連携しています。
西宮市要保護児童 対策協議会		子育て一般の広い相談の中で必要に応じて当センターへのつなぎや「ひょうごっ子悩み相談センター」で実施する教育相談を共に担当して連携しています。
		近畿地区の肢体不自由児等の発達支援を行う施設・事業所で構成されており、施設・事業所間や関係機関との連絡・調整、情報交換をはじめ、障害のある子供たちの医療・保健・福祉に関する調査研究などの活動を行っています。 ①療育研究大会 ②部会研修(看護部会、給食部会、 理学療法・作業療法部会、言語部会、 心理相談部会、保育部会)
		虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を、関係する機関の連携により組織的・効果的に実施するために設置している西宮市要保護児童対策協議会(通称みやっこ安心ネット)の実務担当者会議に相談員が出席するなど連携を図っています。

9 講座・研修・人材育成

保護者や関係者・教職員等に対するさまざまな講座や研修等のプログラムを実施しています。

また、医師・セラピスト・保育士などの施設実習の受入を行い、人材育成に協力しています。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
一般向け 市民講演会	<p>発達障害をもつ子供の世界観や関わり方を学び、発達障害の特性等を正しく理解することを目的として実施しています。</p> <p>【講師】外部専門家 【対象】西宮市民</p>	<p>年 1 回開催 (11月 21 日) 参加者 65 人</p>
発達障害セミナー	<p>発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。</p> <p>【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校等の教職員</p>	<p>1 回実施(0回) ※R3 は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止 参加者数 123 人(0人)</p>
身体障害セミナー	<p>身体障害児の幼児期・学童期における発達的課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。</p> <p>【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校等の教職員</p>	<p>1 回実施(0回) ※R3 は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した 参加者数 78 人(0人)</p>
専門職向け 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修	<p>子供の発達を医療、心理、福祉、教育など多様な観点からアセスメントできる力を養うとともに、具体的な支援方法の提案や組織的対応のコーディネートなど、教育現場における子供の発達支援の指導的立場となる教職員を育成することを目的としています</p> <p>【講師】外部専門家 【対象】西宮市立小中学校教員</p>	<p>参加者 24 人(21人)</p>
子供支援講演会	<p>脳科学的見地に基づいて発達上に課題のある子供への支援方法を学ぶ。</p> <p>【講師】外部専門家 【対象】児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、幼稚園、保育所職員等、市役所職員</p>	<p>年 1 回 動画研修 (6月 2 日～9月 30 日) 参加者 99 人</p>
医療従事者向け研修	<p>脳科学的見地に基づいて発達上に課題のある子供への支援方法を学ぶ。</p> <p>【講師】外部専門家 【対象】こども未来センター職員、医師会(小児科医)、地域保健課、保育所事業課</p>	<p>年 1 回 動画研修 (11月 1 日～12月 28 日) 参加者 115 人</p>

(1) 一般向け

ア 市民講演会

発達障害をもつ子供についての一般市民への理解促進を目的として、市民講演会を実施しています。

令和4年度は11月21日（月）に国立成育医療研究センターの小枝達也氏を講師に招いて「幼児期の発達障害に対する気づきと学校における支援について」をテーマにオンラインで開催しました。参加者は65人でした。

(2) 専門職向け

ア 発達障害セミナー

発達障害の子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、現地会場およびオンライン【ZOOMウェビナー】によるハイブリッド形式で開催。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発達障害セミナー	4回	4回	2回	—	—	1回
	82人	145人	82人	—	—	123人
	(254人)	(198人)	(109人)	—	—	41人(現地参加) 82人(オンライン参加)

()内は延べ人数

イ 身体障害セミナー

運動や言語の発達に遅れがある子供や身体に障害のある子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、乳幼児期から学齢前半期における発達的課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、現地会場およびオンライン【ZOOMウェビナー】によるハイブリッド形式で開催。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
身体障害セミナー	4回	3回	3回	—	—	1回
	20人	45人	45人	—	—	78人
	(69人)	(75人)	(62人)	—	—	28人(現地参加) 50人(オンライン参加)

()内は延べ人数

ウ 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修

- 【講師】 片山 泰一 氏（子どもの発達科学研究所代表理事）
 和久田 学 氏（子どもの発達科学研究所主席研究員）
 大須賀 優子 氏（子どもの発達科学研究所主任研究員）
 【対象】 西宮市立幼稚園、小中学校教員 24名
 【内容】 社会心理、生命科学、教育支援 21時間

回	分類	タイトル	内容	時間
1	教育支援	子ども理解	現状理解、発達障がいの正しい理解、子ども虐待	1.5
	教育支援	行動支援	なぜ子どもたちは不適応行動をするのか、行動を捉える、応用行動分析、環境設定	1.5
2	生命科学	発達障がいと脳	発達障がいを脳機能から捉える	1.5
	生命科学	子ども虐待と脳	子ども虐待の深刻な影響、子ども虐待への支援	1.5
3	社会心理	インクルーシブ教育と合理的配慮	典型例の研究、障害者差別解消法とインクルーシブ教育、合理的配慮とは	1.5
	社会心理	家庭支援	保護者面談（演習）、保護者理解、保護者支援のシステム、インテーク（演習）、結果の提示、家庭支援	1.5
4	教育支援	事例検討 1	支援のデザイン、支援のヒント、事例検討の必要性、事例検討の目的と枠組み	1.5
	教育支援	事例検討 2	正しいアセスメントのために、モデルで理解する（冰山モデル）、事例検討演習、コンサルテーションの前に	1.5
5	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察（演習）	2
6	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察（演習）	2
7	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察（演習）	2
8	教育支援	脳機能から考える行動支援・学習支援	脳機能から学習・行動を捉える、実行機能と学習・行動、記憶と学習・行動	1.5
	社会心理	特別支援教育のシステム	特別支援教育のシステム化、学びを具体に生かすために、支援コーディネーターの役目	1.5

（3）教職員研修企画

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。

研修名	対象	延べ人数	回数
特別支援教育コーディネーター研修	幼小中高義特のコーディネーター	293	3
特別支援学級担任研修	小中義の特別支援学級担任	177	種別ごと 各1回
特別支援教育支援員研修			
介助支援員研修	小中義の介助支援員	175	3
保育支援員研修	幼の保育支援員	104	3
特別支援教育にかかる情報化研修	小中義の教職員	76	2
ノートテイク研修	難聴の子供に関わりのある教職員	5	
		24	

※その他、特別支援学校主催の研修や県教委主催の研修についても紹介とりまとめをしています。

(4) 実習生受入

実習内容	学校名	人数	時期
PT 臨床実習	畿央大学	1	令和4年6月～7月
神戸学院大学		1	令和4年6月～7月
		2	令和5年1月～2月
OT 臨床実習	平成リハビリテーション専門学校	1	令和4年8月
	藍野大学	1	令和4年9月～10月
ST 臨床実習	大阪公立大学	1	令和4年9月
	神戸医療福祉専門学校三田校	1	令和5年1月～2月
看護師実習	国立リハビリテーションセンター学院	1	令和4年6月～7月
医師実習	西神看護専門学校	5	令和4年6月
保育実習	兵庫医科大学	2	令和4年11月
	甲南女子大学	2	令和4年7月～8月 令和5年2月～3月
	京都女子大学	1	令和4年8月～9月
	武庫川女子大学	1	令和4年8月～9月 令和4年11月
社会福祉士実習	関西学院 聖和短期大学	1	令和5年2月～3月
	神戸女子大学	1	令和4年6月、 令和4年10月～11月
	神戸学院大学	1	令和4年9月
公認心理師実習	武庫川女子大学大学院	1	令和4年9月～12月
	神戸女学院大学大学院	3	令和4年4月～7月、 令和4年8月
	神戸女学院大学	9	令和4年9月
<合計>		36	

IV 西宮市立北山学園(福祉型児童発達支援センター)

1 北山学園の概要

就学前の知的障害児を対象とし、遊びや活動を通じて社会に適応できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援することを目的として、昭和44年8月に知的障害児通園施設として設立され、平成18年度からは、指定管理者社会福祉法人甲山福祉センターが管理・運営しています。

その後、児童福祉法に基づき、平成24年4月に児童発達支援センター（福祉型）に移行し、子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供への理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することをめざしています。（平成27年度より、障害福祉課から、こども未来センターの所管に移行）

＜学園の方針＞

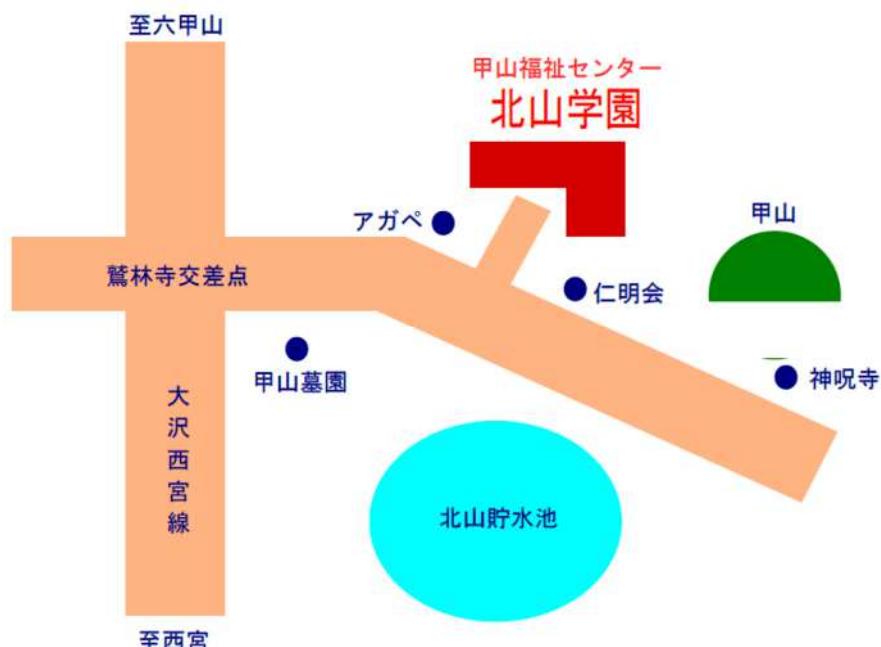
保護者と一緒に子どもたちの発達を支援します。

- ①豊かな自然環境を生かし、子どもたちがのびのびたくましく育つことを目指します。
- ②ひとりひとりにきめ細かな療育活動を提供します。
- ③ご家族が安心して子育てできるようにサポートします。

（1）保育時間等

登園日	月曜日～金曜日（夏・冬・春休みあり）
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、その他園が定めた日
保育時間	午前9時40分～午後2時30分
通園方法	通園バス2コース　北部地域はタクシー通園
対象児	3歳児から就学前の知的・発達障害児

（2）アクセス



(3) 施設概要

所在地	〒662-0011 西宮市甲山町53番地
電話・FAX	0798-71-8027・0798-71-9114
竣工年月日	昭和44(1969)年8月1日
開園年月日	昭和44(1969)年8月11日
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
敷地面積	48,391.80 m ²
専用床面積	694.42 m ²
指定管理者	社会福祉法人 甲山福祉センター
代表者	理事長 服部 英司
施設長(園長)	田中 隆雄

(4) 沿革

1969 (S44)年	8月	定員30名で北山学園を開園
1970 (S45)年	8月	学園プール設置
1993 (H5)年	4月	保育時間の延長
1995 (H7)年	1月	震災後、地域保育を実施
1996 (H8)年	4月	週5日登園になる
1997 (H9)年		総合木製遊具の寄付を受ける(中央競馬馬主社会福祉団体)
1998 (H10)年	8月	バス車庫棟等増改築工事(中央競馬馬主社会福祉財団)
2000 (H12)年	4月	外来保育「ぽっぽくらぶ」を開始
2002 (H14)年	8月	夏期に甲山自然の家で1泊2日宿泊キャンプを開始
2004 (H16)年	4月	学園で園児分の給食を調理、単独厨房の開始
2006 (H18)年	3月	学園バス購入(学園キャラクターやバスイラストに絵本作家のたかいよしかず氏のイラスト)
2008 (H20)年	4月	発達検査を西宮すなご医療福祉センター(旧砂子療育園)臨床心理士により実施
2009 (H21)年	4月	通園バス2便と北部地域タクシーでの送迎開始
2010 (H22)年	4月	定員30名を定数の弾力化で33名受入
2010 (H22)年	5月	園庭日除けネット設置
2010 (H22)年	6月	気管切開処置児受け入れの為、パート看護師採用
2010 (H22)年	10月	水曜日保育時間を45分間延長
2011 (H23)年	5月	山口公民館と塩瀬公民館で親子教室を開始、保育時間を15分間延長
2011 (H23)年	6月	プール日除けネット設置
2012 (H24)年	4月	「知的障害児通園施設北山学園」より、「児童発達支援センター北山学園」に移行
2015 (H27)年	2月	障害児相談支援事業開始
2015 (H27)年	4月	保育所等訪問支援事業開始

(5) 事業実績

①通園療育

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
通園在籍者数(人)	33	33	33	32	33	32	31	30	30	30
保育回数(延べ)	6,757	6,775	7,092	6,791	7,064	6,759	6,617	6,087	5,989	6,406

②保育所等訪問支援

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
契約者数（人）	—	—	4	1	2	4	2	1	1	2
支援回数（*1）	—	—	8	1	3	6	5	1	2	4

(*1) 支援回数とは、訪問により支援を行った回数

③障害児相談支援

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規作成（件）	—	12	51	32	15	18	15	7	1	2
モニタリング件)	—	—	57	145	114	134	155	162	113	101

付 錄

令和4年度 ごども未来センター 実績について (対前年実績比較と分析)

令和4年度 ごども未来センター 実績について (対前年実績比較と分析)	
 相談支援	<p>相談相談</p> <p>[令和4年度] 延 6,397件 (△995) 担当者数 3,517件 (△181) 初回相談 68件 (△5) メール・その他 4件 (△2)</p> <p>※初回相談から連絡事例は8,774件となりており、川中学校からの件数が大幅に増加した。</p> <p>件件通り実現し、大きな進展はない。</p> <p>【令和4年度】 16人 (△1) 参加延べ人数 103人 (△7)</p> <p>件件通り実現し、大きな進展はない。</p>
 連携支援等	<p>学校園支援アトリーチ</p> <p>[令和4年度] 総受付回数 272回 (△5) ・保健所 31回 (△6) ・幼稚園 85回 (△7) ・小学校 81回 (△7) ・中学校 21回 (△5) ・高校 38回 (△2)</p> <p>新型コロナワイルス感染症の影響で少し少なくなり、来園回数が前年度より減少したことにより、活動数が減少した。</p> <p>[令和4年度] 総受付回数 197回 (△36) ・幼稚園 45回 (△5) ・小学校 168回 (△60) ・中学校 173回 (△3) ・高校 0回 (△0) ・研修会 0回 (△0)</p> <p>新型コロナワイルス感染症の影響で少しなくなり、特に小学校においては、来園回数が前年度より減少した。</p> <p>リハビリーション・心理部門</p> <p>[令和4年度] 通学導送 4,081件 (△464) 作業療法 4,301件 (△364) 言語療法 4,091件 (△457) 児童検査 814人 (△21)</p> <p>新型コロナワイルス感染症の影響でセラピスト連絡の場合は専用の連絡専用に限り、リハビリ件数が前年度より大幅に減少した。</p> <p>ほっこり広場</p> <p>[令和4年度] 受べる加入数 71人 (△15)</p> <p>例年どおり実現し、大きな進展はない。</p>
 セラピスト訪問	<p>セラピスト訪問</p> <p>[令和4年度] 総受付回数 70回 (△8) ・保健所 9回 (△1) ・幼稚園 19回 (△4) ・小学校 39回 (△6) ・中学校 3回 (△1) ・高校 0回 (△2)</p> <p>新型コロナワイルス感染症の影響でセラピスト連絡の場合は専用の連絡専用に限り、リハビリ件数が前年度より大幅に減少した。</p>
 各種研修	<p>一朝一夕研修</p> <p>[令和4年度] 月別講習会の学習会 3回 (△1) 月別講習会 1回 (△0)</p> <p>中間講習会はオンラインで開催した。月別講習会の学習会については、4回の予定であったが、参加者が1名であつたが、1回中止し3回実施した。</p> <p>教員等向け研修</p> <p>[令和4年度] 月別講習セミナー 1回 (△1) 月別講習セミナー 1回 (△1) 月別講習会 8回 (△0) 月別講習会 1回 (△0)</p> <p>専門講習セミナー・発達障害セミナーはハイブリッド形式で開催した。</p> <p>【令和4年度】 124件 (△92) 卒園アトリーチ 3回 (△2)</p> <p>保育所等研修会は専門的知識をより充電するところで初歩的より研修会が増加した。</p>

1 前年実績比較と分析について

2 事務事業評価表（令和4年度実施事業）

（1）児童発達支援事業

令和4年度実施事業

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報							
事務事業名		児童発達支援事業		作成年月日	令和5年 6月30日		
				事業番号	210302		
担当部署		こども支援局 こども未来部 発達支援課					
主管課長等		中川 治彦		事業開始年度	昭和42(1967)年度		
法的根拠	市条例の実施義務有	児童福祉法、西宮市立こども未来センター条例、西宮市立児童福祉施設条例		予算科目	会計 01 款 15 項 20 目 20		
				目名	児童発達支援費		
				事業分類	117	施設管理運営	
総合計画	政策分野	02	子供・教育				
	施策分野	01	子供・子育て支援				
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実				
II. 事務事業の実施概要（PLAN・DO）							
事業概要	旧「西宮市立わかば園」の移転を機に、福祉・教育・医療が連携した切れ目のない支援を目指して、「児童発達支援センター」と「スクーリングサポートセンター」の両施設を複合した西宮市立こども未来センターを平成27年に新設した。「こども未来センター」全体の施設管理業務と児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、こども未来センター内において通園療育等の事業を行っている「わかば園」、そして社会福祉法人を指定管理者としている「西宮市立北山学園」の管理運営を実施している。 【こども未来センター・わかば園】2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。 【北山学園】3歳児から就学前の知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。						
	対象・意図	対象	発達上の課題のある子供とその保護者				
		成果 (対象をどのような状態にしたいか)	子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。				
	実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	一部委託（民間等） 西宮市立北山学園の管理運営業務を指定管理による業務委託 施設維持管理業務を外部委託					
		無					
	市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無					
無							
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）							
令和4年度実施内容	<通園療育> ①こども未来センター 通園療育「わかば園」 在籍人数35人 [療育延べ出席人数] 2,503人 [親子療育教室（外来保育）延べ出席人数] 315人 [保育所等訪問支援] 支援回数248回 ②北山学園 在籍人数30人 [療育延べ出席人数] 保育6,406人						
III. 事業費（コスト）の推移（PLAN・DO）							
コストの内訳 単位 （千円）	区分		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算	
	事業費	A	114,467	112,107	117,607	149,491	
		うち会計年度任用職員人件費	29,201	33,690	34,507	35,976	
		その他事業費	85,266	78,417	83,100	113,515	
	正規職員人件費	B	140,727	144,165	119,032	125,013	
		正規職員従事者数	16.66	16.74	13.82	14.24	
		合計 (A + B) C	255,194	256,272	236,639	274,504	
	Cの財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	
		県支出金	1,682	0	0	0	
		地方債	0	0	0	0	
その他		20,853	27,776	31,151	21,432		
一般財源		232,659	228,496	205,488	253,072		
コス	コスト調整額 D	40,339	40,862	39,847	40,070		
	(加算)減価償却費	32,509	32,509	32,509	32,509		
	(加算)退職給与引当	7,830	8,353	7,338	7,561		
	(控除)コスト対象外	0	0	0	0		
	トータルコスト (C + D) E	295,533	297,134	276,486	314,574		

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

210302

IV. 事務事業の指標 (CHECK)

活動実績（量）を示す指標名			単位	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	対前年比 (%)	令和5年度 計画
① 「わかば園」在籍人数		人		35.0	34.0	35.0	102.9	45.0
② 「北山学園」在籍人数		人		30.0	30.0	30.0	100.0	30.0
③				—	—	—	—	—



事業の成果や効果を示す指標名(説明)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標値	達成率(%)
① 延べ出席人数	「わかば園」通園療育	単位 目標	3,850.0	3,850.0	3,850.0	3,850.0	3,850.0	65.0
	人 実績		2,166.0	2,220.0	2,503.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明 「わかば園」通園療育延べ出席人数								
② 人数	「北山学園」延べ出席	単位 目標	7,000.0	7,000.0	7,000.0	7,000.0	7,000.0	91.5
	人 実績		6,087.0	5,989.0	6,406.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明 「北山学園」延べ出席人数								
③		単位 目標	—	—	—	—	—	—
	人 実績		—	—	—	—	最終目標年度	—
式・説明								

V. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害を中心に支援ニーズが増加・多様化しているだけでなく、情報やアセスメントの共有を軸とした地域・学校園との連携ニーズも高まっている。こうしたことから公的な立場を生かした支援の中核拠点としての役割が望まれている。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標をやや達成できなかった	コロナの影響が徐々に解消されつつあり、通園療育延べ出席人数は増加した。引き続き遊びや活動を通じて心身の発達を促す子供の療育とともに、保護者の育児不安を和らげ、同じ思いを持つ保護者間のネットワーク構築をサポートしていく。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	やや高い	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	法令により受益者負担割合が定められている。今後、支援ニーズの多様化により専門職員の増員が必要となる可能性がある。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	こども未来センターは、療育や地域連携等の中核拠点を目指しているため、原則として直営で業務を行っているが、北山学園は指定管理者制度を導入しており、引き続き双方の交流を深めることでレベルアップを図っていく。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		肢体不自由児、知的障害児に加え、発達障害児が増加しており、こども未来センター通園療育部門と北山学園との連携を強化し、個に応じた支援を充実させる必要がある。	

VI. 今後の改善策 (ACTION)

事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続	令和5年度で対応するもの 幼稚園、保育所等への移行を視野に入れ、本人の日常生活につながる療育を行うとともに、アウトリーチ、保育所等訪問支援といったフォロー事業の充実を目指す。	令和6年度以降で対応する予定のもの 引き続き本人の日常生活につながる療育を行うとともに、フォロー事業の充実に取り組む。また、こども未来センターの通園療育部門と北山学園の職員のスキルアップを目的とした相互交流・情報交流を進める等、さらなる支援の充実に努める。
	改善・見直し内容			

注意事項

- (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。

(2) 診療・リハビリ事業

令和4年度実施事業

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報						
事務事業名		診療・リハビリ事業	作成年月日	令和5年 6月30日		
			事業番号	210301		
担当部署		こども支援局 こども未来部 診療事業課				
主管課長等		谷口 祐子	事業開始年度	昭和42(1967)年度		
法的根拠	市条例の実施義務有	児童福祉法、西宮市立こども未来センター条例	予算科目	会計	01 款 15 項 20 目 20	
				目名	児童発達支援費	
総合的体系	政策分野	02	子供・教育			
	施策分野	01	子供・子育て支援			
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実			
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)						
事業概要	こども未来センター診療所は、子供の運動発達の遅れや、ことばの発達についての診療など、医療的な側面からの支援を行っている。診療所の特徴は、単に診療を行うだけではなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取組を行っているところにある。 医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士など多職種の医療専門職が、さまざまな取組を行い、センター内の関係部門や学校園所等と連携した各種の支援にも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援を目指している。					
	対象・意図	対象	発達上の課題がある18歳までの子供とその保護者			
		成果 (対象をどのような状態にしたいか)	診療・リハビリなどにより、子供の困りごとを減らし、日々の生活に適応しやすくなるよう支援を行うとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身の自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。			
	実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	一部委託（民間等）				
		診療所外来受付・会計・リハビリ予約及び診療報酬明細書作成業務 リハビリ等センター利用時の兄弟姉妹一時預かり業務				
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無					
	類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無				
令和4年度実施内容	<診察延べ実施件数（小児科・整形外科・児童精神科）> 6,438件 ・初診 利用者数 421人 延べ実施件数 421件 ・再診 利用者数 2,523人 延べ実施件数 6,017件 <小児リハビリテーション延べ実施件数> 12,473件 ・理学療法 利用者数 295人 延べ実施件数 4,081件 ・作業療法 利用者数 867人 延べ実施件数 4,301件 ・言語聴覚療法 利用者数 972人 延べ実施件数 4,091件 <心理部門延べ実施件数> 905件 ・発達検査 利用者数 814人 延べ実施件数 816件 ・心理療法 利用者数 12人 延べ実施件数 89件 <学校園所等への連携・支援回数> 276回 ・Dr.支援会議 実施回数 52回 ・セラピスト訪問 実施回数 70回 ・PT・OT・ST見学 実施回数 154回					
	III. 事業費（コスト）の推移 (PLAN・DO)					
	コストの内訳 単位（千円）	区分	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算
		事業費 A	221,429	204,625	200,045	214,343
		うち会計年度任用職員人件費	123,391	114,579	110,309	123,449
		その他事業費	98,038	90,046	89,736	90,894
		正規職員人件費 B	153,989	147,696	142,717	142,747
正規職員従事者数		18.23	17.15	16.57	16.26	
合計 (A + B) C		375,418	352,321	342,762	357,090	
国庫支出金		0	0	0	0	
県支出金		3,856	0	0	0	
地方債		0	0	0	0	
その他	97,235	107,559	92,424	62,652		
一般財源	274,327	244,762	250,338	294,438		
コスト調整額 D	8,568	8,558	8,799	8,634		
(加算)減価償却費	0	0	0	0		
(加算)退職給与引当	8,568	8,558	8,799	8,634		
(控除)コスト対象外	0	0	0	0		
トータルコスト (C + D) E	383,986	360,879	351,561	365,724		

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

210301

IV. 事務事業の指標 (CHECK)

活動実績（量）を示す指標名			単位	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	対前年比 (%)	令和5年度 計画
① 診察利用者数			人	2,980.0	2,952.0	2,944.0	99.7	3,100.0
② 小児リハビリテーション利用者数			人	2,309.0	2,253.0	2,134.0	94.7	2,500.0
③ 学校園等への連携・支援件数			回	268.0	281.0	276.0	98.2	350.0



事業の成果や効果を示す指標名(説明)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標値	達成率(%)
①	診察延べ実施件数	単位	目標	7,400.0	7,400.0	7,400.0	7,800.0	82.5
		件	実績	7,016.0	6,780.0	6,438.0	—	最終目標年度
式・説明		診察受診者数 (実績)						
②	小児リハビリテーション延べ実施件数	単位	目標	17,400.0	17,400.0	17,400.0	20,000.0	62.4
		件	実績	12,435.0	13,758.0	12,473.0	—	最終目標年度
式・説明		理学療法、作業療法、言語聴覚療法、実施件数 (実績)						
③	診察待ち期間	単位	目標	6.0	6.0	6.0	6.0	68.2
		月	実績	7.1	7.8	8.8	—	最終目標年度
式・説明		診察申込をしてから初診までの待機期間						

V. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害のある子供に対する診察や療育（リハビリテーション等）は社会的ニーズが非常に高い。また、公的施設として、センター全体での福祉・教育・医療の連携による包括的な支援を行っている。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を大きく下回った	発達障害の社会的認知が進み、診療ニーズが高まっているか、全国的に発達障害診療専門医が不足している。地域医療機関との連携を行い、初診待ち期間の短縮に努めているが、思うようには短縮が進まない。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	診療所では、利用者ごとに医療専門職のスタッフが個別に対応するため、対応件数や質を下げずにコスト削減を図ることは困難である。
	将来コスト増減見込み	現在より増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	外部委託が可能な業務については、すでに委託済みである。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
	成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		

VI. 今後の改善策 (ACTION)

事務事業の今後の方針	基本方針	13 手法・内容の見直し	令和6年度以降で対応する予定のもの
	改善・見直し内容	令和5年度で対応するもの	
		地域資源を生かし、早期支援を進められるよう、地域医療機関や学校園所との連携に加え、障害児通所支援事業所等の情報収集を行い連携を進めていく。	地域医療機関、学校園所、障害児通所支援事業所等へのさらなる連携や支援を図り、市内全体の対応力を上げることにより、状態が安定している児童は地域で対応可能な体制を構築することを目指す。

注意事項

- (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。

(3) 地域・学校支援事業

令和4年度実施事業

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報						
事務事業名		地域・学校支援事業	作成年月日	令和 5年 6月30日		
			事業番号	210305		
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課				
主管課長等		安積 裕子	事業開始年度	昭和60(1985)年度		
法的根拠	市条例の実施義務有	教育の機会の確保等に関する法律 令和元年文部科学省通知 こども未来センター条例	予算	会計	01	
			科目	目名	教育指導費	
			事業分類	112	ソフト事務法令等無	
総合計画	政策分野	02	子供・教育			
	施策分野	01	子供・子育て支援			
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実			
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)						
事業概要	さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供が普段の生活で最も長い時間をすごす学校・幼稚園・保育所や関係機関などとの連携をとりながら支援を行い、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていくよう、ネットワーク作りを行う。不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、社会的自立や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行う。 障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」(障害児支援利用計画)の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて支援関係者間での認識共有を図る。					
	対象・意図	対象	18歳までの子供とその保護者			
		成果 (対象をどのような状態にしたいか)	すべての子供達が地域社会や学校園の中でいきいきとくらし、自分らしい豊かな人生を送ることができる。			
	実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	直営				
		無				
	市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無				
無						
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無					
	無					
令和4年度実施内容	●学校生活支援教室（のびのび教室）【高学年】前期6回1人 後期1回16人 【低学年】前期6回18人 後期6回22人 【保護者教室】前期1回12人 後期1回31人					
	●特別支援教育コーディネータースキルアップ研修【幼・小・中教員】21人 (社会心理・生命科学・教育支援=21時間)					
	●学校・幼稚園・保育所等との連携・支援 アウトリーチ 総派遣回数 272回(保育所31 幼稚園 85 小学校81 中学校21 高校39 関係機関15) 西宮専門家チーム 総派遣回数 197回(幼稚園4 小学校168 中学校17 研修等8)					
	●教職員研修 特別支援に関わる教職員に向けた研修 19回 参加人数854人					
	●計画作成 新規作成12件 モニタリング540件					
	●「かおテレビ」実施 総回数 49回 194人 塩瀬2回3人 山口2回8人 嘴尾21回129人 子育て総合センター12回31人 こども未来センター12回23人					
	●「ペアレント・プログラム」【2ケール】17人					
	●不登校児童生徒支援 教育支援センターあすなろ学級みらい 児童生徒数37人 (小学生14人、中学生23人) 登校日数 142日					
III. 事業費(コスト)の推移 (PLAN・DO)						
コストの内訳 単位 (千円)	区分	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算	
	事業費 A	58,744	61,542	62,741	65,870	
	うち会計年度任用職員人件費	45,613	47,757	47,438	49,940	
	その他事業費	13,131	13,785	15,303	15,930	
	正規職員人件費 B	35,055	36,601	35,744	35,994	
	正規職員従事者数	4.15	4.25	4.15	4.10	
	合計 (A + B) C	93,799	98,143	98,485	101,864	
	国庫支出金 C	1,568	253	267	0	
	県支出金	902	126	133	0	
	地方債	0	0	0	0	
その他	9,249	9,916	9,646	11,091		
一般財源	82,080	87,848	88,439	90,773		
コスト調整額 D	2,818	2,121	2,204	2,177		
(加算)減価償却費	867	0	0	0		
(加算)退職給与引当	1,951	2,121	2,204	2,177		
(控除)コスト対象外	0	0	0	0		
トータルコスト (C + D) E	96,617	100,264	100,689	104,041		

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

210305

IV. 事務事業の指標 (CHECK)

活動実績（量）を示す指標名			単位	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	対前年比 (%)	令和5年度 計画
① 学校生活支援教室（のびのび教室）開催回数	件		0.0	18.0	24.0	133.3	—	—
② 学校園等派遣先数	件		119.0	126.0	197.0	156.3	200.0	—
③ あすなろ学級の開講日数	日		128.0	140.0	142.0	101.4	140.0	—



事業の成果や効果を示す指標名(説明)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標値	達成率(%)
① 学校生活支援教室（のびのび教室）参加者数	人	単位 目標	60.0	60.0	40.0	0.0	—	—
式・説明 学校生活支援教室（のびのび教室）参加者数（実績値）								
② 学校等派遣延べ回数	回	単位 目標	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	90.7
式・説明 アウトリーチ総派遣件数（実績値）								
③ 不登校児童生徒数に対する在籍数の割合	%	単位 目標	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	66.7
式・説明 不登校児童生徒数に占めるあすなろ学級みらい入級者数の割合								

V. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害や不登校の相談や支援のケースは年々増加している。地域・学校園との連携の役割を担っており社会的ニーズは高い。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	感染症対策をして支援を継続している。アウトリーチや専門家チームの依頼件数が増加している。学校生活支援教員（通級）が全校配置になった。連携について考えていく。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	ほとんど変わらない	多様な相談内容に対応できる専門性が求められている。のびのび教室は、通級が各校に設置されたため、令和4年度をもって終了とする。令和5年度からは、各校でSSTに取り組めるように研修で教職員の人材育成を行う。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや低減する	
	受益者負担の適正度	受益者負担を求めるべきものではない	
執行方法	外部委託の可能性	外部委託が不可能な事業である	公的機関として、学校園をサポートする役割を担っており、外部委託することは困難である。のびのび教室に替わって、SSTが各校通級で学べるように研修の仕組みを整える。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		学校生活支援教員が、公立小中義務教育学校に全て配置されたので、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を各校ができるように研修などを組んでいく。	

VI. 今後の改善策 (ACTION)

事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続	令和6年度以降で対応する予定のもの
		令和5年度で対応するもの	
	改善・見直し内容	のびのび教室は発展的解消をするが、学校生活支援教員の研修を年に6回行い、各校でSSTや自立活動が取り組めるように推進する。	各校園所教職員の特別支援教育に関するスキルアップを図る。

注意事項

- (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。

(4) 発達・教育相談事業

令和4年度実施事業

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報						
事務事業名		発達・教育相談事業		作成年月日	令和5年 6月30日	
				事業番号	210304	
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課				
主管課長等		安積 裕子		事業開始年度	昭和33(1958)年度	
法的根拠 の 体 系	市条例の実施義務有	西宮市立こども未来センター条例		予算科目	会計 01 款 15 項 20 目 20	
				目名	児童発達支援費	
				事業分類	112 ソフト事務法令等無	
総合計画	政策分野 02 子供・教育	施策分野 01 子供・子育て支援	取組内容 03 福祉・教育・医療が連携した支援の充実			
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)						
事業概要	18歳までの子供の「心身の発達や療育・福祉サービスであること、不登校・情緒不安定・特性等や教育に関するここと」等、保護者や本人の悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により、相談に応じている。					
	対象	18歳までの子供とその保護者				
	成果 (対象をどのような状態にしたいか)	子供の「自分らしい育ちや社会参加」及び保護者の「子育てが豊かなものになる」ように、ニーズに合った支援を行っていく。				
	実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	直営				
	市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無				
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無					
令和4年度実施内容	<相談受付件数>					
	①電話相談 3,517件	②来所相談 2,833件	③訪問・その他 47件	計 6,397件		
	<相談内容別件数 (兵庫県「ひょうごっ子悩み相談センター」への報告)>					
	①いじめ 16件 ②不登校 1,533件 ③学業・進路 306件 ④友人関係 42件 ⑤家庭・子育て 1,417件 ⑥心身の健康・保健 1,430件 ⑦発達障害等 1,412件 ⑧非行・不良行為 24件 ⑨暴力行為 46件 ⑩虐待 103件 ⑪体罰 0件 ⑫学校・教職員との関係 59件 その他 9件					
	【計 6,397件】					
III. 事業費 (コスト) の推移 (PLAN・DO)						
コストの内訳 単位 (千円)	区分		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算
	事業費 A		42,069	34,166	38,179	40,414
	うち会計年度任用職員人件費		39,653	32,765	36,592	38,491
	その他事業費		2,416	1,401	1,587	1,923
	正規職員人件費 B		30,494	22,047	31,179	32,131
	正規職員従事者数		3.61	2.56	3.62	3.66
	合計 (A + B) C		72,563	56,213	69,358	72,545
	Cの財源内訳		国庫支出金 0	0	0	0
	単位内訳		県支出金 651	0	0	0
	()		地方債 0	0	0	0
一般財源		71,912	56,213	69,358	72,430	
コスト調整額 D		1,697	1,277	1,922	1,943	
(加算) 減価償却費		0	0	0	0	
(加算) 退職給与引当		1,697	1,277	1,922	1,943	
(控除) コスト対象外		0	0	0	0	
トータルコスト (C + D) E		74,260	57,490	71,280	74,488	

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

210304

IV. 事務事業の指標 (CHECK)

活動実績（量）を示す指標名		単位	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	対前年比 (%)	令和5年度 計画
① 電話相談受付件数	件	3,568.0	3,336.0	3,510.0	105.2	4,000.0	
② 来所相談受付件数	件	1,813.0	2,332.0	2,833.0	121.5	3,000.0	
③ 訪問・その他受付件数	件	32.0	43.0	47.0	109.3	50.0	



事業の成果や効果を示す指標名(説明)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標値	達成率(%)
①	式・説明	単位	目標	—	—	—	—	—
		件	実績	—	—	—	—	最終目標年度
②	式・説明	単位	目標	—	—	—	—	—
		件	実績	—	—	—	—	最終目標年度
③	式・説明	単位	目標	—	—	—	—	—
		件	実績	—	—	—	—	最終目標年度

V. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達や不登校の相談を中心に、相談支援事業に対する社会的ニーズは非常に高い。コロナ前の相談件数に戻ってきている。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	感染症対策をして相談業務を行った。相談内容が多様化・複雑化している。こども未来センターが担っている役割は大きいと考える。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	専門職が、平日は19時まで、土曜は9時から17時まで相談業務を行っている。シフトを組んで対応しており、コストは適切であると考える。
	将来コスト増減見込み	現在より増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	外部委託が不可能な事業である	公的機関として、拠点となる活動をめざしている。業務の外部委託は困難である。こども未来センターへの期待は大きい。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が十分表れている	

成果の達成状況及び評価結果から明らかになつた課題事項など

発達や不登校に関する悩みや相談のニーズが高い。関係機関や関係各課と連携した支援も必要である。部内や課内での密な連携も求められる。

VI. 今後の改善策 (ACTION)

事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続	令和5年度以降で対応する予定のもの
	改善・見直し内容	令和5年度で対応するもの	
		相談員の専門性をいかし、今後も関係機関や学校園との連携など、ニーズに応じた支援を丁寧に行っていく。	チーム会議や課内会議等で、相談内容の多様化に対応できるようにスキルアップを図る。

注意事項

- (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。

(5) 北山学園施設整備事業

令和4年度実施事業

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報													
事務事業名	北山学園施設整備事業		作成年月日	令和 5年 6月30日									
			事業番号	210303									
担当部署	こども支援局 こども未来部 発達支援課												
主管課長等	中川 治彦		事業開始年度	平成28(2016)年度									
法的根拠	その他（市規則等含）	無し	予算科目	会計	01	款	15	項	20	目	25		
					目名	障害福祉施設整備費							
総合計画	政策分野	02	子供・教育	事業分類	222	施設等整備							
	施策分野	01	子供・子育て支援										
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実										
II. 事務事業の実施概要（PLAN・DO）													
事業概要	西宮市立北山学園は、児童福祉法第43条に基づく児童発達支援センターとして、就学前の主に知的障害のある児童を対象に、独立自活に必要な指導支援を提供することを目的として設置しており、施設の適正な維持管理を図るとともに、機能の増進を図る必要がある。												
	令和2年度は老朽化対策としてプール槽内及びプールサイドシート補修工事を実施した。 令和3年度は外壁等改修工事及びプールろ過装置更新工事を実施した。 令和4年度はボイラー室用途変更工事及び厨房前コンクリート補修工事を実施した。												
	対象・意図	対象	北山学園園児										
		成果（対象をどのような状態にしたいか）	施設の整備により、安全性の確保と利便性を高め、豊かな自然環境を生かした環境で子供たちがのびのびたくましく育つことを目指す。										
		実施形態（一部委託の場合の範囲・内容）	一部委託（民間等）	現況調査・工事設計等を委託で実施した。									
		市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無										
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）		無											
令和4年度実施内容	ボイラー室用途変更工事及び厨房前コンクリート補修工事を実施した。												
	III. 事業費（コスト）の推移（PLAN・DO）												
	コストの内訳 単位（千円）	区分		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算						
		事業費	A	7,010	7,465	2,985	2,296						
		うち会計年度任用職員人件費		0	0	0	0						
		その他事業費		7,010	7,465	2,985	2,296						
正規職員人件費		B	1,267	1,292	1,292	1,317							
正規職員従事者数			0.15	0.15	0.15	0.15							
合計 (A + B) C			8,277	8,757	4,277	3,613							
国庫支出金			0	0	0	0							
県支出金			0	0	0	0							
地方債			5,600	0	0	0							
その他			0	0	0	0							
一般財源			2,677	8,757	4,277	3,613							
コスト調整額	D	71	75	80	80								
(加算)減価償却費		0	0	0	0								
(加算)退職給与引当		71	75	80	80								
(控除)コスト対象外		0	0	0	0								
トータルコスト (C + D) E		8,348	8,832	4,357	3,693								

令和5年度 西宮市事務事業評価シート

210303

IV. 事務事業の指標 (CHECK)

活動実績（量）を示す指標名		単位	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	対前年比 (%)	令和5年度 計画
① ポイラー室用途変更工事	%	—	100.0	—	—	—	—
② 廉前コンクリート補修工事	%	—	—	100.0	—	—	—
③ 玄関の二重扉化工事	%	—	—	100.0	—	—	—



事業の成果や効果を示す指標名(説明)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標値	達成率(%)
①	式・説明	単位	目標	—	—	—	—
		実績	—	—	—	—	最終目標年度
②	式・説明	単位	目標	—	—	—	—
		実績	—	—	—	—	最終目標年度
③	式・説明	単位	目標	—	—	—	—
		実績	—	—	—	—	最終目標年度

V. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	老朽化した施設を整備することで、安全を確保するとともに、快適な療育環境を確保することができる。
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い（市規則等の場合など）	
成果・有効性	成果の達成状況	評価対象外	評価対象外
	市民ニーズの傾向	評価対象外	
	市民満足度	評価対象外	
コスト・負担	コストの節減度	評価対象外	評価対象外
	将来コスト増減見込み	評価対象外	
	受益者負担の適正度	評価対象外	
執行方法	外部委託の可能性	評価対象外	評価対象外
	実施方法の効率性	評価対象外	
	成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など	開設50年を超える老朽化施設であり、園児にとって安全で快適な療育環境を確保するためには更新する施設整備が必要である。工事期間中は施設利用に支障が生じるため、関係課、施設管理者と協議し、適切な時期、工法により工事を実施する必要がある。	

VI. 今後の改善策 (ACTION)

事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続		
		令和5年度で対応するもの		令和6年度以降で対応する予定のもの
		玄関の二重扉化工事を実施する。		令和6年度に非常口扉の取替工事を行うなど、老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、引き続き安全で快適な療育環境の整備に努めていく。

注意事項

- (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。

3 関連事業費

(1) 令和4年度決算

(単位 : 円)

		職員の 給与費	児童発達 支援事業	診療リハ ビリ事業	発達・教育 相談事業	地域・学校 支援事業	計
人 件 費	正規職員 41人	343,733,803	0	0	0	0	343,733,803
	会計年度パートタイムA 45人	0	24,048,682	99,780,117	36,591,165	47,427,613	207,847,577
	会計年度パートタイムB 9人	0	10,457,923	10,529,463	0	0	20,987,386
	計	343,733,803	34,506,605	110,309,580	36,591,165	47,427,613	572,568,766
審議会委員報酬		0	248,000	0	0	0	248,000
臨時医師等謝礼		0	0	25,102,000	0	0	25,102,000
講師等謝礼		0	482,400	307,389	100,926	6,021,749	6,912,464
旅費		0	479,060	2,052,770	1,156,700	614,320	4,302,850
需 用 費	消耗品費	0	1,836,172	2,017,392	213,732	321,543	4,388,839
	燃料費	0	175,518	0	0	43,687	219,205
	食糧費	0	940,965	24,167	0	4,632	969,764
	印刷製本費	0	175,560	0	0	0	175,560
	電気使用料	0	2,415,189	2,357,685	0	977,577	5,750,451
	ガス使用料	0	1,510,549	1,474,584	0	611,413	3,596,546
	水道及び下水道使用料	0	298,433	291,328	0	120,795	710,556
	修繕料	0	1,043,679	0	0	40,605	1,084,284
	医薬材料費	0	0	864,262	0	0	864,262
計		0	8,396,065	7,029,418	213,732	2,120,252	17,759,467
役 務 費	電話回線使用料	0	661,727	632,768	0	311,148	1,605,643
	郵便料	0	88,590	67,480	84,000	65,000	305,070
	損害保険料	0	223,010	116,330	0	20,230	359,570
	手数料等	0	51,495	77,250	6,000	3,630	138,375
計		0	1,024,822	893,828	90,000	400,008	2,408,658
委 託 料	施設管理関係	0	10,520,095	9,504,731	0	3,940,981	23,965,807
	北山学園指定管理料	0	53,446,521	0	0	0	53,446,521
	事業関係	0	192,027	23,427,928	0	2,101,000	25,720,955
	業務システム関係	0	0	8,041,550	0	0	8,041,550
計		0	64,158,643	40,974,209	0	6,041,981	111,174,833
使 用 料	通園タクシー借上料	0	5,133,410	0	0	0	5,133,410
	業務システム等機器借上料	0	508,032	10,296,000	0	0	10,804,032
	その他	0	105,204	1,924,010	0	46,499	2,075,713
	計	0	5,746,646	12,220,010	0	46,499	18,013,155
工事請負費		0	1,988,151	0	0	0	1,988,151
備品購入費		0	429,020	672,700	0	0	1,101,720
負担金補助及び交付金		0	147,200	482,800	26,000	56,900	712,900
償還金		0	0	0	0	7,000	7,000
公課費		0	0	0	0	5,000	5,000
合計		343,733,803	117,606,612	200,044,704	38,178,523	62,741,322	762,304,964
特 定 財 源	行政財産目的外使用料	0	13,128	0	0	0	13,128
	診療収入	29,360,740	0	61,194,247	0	0	90,554,987
	通園使用料	16,015,960	12,066,477	0	0	0	28,082,437
	保育所等訪問支援収入	0	1,810,541	0	0	0	1,810,541
	計画相談支援収入	0	0	0	0	9,487,963	9,487,963
	診断手数料	0	0	1,158,500	0	0	1,158,500
	教育支援体制整備事業費	0	0	0	0	0	0
	給食費保護者負担金収入	0	583,270	0	0	0	583,270
	外来保育事業利用者負担金	0	0	0	0	0	0
	実習生受入収入	0	50,000	407,920	0	157,800	615,720
	予防接種取扱収入	0	0	9,020	0	0	9,020
	通園タクシー利用者負担金	0	0	0	0	0	0
	一時預り事業利用者負担金	0	0	293,100	0	0	293,100
	診察券再発行実費徴収金	0	0	240	0	0	240
	光熱水費使用者負担金収入	0	48,270	0	0	0	48,270
	自動販売機取扱収入	0	233,910	0	0	0	233,910
	太陽光発電収入	0	329,635	0	0	0	329,635
	研修教材費実費徴収金	0	0	0	0	0	0
	新型コロナウイルス感染対策補助金	0	0	0	0	0	0
	新型コロナウイルス慰労金	0	0	0	0	0	0
	地域生活支援事業費等補助金	0	0	0	0	400,000	400,000
計		45,376,700	15,135,231	63,063,027	0	10,045,763	133,620,721
一般財源		298,357,103	102,471,381	136,981,677	38,178,523	52,695,559	628,684,243

【歳入 決算】

(単位：円)

款	項	目	節	細節	説明	決算額
40 使用料及び手数料	05 使用料	10 総務使用料				13,128
		20 庁舎敷等使用料				13,128
		行政財産目的外使用料(こども未来センター)				13,128
		15 民生使用料				129,935,928
		30 こども未来センター診療収入				90,554,987
		こども未来センター診療収入				90,554,987
		33 こども未来センター通園使用料				28,082,437
		こども未来センター通園使用料				28,082,437
		34 保育所等訪問支援収入				1,810,541
		保育所等訪問支援収入				1,810,541
		35 こども未来センター計画相談支援収入				9,487,963
		こども未来センター計画相談支援収入				9,487,963
	05 手数料	15 民生手数料				1,158,500
		10 民生手数料				1,158,500
		こども未来センター診断手数料				1,158,500
45 国庫支出金	10 国庫補助金	50 教育費国庫補助金				0
		05 教育総務費補助金				0
		教育支援体制事業費				0
50 県支出金	10 県補助金	15 民生費県補助金				0
		20 障害福祉費補助金				0
		医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費				0
		新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業費				0
		障害福祉サービス施設・事業所等感染対策徹底支援事業費				0
75 諸収入	90 雜入	90 雜入				2,113,165
		45 実費等徴収金				876,610
		08 実費等徴収金				876,610
		こども未来センター給食費保護者負担金収入				583,270
		こども未来センター通園タクシー利用者負担金収入				0
		こども未来センター診察券再発行実費徴収金				240
		こども未来センター外来保育事業利用者負担金収入				0
		こども未来センター時預かり事業利用者負担金収入				293,100
		こども未来センター研修教材費実費徴収金				0
		50 光熱水費使用者負担金収入				48,270
		08 光熱水費使用者負担金収入				48,270
		光熱水費使用者負担金収入(発達支援課)				48,270
		90 雜入				1,188,285
		08 雜入				1,188,285
		実習生受入収入(発達支援課)				50,000
		実習生受入収入(診療事業課)				407,920
		実習生受入収入(地域・学校支援課)				157,800
		こども未来センター予防接種取扱収入				9,020
		太陽光発電収入				329,635
		自動販売機取扱収入(発達支援課)				233,910
		合計				133,220,721

【施設整備関係】北山学園施設整備事業

(単位：円)

		令和4年度決算	令和5年度当初予算
委託料		0	0
工事請負費		2,985,400	2,296,000
合計		2,985,400	2,296,000
特 財	地方債	0	0
	計	0	0
一般財源		2,985,400	2,296,000

(2) 令和5年度当初予算

(単位：千円)

		職員の給与費	児童発達支援事業	診療リハビリ事業	発達・教育相談事業	地域・学校支援事業	計
人件費	正規職員 35人	323,135	0	0	0	0	323,135
	会計年度A職員 46人	0	24,729	112,639	38,506	49,961	225,835
	会計年度B職員 9人	0	11,265	10,842	0	0	22,107
	計	323,135	35,994	123,481	38,506	49,961	571,077
審議会委員報酬		0	372	0	0	0	372
臨時医師等謝礼		0	0	25,832	0	0	25,832
講師等謝礼		0	959	30	146	5,735	6,870
旅費		0	1,160	2,931	1,235	919	6,245
需用費	消耗品費	0	2,017	2,299	257	300	4,873
	燃料費	0	180	0	0	81	261
	食糧費	0	1,307	24	0	0	1,331
	印刷製本費	0	404	0	0	0	404
	電気使用料	0	2,626	2,563	0	1,063	6,252
	ガス使用料	0	1,487	1,451	0	602	3,540
	水道及び下水道使用料	0	388	379	0	157	924
	修繕料	0	770	100	0	140	1,010
	医薬材料費	0	0	820	0	0	820
	計	0	9,179	7,636	257	2,343	19,415
役務費	電話回線使用料	0	648	617	0	305	1,570
	郵便料	0	89	69	84	67	309
	損害保険料	0	319	120	0	5	444
	手数料等	0	70	126	6	13	215
	計	0	1,126	932	90	390	2,538
委託料	施設管理関係	0	10,199	9,322	0	3,865	23,386
	北山学園指定管理料	0	80,139	0	0	0	80,139
	事業関係	0	293	24,235	0	2,266	26,794
	業務システム関係	0	0	6,332	0	0	6,332
	計	0	90,631	39,889	0	6,131	136,651
使用料	通園タクシー借上料	0	5,637	0	0	0	5,637
	業務システム等機器借上料	0	424	10,296	0	0	10,720
	その他	0	1,834	2,064	0	182	4,080
	計	0	7,895	12,360	0	182	20,437
工事請負費		0	1,500	0	0	0	1,500
備品購入費		0	302	640	115	165	1,222
負担金補助及び交付金		0	348	612	65	44	1,069
償還金		0	10	0	0	0	10
公課費		0	15	0	0	0	15
合計		323,135	149,491	214,343	40,414	65,870	793,253
特定財源	行政財産目的外使用料	0	13	0	0	0	13
	診療収入	90,314	0	60,210	0	0	150,524
	通園使用料	28,346	18,898	0	0	0	47,244
	保育所等訪問支援収入	1,350	900	0	0	0	2,250
	計画相談支援収入	0	0	0	0	10,916	10,916
	診断手数料	0	0	1,167	0	0	1,167
	地域生活支援事業費	0	0	0	0	0	0
	青い鳥福祉基金繰入金	0	0	640	115		755
	給食費保護者負担金収入	0	923	0	0	0	923
	外来保育事業利用者負担金	0	0	0	0	0	0
	実習生受入収入	0	40	300	0	175	515
	予防接種取扱収入	0	0	10	0	0	10
	通園タクシー利用者負担金	0	23	0	0	0	23
	一時預り事業利用者負担金	0	0	324	0	0	324
	診察券再発行実費徴収金	0	0	1	0	0	1
	光熱水費使用者負担金収入	0	40	0	0	0	40
	自動販売機取扱収入	0	241	0	0	0	241
	太陽光発電収入	0	354	0	0	0	354
	計	120,010	21,432	62,652	115	11,091	215,300
一般財源		203,125	128,059	151,691	40,299	54,779	577,953

【歳入 予算】

(単位 : 千円)

款	項	目	節	細節	説明	予算額
40 使用料及び手数料	05 使用料	10 総務使用料				13
		20 斤舎敷等使用料				13
		行政財産目的外使用料(こども未来センター)				13
		15 民生使用料				210,934
		30 こども未来センター診療収入				150,524
		こども未来センター診療収入				150,524
		33 こども未来センター通園使用料				47,244
		こども未来センター通園使用料				47,244
		34 保育所等訪問支援収入				2,250
		保育所等訪問支援収入				2,250
		35 こども未来センター計画相談支援収入				10,916
		こども未来センター計画相談支援収入				10,916
	05 手数料	15 民生手数料				1,167
		10 民生手数料				1,167
		こども未来センター診断手数料				1,167
45 国庫支出金	10 国庫補助金	50 教育費国庫補助金				0
		05 教育総務費補助金				0
		教育支援体制事業費				0
65 繰入金	05 繰入金	05 基金繰入金				755
		25 青い鳥福祉基金繰入金				755
		青い鳥福祉基金繰入金				755
75 諸収入	90 雜入	90 雜入				2,431
		45 実費等徴収金				1,271
		08 実費等徴収金				1,271
		こども未来センター給食費保護者負担金収入				923
		こども未来センター通園タクシー利用者負担金収入				23
		こども未来センター診察券再発行実費徴収金				1
		こども未来センター外来保育事業利用者負担金収入				0
		こども未来センター時預かり事業利用者負担金収入				324
		こども未来センター研修教材費実費徴収金				0
		50 光熱水費使用者負担金収入				40
		08 光熱水費使用者負担金収入				40
		光熱水費使用者負担金収入(発達支援課)				40
		90 雜入				1,120
		08 雜入				1,120
		実習生受入収入(発達支援課)				40
		実習生受入収入(診療事業課)				300
		実習生受入収入(地域・学校支援課)				175
		こども未来センター予防接種取扱収入				10
		太陽光発電収入				354
		自動販売機取扱収入(発達支援課)				241
		合計				215,300

4 条例・規則・要綱

(1) 条例・規則

西宮市立こども未来センター条例

(平成27年7月15日)

(西宮市条例第5号)

(設置)

第1条 子供の豊かな人生の実現に向けた福祉、教育及び医療の総合的な支援並びに子供が暮らす地域社会及び学校園、関係機関等との連携を行う施設として、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、西宮市高畠町2番77号に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 センターに次の施設を置く。

- (1) 児童発達支援センター
- (2) 診療所
- (3) 相談支援事業所
- (4) 教育支援センター

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）及び同条第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）に関する事業
- (2) 子供（満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）の発達に係る診療事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）及び同条第19項に規定する基本相談支援に関する事業
- (4) 子供の発達及び教育に係る相談及び支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用料等)

第6条 センターにおいて次の各号に掲げる支援を受けた者は、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定通所支援に要した費用（同項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該費用の額）を合計した額
- (2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）
- (3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準

により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）

第7条 センターにおいて診療又は診断書等の発行を受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料及び手数料の額については、西宮市立中央病院条例（昭和31年西宮市条例第24号）別表第1健康保険法（大正11年法律第70号）その他管理者が別に定める法律による療養の給付及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付（同法に基づく基準の例によるとされる者に対する医療の給付を含む。）の項及びその他の療養の給付の項並びに別表第3手数料の部診断書及び証明書料の項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（会議室の使用）

第8条 センターの会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするとともに、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) センターの事業の実施に支障があるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

3 市長は、会議室の使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

（入館の制限）

第9条 市長は、センターに入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) センターの管理上必要な指示に従わないとき。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成27年規則第13号により、平成27年9月1日から施行〕

（西宮市立児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（経過措置）

第3条 この条例の施行の日前の前条の規定による改正前の西宮市立児童福祉施設条例（以下「旧児童福祉施設条例」という。）別表に規定する西宮市立わかば園における使用、診療又は診断書等の発行に係る使用料又は手数料については、旧児童福祉施設条例第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

付 則（令和2年3月27日西宮市条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第4号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター条例施行規則

(平成27年8月31日)

(西宮市規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(定員)

第2条 児童発達支援センターの定員は、45名とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用者の遵守事項)

第4条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。

(2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。

(5) その他市長の指示に従うこと。

(会議室の使用者の範囲)

第5条 会議室を使用できる者は、子供の発達及び教育に関わる者その他市長が適当と認めた者とする。

(会議室の使用申請の手続)

第6条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の2月前から使用する日までに市長に申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(2) 要綱

西宮市立こども未来センター分離保育プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における分離保育プログラム（以下「分離保育」という。）は、子どもに対し保護者と離れた環境での保育を行うことを通して、子どもの自立性や社会性を育てることを目的とする。

(対象)

第2条 分離保育の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に6ヶ月以上在籍している就学前1年未満の園児であること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 分離保育実施中に、常に保護者がセンター内で児童の状況を把握できること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して分離保育の実施可否、実施期間、実施条件等を決定する。

- (1) 分離保育の必要性
- (2) 園児の状況・健康状態
- (3) 出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 分離保育を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、分離保育の中止もしくは終了、期間・条件等を変更することができる。

(その他)

第4条 介助通園制度による介助と分離保育の期間が重なった場合は、介助通園制度を優先するものとする。

2 その他、分離保育の実施に支障が生じた場合は、予告なく分離保育を中止することがある。

付 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター通園療育部門（以下、「わかば園」という。）において、園児が地域の保育所や幼稚園、わかば園以外の児童発達支援事業所（以下、「保育所等」という）を利用しながら、わかば園が実施する発達支援と保護者支援を受けること（以下、「並行通園」という。）を可能とすることを目的とする。

(対象)

第2条 並行通園の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) わかば園に在籍中もしくは入園が予定されており、原則として定められた登園日に登園できること。
- (2) 保護者がわかば園への登降園に付き添うことができること。
- (3) 並行通園時に、保護者が療育に参加できること。
- (4) 保育所等に在籍中もしくは入所が決定していること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して並行通園の実施可否、実施条件等を決定する。

- (1) 並行通園の必要性
- (2) 子どもの状況・健康状態
- (3) 在園中であれば、その出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 並行通園を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、並行通園の中止若しくは終了、条件等を変更することができる。

(わかば園の登園)

第4条 並行通園の登園日は、わかば園の登園を優先するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、わかば園に事前に承諾を受けるものとする。

2 登園日が休園となった場合、もしくは欠席した場合の振替は行わない。

3 通園タクシーの利用は、登園日の通常の時間帯のみとする。

(その他)

第5条 並行通園利用中は、分離保育プログラムや介助通園制度は利用できない。

- 付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。
付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。
付 則 この要綱は、令和3年4月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門において園児の保護者が病気、出産、その他家族の介護などのため園児と共に通園することが困難であり、他に代替者が確保できないとき、センター職員（以下「担当者」という）が介助を行うことにより療育を継続する事を目的とする。

(対象児)

第2条 この要綱の対象児は次のとおりとする。

- (1) 保護者が病気、家族の介護などのため2週間以上通園が困難になった、あるいは困難になることが予想される園児。
- (2) 保護者が出産のため通園が困難となった園児。

(介助期間)

第3条 前条第1号の場合、診断書に示された期間とする。但し、保護者、家族の病気とは急性疾患を対象としており、期間はおおむね3ヶ月を限度とする。又前条第2号の場合、出産予定期日前8週間、出産後12週間とする。但し、多胎妊娠の場合、産前14週よりとする。又在胎32週未満で出生した早産未熟児の場合、出産予定期日から最大12週までこの制度を利用することができる。

(申請・決定)

第4条 対象児の保護者はこども未来部長に対し、園児と共に通園することが困難な理由を証明する書類（診断書など）を添えて申請する。但し、第2条第2号に該当する場合、保護者は妊娠4ヶ月の時点で申請するものとする。

2 こども未来部長は申請に基づき対象児の状態、他の介護通園の状況を勘案し決定するものとする。但し、対象児の状態により条件が付与される場合がある。

(介助の方法)

第5条 登園日に、担当者は対象児を送迎し、園内では保護者の代わりに介助などを行う。担当者は保護者と緊密に連携しながら、対象児の療育に資するものとする。なお、対象者が2名を超える場合は、1日2名を上限とし、原則として機会均等に介助するものとする。

(費用)

第6条 担当者による対象児の送迎に伴うタクシー料金の保護者負担額は、別途定める「西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱」によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項が発生したとき、又疑義が生じたときは、園において協議し解決する。

- 付 則 この要綱は、平成6年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成10年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成15年10月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成16年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成18年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成25年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱（以下、「介助要綱」という。）

第6条の規定により、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における介助通園実施のための費用に関する細目を定める。

(費用の算定)

第2条 介助通園実施による保護者の負担する費用（以下、「負担額」という。）は、次のとおり算定する。

(1) センターから園児の自宅まで、送迎に要する費用のうち園児が乗車していない区間の半額とする。

(2) その額は平均額（以下、「単価」という。）をもって算定するが十円未満は切り捨てる。

(単価の確認)

第3条 第2条の規定により算出された単価は、介助要綱第2条の対象児の保護者（以下、「保護者」という。）の確認を得るものとする。

(負担額の確認)

第4条 こども未来部長は、該当月の介助通園の実施状況を添付し、保護者に負担額を通知する。

(支払い)

第5条 保護者は負担額を確認するとともに、速やかにこども未来部長に負担額を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項や疑義が生じた時は、こども未来部において協議し決定する。

付 則 この要綱は、平成7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は保護者が園児と共に西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門に通園する際、保護者が第2条に規定する用務を行うことにより、園児の通園が円滑に行われ療育を継続することが可能とすることを目的とする。

(タクシー利用用務)

第2条 保護者が第1条に規定する目的を達成するたに行う用務は次のとおりとする。

- (1) 園児の兄弟などを保育所等に送る用務。
- (2) 緊急かつ、突発的に発生した用務。
- (3) その他、こども未来部長が特に必要と認める用務。

(申請・決定)

第3条 保護者は原則として第2条に規定する用務を行う時、こども未来部長に申請する。

2 こども未来部長は申請に基づきその必要性を検討し、その可否を決定して保護者に通知する。

(費用)

第4条 保護者が第2条の用務を行うために要するタクシー料金は、次の順序により算定する。（1）

通常、通園する時のタクシー料金と、第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。

（2）前項により算定しがたい場合は、地図上の距離を測定し算定したタクシー料金と第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。

(利用料金の徴収)

第5条 こども未来部長は第4条の規定により算定した額を毎月末に締め、通園タクシー利用状況を添付し保護者に通知するものとする。

保護者はその額を確認し、速やかにこども未来部長に支払うものとする。

第6条 この要綱に規定のない事項、疑義が生じた時はセンターにおいて協議し決定する。

付 則 この要綱は、平成 7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）における通園療育部門において、通常のタクシーに乗車することが困難な園児に対し、センターと福祉タクシー事業に係る契約を締結した事業所（以下、単に「事業所」という。）のタクシー（以下、「福祉タクシー」という。）の利用によって、園児の通園がより円滑に行われることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、次に掲げる身体的な理由等により、通常のタクシー利用が困難な園児で次の各号に掲げる者とする。

- (1) 人工呼吸器を装着した園児とその保護者
- (2) 経管栄養器具を装着した園児とその保護者
- (3) 酸素ボンベを必要とする園児とその保護者
- (4) その他通常のタクシーの利用が困難であるとこども未来部長が認定した園児とその保護者

(利用申請)

第3条 前条の規定に該当し、福祉タクシーの利用を希望する園児の保護者は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用申請書（様式第1号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

2 前項の申請は利用を希望する2ヶ月前までに行わなければならない。ただし、新規入園に際して利用を希望する場合は、この限りでない。

(利用の承認等)

第4条 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が適当であると認めたときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認めたときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(変更又は利用の停止)

第5条 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用変更申請書（様式第4号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

2 こども未来部長は、前項の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認めた場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、転居等の事由により利用を停止する場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用辞退届（様式第5号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 福祉タクシーの利用に際しての利用日及び時間等に関する事業所との連絡は、園児の保護者が行うこと。
- (2) 園児の自宅からセンターまでの送迎並びに乗車及び降車については、保護者の責任において行うこと。
- (3) 園児の自宅又はセンター以外の場所等で乗降しないこと。ただし、利用者の体調の急変等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (4) その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職権による利用承認の取り消し)

第7条 こども未来部長は、利用者が前条の規定を遵守しない場合は、職権により福祉タクシーの利用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用承認を取り消す場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用取消通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（対象となる経路）

第8条 この要綱に基づく福祉タクシー利用の対象となる経路は次の各号に掲げる最も経済的な通常の経路とし、その他の用務に係る経路は対象としない。

（1）園児の自宅からセンターまでの登園

（2）センターから園児の自宅までの降園

（事業所との契約）

第9条 事業所との契約については、別に定める様式により行うものとする。

（料金の支払）

第10条 事業所は、こども未来部長に対し、毎月10日までに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用状況報告書（様式第7号）及び請求書を提出し、前月分の利用料金を請求するものとする。

2 こども未来部長は、前項の請求があったときは、受理した日から30日以内に事業所に利用料金を支払うものとする。

（その他）

第11条 この要綱において福祉タクシーとは、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）

第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいう。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）通園療育部門の園児への給食の提供に要する費用（以下「食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食費の徴収)

第2条 食費は、児童発達支援利用契約を締結した園児の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する。

(期間)

第3条 食費の徴収の対象となる期間は、児童発達支援利用契約における期間とする。

(食費の額)

第4条 一食あたりの食費は、生活保護受給及び市民税非課税の世帯は230円、市民税所得割額が28万円未満の世帯は250円、市民税所得割額が28万円以上の世帯は300円とする。

(キャンセルの申し出)

第5条 保護者は、登園日当日の午前9時30分までにセンターにキャンセルの連絡がない場合は、食費を全額負担するものとする。

(食費の納付)

第6条 保護者は、当該月の食費の合計額を翌月20日までに市が指定する方法により市に納付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より施行する。

付 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

西宮市立こども未来センター親子療育教室運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター親子療育教室(以下「親子療育教室」という。)の運営及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 親子療育教室は、発達に遅れや偏りがある児童の成長を助長するために、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、利用者の保護者に対しても相談業務を行うものとする。

2 こども未来部長は、児童発達支援事業の実施にあたっては、地域の保健、医療、福祉サービス及び教育機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(利用対象)

第3条 親子療育教室を利用できる者は、原則として本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 心身の発達に不安のある0～3歳児の乳幼児及びその保護者

(2) 前号に定めるもののほか、こども未来部長が特に必要があると認める児童及びその保護者
(事業内容)

第4条 親子療育教室の事業内容は、次の各号に掲げるものとし、保護者同伴で利用するものとする。

(1) 親子遊び、集団活動及び個別支援等による療育

(2) 保護者が児童の発達に関して正しく理解し、児童との適切な関わり方を身につけるための助言及び指導

(3) 保護者同士の交流の場の提供

(4) 前各号に掲げるもののほか、早期療育に関する情報提供など親子療育教室の運営上必要と認めるもの。

(実施日・利用定員等)

第5条 親子療育教室の実施日は、西宮市立こども未来センターの開所日とする。

2 親子療育教室の実施日時及び利用定員等の詳細は、こども未来部長が別途定める。

(利用手続等)

第6条 親子療育教室の利用を希望する児童の保護者は、親子療育教室利用申請書（様式第1号）をこども未来部長に提出しなければならない。

2 こども未来部長は次のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認をしないことができる。

(1) 利用定員を超えるとき。

(2) 児童が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症指定医療機関への入院を要する類型の感染症にかかっているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、親子療育教室の運営上不適当であると認めるとき。

(利用の制限)

第7条 こども未来部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、親子療育教室の利用を制限することができる。

(1) 特別の事由がなく引き続き20日以上利用しないとき。

(2) 保護者が訓練又は指導上の指示に従わないとき。

(3) 前条第2項第2号に該当することとなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、親子療育教室の運営上不適当であると認めるとき。

(費用負担)

第8条 親子療育教室において、教材費等の必要な経費が発生するときは、実費相当分を保護者から徴収することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はこども未来部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱の廃止)
- 2 西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は西宮市立こども未来センターにおいて、診療・療育等を利用する利用者の利便性向上を図り、集中しやすい環境を整えるために実施する一時預かり事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び対象児童)

第2条 西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）一時預かり事業（以下、「一時預かり事業」という。）は、前条の目的に鑑み、診療・療育の対象児童の生後8ヶ月以上の就学前の兄弟姉妹を家庭等で保育ができない場合、診療・療育に必要な時間に限り一時預かりを行う。

(実施場所)

第3条 西宮市立こども未来センター3階の多目的室で実施する。

(利用定員)

第4条 利用定員は、おおむね6名とする。

(一時預かりの時間)

第5条 診療・療育実施日の月曜日～金曜日午前8時45分から午後5時30分までとする。

(利用の申込)

第6条 一時預かり事業を必要とする児童の申請者は、あらかじめ、「西宮市立こども未来センター一時預かり事業登録申請書（登録台帳）」（様式第1号）を提出するとともに、利用日「西宮市立こども未来センター 一時預かり利用申込書」（様式第2号）により申し込まなければならない。ただし、緊急の場合は、事後処理できるものとする。

(登録の停止)

第7条 一時預かり事業の必要がなくなった申請者は、速やかに届出なければならない。

(利用者負担)

第8条 申請者は、事業の実施に要する経費の一部として、1時間300円を利用料として負担しなければならない。

2 申込者は、前項の利用料を利用する当日に納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

教育支援センター「あすなろ みらい」実施要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校できない状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）の社会的自立のための指導及び援助を目的に、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号）第4条第4号において設置される教育支援センター（第4条以下「あすなろ みらい」という。）の実施について必要な事項を定める。

(運営)

第2条 前条の目的を達成するため、所管するこども支援局こども未来部が教育委員会学校教育部と密接な連携を図りながら、運営を行う。

(対象者及び学籍)

第3条 教育支援センターを利用できる者は、西宮市立小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒のうち、本人及び保護者の利用希望を受けた校長の意見を踏まえ、地域・学校支援課長が教育支援センターにおける指導及び援助が適切と認める者とする。

(名称及び位置)

第4条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

あすなろ みらい 西宮市高畠町2-77（西宮市立こども未来センター内）

(事業内容)

第5条 あすなろ みらいは、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会的な自立に関すること。
- (2) 学習指導に関すること。
- (3) 学習補助サポーターに関すること。
- (4) その他あすなろ みらいの目的達成に必要な事業に関すること。

(教育支援員)

第6条 あすなろ みらいに教育支援員（以下「支援員」という。）を置く。

- 2 支援員は、西宮市長が任用する。
- 3 支援員は、在籍校及び関係機関と連絡及び相談等を定期的に行い、あすなろ みらいの運営にあたる。
- 4 支援員は、地域・学校支援課長が必要と認める会議へ出席し、必要に応じて運営状況を報告する。

(開室時間等)

第7条 あすなろ みらいの開室日及び開室時間等は、次のとおりとする。

- (1) 開室日は、月曜日から木曜日までとする。
- (2) 開室時間は、午前の部が9時30分から11時30分まで、午後の部が13時から15時とする。
- (3) 指導場所は、西宮市立こども未来センターその他地域・学校支援課長が認めた場所とする。
- (4) 前各号の規定に関わらず、地域・学校支援課長は、必要があると認める時は、開室日、開室時間及び指導場所を変更することができる。

(利用日の報告)

第8条 不登校児童生徒があすなろ みらいを利用した日数は、在籍校の校長（以下「校長」という。）に連絡する。

(体験申込)

第9条 利用の体験を希望する不登校児童生徒の保護者は、様式第1号及び様式第2号を校長に提出する。校長は内容を確認のうえ署名し、これを地域・学校支援課長に提出する。

(利用の決定)

第10条 地域・学校支援課長は、不登校児童生徒の保護者からの要望に基づいた校長からの依頼により、支援員による面接と利用の体験をもとに利用許可をする。

- 2 利用を許可された不登校児童生徒の保護者は、様式第3号を校長に提出する。校長は内容を

確認のうえ署名し、これを地域・学校支援課長に提出する。

3 地域・学校支援課長は、利用を決定した時は、様式第4号により校長に通知するものとする。

(利用開始日の決定)

第11条 利用開始日は、前条の様式第4号の記載にて通知する。

(利用中止の決定)

第12条 あすなろ みらいの利用中止は、当該児童・生徒の利用状態などを考慮し、地域・学校支援課長が決定する。

2 前項の決定をしたときは、地域・学校支援課長は、校長に通知するものとする。

(施設の併用の実施)

第13条 あすなろ みらいを利用している児童生徒は、教育委員会の教育支援センター事業(サテライト)による施設のうち1施設の併用を認める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

西宮専門家チーム派遣要綱

(趣旨)

第1条 発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている西宮市立学校園及び保育所等（以下「学校園所」という。）並びに幼児児童生徒及び保護者に対して、早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について専門的意見を示す西宮専門家チーム（以下「専門家チーム」という。）を派遣する。

(派遣方法)

第2条 学校園所より要請があり、必要と認められるケースには専門家チームから相談員を派遣する。その際に学校園所の長は、相談申込書（様式1）、相談形態により必要な場合には保護者承諾書（様式2）及び対象幼児児童生徒の様子（様式3）を地域・学校支援課長に提出する。また、ケースによっては来所による発達相談にも応じる。

(役割と事業内容)

第3条 専門家チームは、以下の件に関して支援する。ただし、診断及び療育は実施しない。

- (1) 当該幼児児童生徒の実態の把握と分析
- (2) 当該幼児児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示
- (3) 学校園所の支援体制についての指導助言
- (4) 保護者、本人への相談
- (5) 学校園所職員対象の研修の支援
- (6) その他、地域・学校支援課長が必要と認めた支援

2 専門家チームはその役割を果たすために、次の事業を実施する。

(1) 教育研修

学校関係者対象（講話中心の研修、幼児児童生徒の授業等行動観察後研修）

(2) 教育相談

保護者を含む学校関係者対象（幼児児童生徒の授業等行動観察後面談）

(3) 発達・医学相談

心理士による発達相談及び医師による医学相談

（実施後学校報告、保護者が希望すれば保護者に報告することができる）

(4) その他の事業

地域・学校支援課長が必要と認めた事業

(構成)

第4条 専門家チームの相談員は、医学、心理及び教育等の各分野において、それぞれ発達障害等に関する専門的知識を有する、医学関係者、心理関係者及び教育関係者等により構成する。（会議・運営）

第5条 専門家チームは、必要に応じてケース会議を開催する。なお、専門家チームが必要と認める場合は、当該幼児、児童及び生徒の担任等の関係者を同席させることができる。

(校内委員会等への助言)

第6条 専門家チームは、協議の結果を校内委員会等へ助言することができる。

(個人情報の管理)

第7条 個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守するとともに知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、目的外に利用・提供してはならない。また、発達相談等により知り得た情報の共有は、当該幼児、児童、生徒及び保護者又は学校園所に対して適切な指導及び支援を行うためにのみ行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

学習補助サポーター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育支援センター「あすなろ みらい」実施要綱の定めに基づき実施する「学習補助サポーター事業」に関する事項について定める。

(事業の内容)

第2条 本事業は、教育支援員をサポートし、社会的自立のための指導や支援を効果的に行うことを目的に、ボランティアによる学習補助サポートを実施する。

(人員の配置)

第3条 教育支援センター「あすなろ みらい」での学習や生活面での支援を行うボランティア（以下「学習補助サポーター」という。）は、教育支援員の指導のもと、学習室等において利用者の学習及び生活面での支援を行うものとする。

(要件)

第4条 学習補助サポーターは、教職を目指す者及び臨床心理又は社会福祉等を学ぶ大学生及び大学院生並びに教員免許取得者又はそれに準じる者で、当事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者とする。

2 学習補助サポーターとして登録を受けようとする者は、学習補助サポーター申込書兼登録用紙（様式1）により申請する。

3 登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし途中で登録したボランティアにあたっては、登録した月から登録期間の末日までとする。

(遵守事項)

第5条 学習補助サポーターは、次の各号を遵守しなければならない。

（1）個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守するとともに、知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、目的外に利用・提供したりしないこと。

（2）こども未来センターの信用を失墜させる行為をしないこと。

(登録の取消)

第6条 次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとする。

（1）第5条に定める遵守事項に反したとき。

（2）登録した個人から登録を取り消す旨の申し出があったとき。

（3）登録した個人の存在が確認できないとき。

（4）こども未来センターの名誉を毀損し、又はその趣旨に反する活動があったとき。

（5）その他、この要綱の趣旨に照らし、地域・学校支援課長が登録を不適切であると認めるとき。

(事業経費の負担及び謝金等)

第7条 学習補助サポーターの謝金は、1回あたり3,055円とする。ただし、交通費は支給しない。
(補償)

第8条 学習補助サポーターについては市が指定するボランティア活動保険に加入することとし、その費用については、市が負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ペアレント・プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、子育てに難しさを感じる保護者が子供の「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることや子育ての仲間を見つける機会とすることを目的とするペアレント・プログラムを実施するにあたり、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、西宮市とする。

(実施対象者)

第3条 ペアレント・プログラムの実施対象者は、西宮市民とする。但し、こども未来センターを利用する育児不安が高い保護者又は保護者支援としてペアレント・プログラムの参加が効果的と認められる保護者を優先的に対象とする。

(実施場所)

第4条 ペアレント・プログラムは、こども未来センターで実施する。

(実施方法)

第5条 ペアレント・プログラムは、次に定めるところにより実施する。

- (1) 1クール7回（フォローアップセッション1回を含む）の保護者支援のためのグループによるプログラムとする。なお、初回から6回までは概ね2週間に1回のペースで実施し、6回目終了後、概ね1か月を経た後にフォローアップセッションを行うものとする。
- (2) ペアレント・プログラムの1クール毎の定員は、概ね10名とする。
- (3) ペアレント・プログラムは、必要な研修を受けたこども未来センターの職員又は外部講師が進行するものとする。
- (4) ペアレント・プログラムは、保護者同士がアドバイスや共感をしあいながら、回を重ねるごとに参加者の自己肯定感が高められるよう、ペアワークを基本に実施するものとする。
- (5) ペアレント・プログラムの実施日に、希望に応じて託児を実施するものとする。
- (6) ペアレント・プログラムの結果は、市が別途指定する用紙に記録する。なお、記録は市が保管し、事後の指導や育児支援のために活用するものとする。
- (7) 日程、プログラム、従事者数、その他実施細目については、年度毎に定めるものとする。

(託児)

第6条 前条第5号に規定する託児は、こども未来センター内に設置する一時預かり事業により行う。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和5年4月1日から実施する。

西宮市立こども未来センター苦情解決要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）が提供するサービス等に係る利用者からの苦情に適切に対応することにより、利用者の権利擁護を図るとともにサービスに対する満足度を高め、適正なサービスとセンターの信頼の確保を図るため、苦情解決に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 苦情を適切に解決するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を置く。

(苦情解決責任者)

第3条 苦情解決責任者は、こども未来部長をもって充てる。

2 苦情解決責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情の解決
- (2) 苦情受付担当者の任命
- (3) その他苦情解決に必要な事項

(苦情受付担当者)

第4条 苦情受付担当者は、苦情解決責任者が任命する。

2 苦情受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- (3) 苦情内容及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(第三者委員)

第5条 第三者委員は3名以内とし、社会的信頼を有し、苦情解決を円満かつ円滑に図ができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

2 第三者委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情受付担当者からの苦情内容の報告聴取
- (2) 前号についての苦情申出者への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出者への助言
- (5) センターへの助言
- (6) 苦情申出者と苦情解決責任者との話し合いへの立会いと助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取
- (8) その他苦情解決に必要な事項

5 第三者委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 第三者委員への報酬は、中立性確保のため、交通費等の実費弁償を除き無報酬とする。

(利用者への周知)

第6条 苦情解決責任者は、利用者に対し苦情解決の仕組み等について、センター内に掲示するとともに文書等により周知する。

2 新たにサービス等を利用するものに対しては、利用開始時に前項の苦情解決の仕組み等について周知する。

(苦情の受付)

第7条 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を隨時受付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受けることができる。

2 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出者に確認する。

- (1) 苦情内容
 - (2) 苦情申出者からの要望等
 - (3) 第三者委員への報告の要否
 - (4) 苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否
- 3 前項第3号及び第4号が不要な場合は、苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の報告・確認)

第8条 苦情受付担当者は、受けた苦情は、全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出者が第三者委員への報告を明確に拒否の意思表示をした場合を除く。

- 2 投書等匿名の苦情についても、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。
- 3 第三者委員は、苦情受付担当者からの苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認すると共に、苦情申出者に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第9条 苦情解決責任者は、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出者、または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

- 2 第三者委員の立会いによる苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いは、次のとおりとする。
 - (1) 第三者委員による苦情内容の確認

- (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も苦情解決結果の立会いを要請することができる。

(苦情解決結果の記録・報告)

第10条 療育サービスの質を高め、運営の適正化を確保するために苦情解決結果の記録と報告を行う。

- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について、書面に記録する。
- (2) 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- (3) 苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について苦情申出者及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告する。
- (4) 解決困難なケースについては、兵庫県社会福祉協議会に設置された「兵庫県福祉サービス運営適正化委員会」に委ねる。

(解決結果の公表)

第11条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、毎年度1回、前年度の苦情対応結果について事業報告書等に実績を掲載し公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター会議室使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号）（以下「条例」という。）及び西宮市立こども未来センター条例施行規則（平成27年西宮市規則第12号）（以下「規則」という。）に基づく、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）の会議室の使用にあたり、必要な事項を定める。

(使用許可の対象等)

第2条 使用許可の対象となる対象者は、センターの支援の対象となる子供や保護者に関連する団体、関係機関及び市長が適当と認めた団体とする。

2 使用許可の対象とする会議室の使用目的は、条例第1条の規定に規定するセンターの設置目的に合致する子供や保護者に関連する事業とする。

(対象となる会議室)

第3条 使用許可の対象となる会議室は、別表のとおりとする。

(使用時間等)

第4条 会議室の使用時間は、規則第3条第1項に規定するセンターの開館時間とする。

2 規則第3条第2項に規定するセンターの休館日は、会議室は使用できない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可申請の手続き)

第5条 会議室の使用許可申請の手続きについては、条例第8条第1項及び規則第6条に基づき、西宮市立こども未来センター会議室使用許可申請書兼許可書（様式第1号）（以下「申請書兼許可書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、条例第8条第1項の許可を行う場合、申請書兼許可書を交付する。

(遵守事項)

第6条 会議室を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 使用終了後は、部屋、設備及び機器を使用前の状態に戻すこと。
- (6) その他市長の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消す。

- (1) こども未来センターにおいて、使用物件を災害対策等公共の用途として必要とする場合。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 条例第8条第2項各号に該当する行為があったとき。
- (4) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第8条に規定する暴力団を利することとなると認めるとき。
- (5) 前条各号の遵守事項に反する行為があったとき。

(損害賠償)

第8条 会議室を使用する者が、故意又は過失により施設又は設備を滅失又はき損させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）

第50条の規定に基づき「西宮市立こども未来センター運営審議会（以下、「審議会」という。）」の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができます。

(1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により「西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第4条に規定する課（以下、「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が該当人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、こども支援局こども未来部発達支援課において処理する。

(その他)

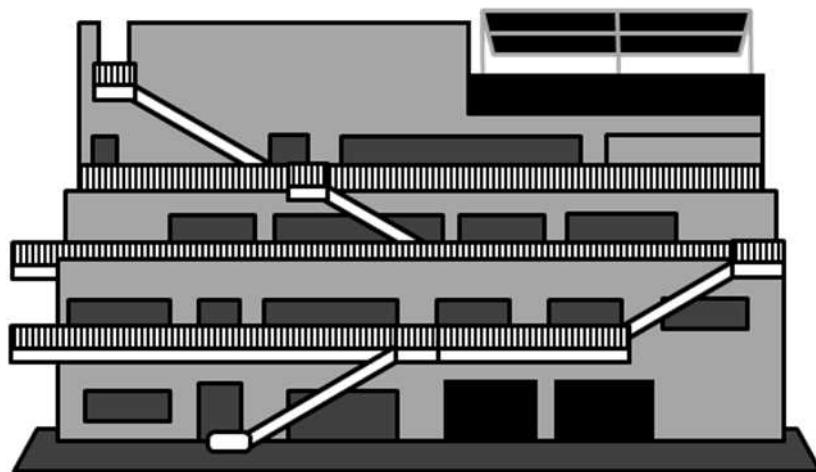
第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

5 用語集

	語句	説明
1	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
2	リハビリテーション (リハビリ・リハ)	障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人の生涯全般において、すべての人間が生まれ持っている権利を取り戻すことに寄与し、障害者の自立と参加をめざそうとする考え方。
3	ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル(普通)だという考え方。
4	インクルージョン (インクルーシブ)	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。
5	理学療法士(PT)	身体に障害のある人に、主に運動療法を用いて、基本的動作能力の回復を図り、自立した生活が送れるよう治療および支援を行う。
6	作業療法士(OT)	身体または精神に障害のある人に、その主体的な生活の獲得を図るため、作業活動を用いて、治療および支援を行う。
7	言語聴覚士(ST)	言語および聴覚に障害のある人に、その機能の維持・向上を図り、自分らしい生活を構築できるよう言語聴覚療法を用いて治療および支援を行う。
8	通園外療育	従来、わかば園では「外来保育」と呼んできた。下記①②の週1回程度以下の療育を、ここでは「通園外療育」と呼ぶことにする。①診察後、保護者にとって子供への関わり方を具体的に学びながら子供を理解し、子供にとって「慣らし」の意味を持ち、次のステップ(通園など)への準備のための療育。②症状が軽く通園療育までは必要ないが、ある程度専門的な療育が必要な場合。この通園外療育により、通園外の保護者にとっても仲間づくりやエンパワーメントの場となる。また、通園を待機となっている子供を受け入れる補完的側面もある。
9	地域自立支援協議会	障害のある人もない人も地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を進める場。
10	エンパワーメント	社会的な制約のもとで、主体的な生き方が困難な状況になりがちであった障害のある人自身が力をつけて自己選択・自己決定を可能とし、自分自身が人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていくとする考え方。
11	スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。
12	ソーシャルスキル	社会的技能のこと。社会の中で他人と交わったり、一緒に生活していくために必要な能力。日常生活の中の問題や課題に、自分自身で効果的な対処ができる能力のこと。
13	コーピングスキル	ストレスに対処する技能のこと。身体的・情緒的な反動を減らし、ストレスに適切に対処できる能力のこと。
14	感覚統合療法(SI)	1970 年当時アメリカで問題になっていた学習障害児のための治療法として開発され、日本にも 20 年ほど前に導入された。主に学習障害や自閉症のある子供の学習や行動、情緒面を脳における感覚間の統合という視点で分析し、治療および支援を行うもの。



西宮市立こども未来センター 令和5年度事業概要

令和5年（2023年）11月 発行

〒663-8202 西宮市高畠町2番77号 こども未来センター内
西宮市 こども支援局 こども未来部
診療事業課 0798-65-1927
発達支援課 0798-65-1936
地域・学校支援課 0798-65-1882
